新(2023年11月1日~)

目次(略)

第1条~第2条の2(略)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用	語		用	語	の	意	味	
1	電気	通信設備	電気通信を	行う	ための機材	戒、器具、	線路そ	の他の電気	的設備
2~	18		(略)						
19 仿		電話等設	特定協定事		との加入で	電話等契約	内に基づ	いて設置さ	れる電
20	加入	電話設備	特定協定事			サービスに	に係る契	約に基づし	いて設置
21)	総合 レ通信	ディジタ 設備	特定協定事					一ビスに係	系る契約
22	削除		削除						
23	公衆	電話設備	特定協定事 の電話機等		が設置する	る公衆電詞	舌又はデ	ィジタルケ	公衆電話
230	D 2 	国際公衆	公衆電話記	设備の	うち国際	電話等サ-	ービスを	利用するこ	ことがで
24	削除		削除						
25 ਸ਼ੋ	固定	端末系伝 備	に規定する	る電気	通信番号(等設備、2	こより識別 公衆電話記	別される 殳備及び	号)第9第 固定端末系 他社直加 <i>フ</i> に係るもの	《伝送路

26 携帯電話設備	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、協定事業者に係るもの
27 削除	削除
27の2 他社直加 入電話等設備	他社直加入電話等会社との他社直加入電話等契約に基づいて 設置される電気通信設備
27の3 他社直収 電話等設備	固定端末系伝送路設備及び他社直加入電話等設備のうち、他 社直収電話等会社との他社直収電話等契約に基づいて設置さ れる電気通信設備
27の4 IP電話 設備	主として通話の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号又は音響の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの符号設備。
28 無線呼出し設 備	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第49条 の5に規定する無線呼出しを行う協定事業者の契約約款等で 規定する契約に基づいて設置される電気通信設備
29 陸上移動無線 データ通信設備	無線設備規則第49条の13に規定する陸上移動無線データ通信 を行う協定事業者の契約約款等で規定する契約に基づいて設 置される電気通信設備
30~36	(略)

目次(略)

第1条~第2条の2(略)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2~18	(略)
19 加入電話等設備	特定協定事業者との加入電話等契約に基づいて設置される電 気通信設備
20 加入電話設備	特定協定事業者との電話サービスに係る契約に基づいて設置 される加入電話等設備
21 総合ディジタ ル通信設備	特定協定事業者との総合ディジタル通信サービスに係る契約 に基づいて設置される加入電話等設備
22 削除	削除
23 公衆電話設備	特定協定事業者が設置する公衆電話又はディジタル公衆電話 の電話機等
23の2 国際公衆 電話設備	公衆電話設備のうち国際電話等サービスを利用することがで きるもの
24 削除	削除
25 固定端末系伝 送路設備	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9条第1号 に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路 設備(加入電話等設備、公衆電話設備及び他社直加入電話等 設備を除きます。)であって、協定事業者に係るもの
25の2 固定電話 <u>等設備</u>	電気通信番号規則別表第1号及び別表第6号に規定する電気 通信番号により識別される電気通信設備
26 携帯電話設備	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、協定事業者に係るもの
27 削除	削除
27の2 他社直加 入電話等設備	他社直加入電話等会社との他社直加入電話等契約に基づいて 設置される電気通信設備
27の3 他社直収 電話等設備	固定端末系伝送路設備及び他社直加入電話等設備のうち、他 社直収電話等会社との他社直収電話等契約に基づいて設置さ れる電気通信設備
27の4 IP電話 設備	主として通話の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号又は音響の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの符号設備。
28 無線呼出し設 備	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第49条の5に規定する無線呼出しを行う協定事業者の契約約款等で規定する契約に基づいて設置される電気通信設備
29 陸上移動無線 データ通信設備	無線設備規則第49条の13に規定する陸上移動無線データ通信 を行う協定事業者の契約約款等で規定する契約に基づいて設 置される電気通信設備

電話等サービス契約約款 旧(~2023年10月31日) 新(2023年11月1日~) 第4条~第54条(略) 第4条~第54条(略) 別記1~13(略) 別記1~13(略) 料金表 料金表 通則 (略) 通則 (略) 第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。) 第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。) 第1 基本料金 第 1 基本料金 1適用 1適用 (略) (略) 2料金額 2料金額 2-1 回線使用料(基本料) (略) 2-1 回線使用料(基本料) (略) 2-2 付加機能使用料 2-2 付加機能使用料 (1)(2)以外の付加機能に係るもの (1)(2)以外の付加機能に係るもの 料 金 額 料 金 額 臨 時 以 臨時のもの(日 臨 時 以 臨時のもの(日 区 分 単位 区 分 単 位 外 の も 額) 外のも 額) の(月 の(月 額) 額) 地域指定着信課金機能(フリーダイヤル) 地域指定着信課金機能(フリーダイヤル) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 機能能 機能能 追 加 1 地域指定着信課金機能には、次の種類があります。(ただし、 1 地域指定着信課金機能には、次の種類があります。(ただし、 考 高度振り分け機能に係る地域指定着信課金機能については、(1) 高度振り分け機能に係る地域指定着信課金機能については、(1) に限ります。)。 に限ります。)。 (1) 一般地域指定着信課金機能((3)以外のものをいいます。) (1) 一般地域指定着信課金機能((3)以外のものをいいます。) (2) 削除 (2) 削除 (3) 発信者番号識別接続機能(その契約回線への接続を許容す (3) 発信者番号識別接続機能(その契約回線への接続を許容す る電気通信番号(当社が別に定めるものに限ります。)を、当 る電気通信番号(当社が別に定めるものに限ります。)を、当 社が別に定める数の範囲内で、この機能を利用する契約者が 社が別に定める数の範囲内で、この機能を利用する契約者が 設定する機能で、一般発信者番号識別接続機能とコミュニケ 設定する機能で、一般発信者番号識別接続機能とコミュニケ ーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能があります。) ーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能があります。) (4) 削除 (4) 削除 2 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者 2 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者 は、その契約回線への接続を許容する電気通信番号を、当社が は、その契約回線への接続を許容する電気通信番号を、当社が 別に定める数の範囲内で、変更することが可能です。 別に定める数の範囲内で、変更することが可能です。 3 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者 3 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者 は、接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、待ち は、接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、待ち 合わせ接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、着信課金番 合わせ接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、着信課金番 号通知機能、オリジナルガイダンス機能、独自ガイダンス登録 号通知機能、オリジナルガイダンス機能、独自ガイダンス登録 機能、独自ガイダンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り 機能、独自ガイダンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り 分け機能を利用することはできません。 分け機能を利用することはできません。 4~5(略) 4~5 (略) 6 この機能を利用している契約回線へ着信課金番号により行う 6 削除 通話は、一般通話のうちダイヤル通話又はディジタル通信モー ドに限ります。 7~10(略) 7~10(略)

11 当社は、契約者から発信者番号識別接続機能の申出があった

ときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料(臨

11 当社は、契約者から発信者番号識別接続機能の申出があった

ときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料(臨

時のものを除きます。)の基本額の単位を「1の着信先ごとに」とし、その料金額を一般発信者番号識別接続機能の場合は100円(110円)とし、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能の場合はその支払いを要しません。この場合、契約者があらかじめ接続を許容する電気通信番号を指定しなかった場合、当該着信課金番号への接続は行いません。

12 コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能は 1 の利用回線ごとに当社が別に定める数の範囲内での申込とし、通話料金別表に規定する「特定電話番号等への通話料金の月極割引 II」、「集帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「集帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引IV」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引 IV のモバイル適用」、「「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込があった場合に限り承諾します。

ただし、「特定電話番号等への通話料金の月極割引 II」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 II」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引 IV」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引 IV」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引 IVのモバイル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 II」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」の廃止があったときは、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能を廃止します。

- 13 当社は、契約者から請求があったときは、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします
- 14 7、8、12の規定に関わらず、発信者番号識別接続機能の契 約者は、接続を許容する電気通信番号として選択しなかった番 号からの、当該着信課金番号への接続は行いません。
- 15 契約者(発信者番号識別接続機能の契約者を除きます。)は、 地域指定着信課金機能により通話料金をその契約者に課金する ことを許容する地域を当社が別に定めるところに従って指定し ていただきます。この場合、指定することができる地域の数は、 当社が別に定める数の範囲内とします。

16~58 (略)

- 59 当社は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号接続機能において、その機能に係る料金の月間累計額が3料金月連続して発生していないことを当社が確認した場合、当社より付与しているコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与を取りやめる場合があります。
- 61 当社は、59の規定によりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与が取りやめとなっている電話等利用契約者から申出があった場合、当社よりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るあらたな着信課金番号を付与することとします。

ただし、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるとき は、着信課金番号の付与に期間を要することがあります。この場 時のものを除きます。)の基本額の単位を「1の着信先ごとに」とし、その料金額を一般発信者番号識別接続機能の場合は100円(110円)とし、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能の場合はその支払いを要しません。この場合、契約者があらかじめ接続を許容する電気通信番号を指定しなかった場合、当該着信課金番号への接続は行いません。

12 コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能は 1 の利用回線ごとに当社が別に定める数の範囲内での申込とし、通話料金別表に規定する「特定電話番号等への通話料金の月極割引II」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引IV」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引IV」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引IVのモバイル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引I」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引I」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込があった場合に限り承諾します。

ただし、「特定電話番号等への通話料金の月極割引 II」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 II」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引 IV」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引 IV」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引 IVのモバイル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 II」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」の廃止があったときは、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能を廃止します。

- 13 当社は、契約者から請求があったときは、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様としまま
- 14 7、8、12の規定に関わらず、発信者番号識別接続機能の契約者は、接続を許容する電気通信番号として選択しなかった番号からの、当該着信課金番号への接続は行いません。
- 15 契約者(発信者番号識別接続機能の契約者を除きます。)は、 地域指定着信課金機能により通話料金をその契約者に課金する ことを許容する地域を当社が別に定めるところに従って指定し ていただきます。この場合、指定することができる地域の数は、 当社が別に定める数の範囲内とします。

16~58 (略)

- 59 当社は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号接続機能において、その機能に係る料金の月間累計額が3料金月連続して発生していないことを当社が確認した場合、当社より付与しているコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与を取りやめる場合があります。
- 61 当社は、59の規定によりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与が取りやめとなっている電話等利用契約者から申出があった場合、当社よりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るあらたな着信課金番号を付与することとします。

ただし、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるとき は、着信課金番号の付与に期間を要することがあります。この場

新(2023年11月1日~)

- 合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。 62 この機能を利用する契約回線が、IP通信網サービス利用回線である場合は、コミュニケーションで・チョイス発信者番号識別
- である場合は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別 接続機能及び着信課金番号通知機能を利用することはできません。
- 63 当社は、契約者から申出があり、かつ、その申出に係る契約回線が、当社が別に定める条件を満たす場合には、基本機能の欄の規定に係らず、付加機能使用料(臨時のものを除きます。)の基本額の単位を「1の着信課金番号ごとに」とし、その料金額を1,000円(1,100円)とします。この場合、当社はその付加機能使用料の基本額を地域指定着信課金機能を利用している契約者があらかじめ指定する1の契約回線(その着信課金番号に係るものに限ります。)に請求し、その支払いを要するものをその契約回線の契約者とします。
- 64 当社は、契約者が<u>通話料金別表に規定する「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」と同時に申込を行い、かつ、</u>携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行う場合に限り<u>6</u>3の規定を承諾します。
- 65 前項の契約者は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号 識別接続機能、機能特定地域指定着信課金機能、待ち合わせ接続 機能、接続先案内機能、着信番号通知機能、オリジナルガイダン ス機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能、緊 急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。
- 66 64、65の規定を満たさなくなったときは、当社は63に規定する基本額の取扱いを廃止します。
- 67 当社は、契約者から機能特定地域指定着信課金機能の申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料(臨時のものを除きます。)の基本額を300円(330円)とします。
- 68 機能特定地域指定着信課金機能は、通話料金別表に規定する「全時間帯における区域内通話の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」(ただし、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」はお申込いただけません。)並びに「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」と同時に申込があったときに限り承諾します。

69 削除

- 70 機能特定地指定着信課金機能の契約者は、携帯電話設備に係る 他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるよう にする取扱いを行うことを要します。
- 71 68、70の規定を満たさなくなったときは、機能特定地域指定着信課金機能を廃止します。

72~85 (略)

(注 1) 1の(3)及び2に規定する当社が別に定める数は一般発信者番号識別接続機能については10、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち「特定電話番号等への通話料金の月極割引II」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引II」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、又は「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引IV」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引IV」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引IV」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Vのモバイル適用」と同時に申込のあったものについては3(但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があり、その割引選択回線が2以上の場合は10とします。)(電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。)、コミュニケ

- 合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- 62 この機能を利用する契約回線が、IP通信網サービス利用回線である場合は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能及び着信課金番号通知機能を利用することはできません。
- 63 当社は、契約者から申出があり、かつ、その申出に係る契約回線が、当社が別に定める条件を満たす場合には、基本機能の欄の規定に係らず、付加機能使用料(臨時のものを除きます。)の基本額の単位を「1の着信課金番号ごとに」とし、その料金額を1,000円(1,100円)とします。この場合、当社はその付加機能使用料の基本額を地域指定着信課金機能を利用している契約者があらかじめ指定する1の契約回線(その着信課金番号に係るものに限ります。)に請求し、その支払いを要するものをその契約回線の契約者とします。(本条件を以下「フリーダイヤルeプラン」といいます。)
- 64 当社は、契約者が携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行う場合に限り63の規定を承諾し、料金表第1表(料金)第2(通話に関する料金)2—1-4(フリーダイヤル通話に関わるもの)(2)(イ)フリーダイヤルeプランに関わるものに規定する通話料金を適用します。
- 65 前項の契約者は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号 識別接続機能、機能特定地域指定着信課金機能、待ち合わせ接続 機能、接続先案内機能、着信番号通知機能、オリジナルガイダン ス機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能、緊 急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。
- 66 64、65の規定を満たさなくなったときは、当社は63に規定する 基本額の取扱いを廃止します。

67 削除

68 削除

69 削除

70 削除

71 削除

72~85 (略)

(注 1) 1の(3)及び2に規定する当社が別に定める数は一般発信者番号識別接続機能については10、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅲ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、又は「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」と同時に申込のあったものについては3(但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があり、その割引選択回線が2以上の場合は10とします。)(電気通信番号規則第9

電話等サー	ビス	契約約款

ーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 II」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込のあったものについては10(電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。)とします。

(注2) 12に規定する当社が別に定める数はコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I 」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 II」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」(通話料金別表におけるこの月極割引の(2) ウの(オ)に規定する場合を除きます。)と同時に申込のあったものについて5とし、このとき12に規定する利用回線を割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この月極割引の定義等に準じます。)と読み替えます。

ただし、その他の月極割引と同時に申込のあったものについては1とします。(但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があったものについては、当社が別に定める場合は5とします。)

(以下略)

(2)国際通話に係るもの(略)

2-3 (略)

第2 通話に関する料金

1 適用

区 分	内容
(1) 料金設定通話	ア 国内通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間(その料金設定通話が無線呼出し設備若しくは陸上移動無線データ通信設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合、列車公衆通話の場合は、特定協定事業者の提供区間に限ります。)とを合わせて当社が設定します。
	(ア) 次に定める一般通話
	① 別記 1 (1)、(2)、(3) 又は(4) に規定する提供区間に係る通話のうち、加入電話等設備、公衆電話設備又は陸上移動無線データ設備からの通話
	② 削除
	③ 契約者指定番号発信サービスに係る通話
	④ 当社の付加機能を利用して行う通話
	(イ) 列車公衆通話
	以下(略)
(2) 単位料金区域 の設定	略
(3) 区域内通話、	ア 国内通話には、次の種類があります。

条第3号に規定する電気通信番号に限ります。)、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I 」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I 」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込のあったものについては10(電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。)とします。

新(2023年11月1日~)

(注2) 12に規定する当社が別に定める数はコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I 」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」(通話料金別表におけるこの月極割引の(2) ウの(オ)に規定する場合を除きます。)と同時に申込のあったものについて5とし、このとき12に規定する利用回線を割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この月極割引の定義等に準じます。)と読み替えます。

ただし、その他の月極割引と同時に申込のあったものについては1とします。(但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があったものについては、当社が別に定める場合は5とします。)

(以下略)

(2)国際通話に係るもの(略)

2-3 (略)

第2 通話に関する料金

1 適用

区分	内容
(1) 料金設定通話	ア 国内通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間(その料金設定通話が無線呼出し設備若しくは陸上移動無線データ通信設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合、列車公衆通話の場合は、特定協定事業者の提供区間に限ります。)とを合わせて当社が設定します。
	(ア) 次に定める一般通話及びフリーダイヤル通話 ① 別記 1 (1)、(2)、(3) 又は(4) に規定する提供区間に係る通 話のうち、加入電話等設備、公衆電話設備又は陸上移動無線 データ設備からの通話
	② 削除
	③ 契約者指定番号発信サービスに係る通話
	④ 当社の付加機能を利用して行う通話
	(口) 列車公衆通話
	以下(略)
(2) 単位料金区域 の設定	略
(3) 区域内通話、	ア 国内通話には、次の種類があります。

	IB(~20233	F10月31日)		新(2023年	11月1日~)
隣接区域内通話 及び区域外通話 の適用等	種 類 1 一般通話	内 容 2から3以外の通話	隣接区域内通話 及び区域外通話 の適用等	種 類 1 一般通話	内 容 <u>3及び4</u> 以外の通話
	2 削除	削除		2 削除	削除
	3 ユーザ間情報 通知	利用回線から利用回線等への通信(当社が別に定める通信に限ります。)を行う際に、制御信号を利用して行われるもの		3 ユーザ間情報 通知	利用回線から利用回線等への通信(当社が別に定める通信に限ります。)を行う際に、制御信号を利用して行われるもの
(以下略)	(以下略)		(以下略)	<u>4 フリーダイヤル通話</u> (以下略)	地域指定着信課金機能(フリーダイヤル)に伴う通話

新(2023年11月1日~)

- 2 料金額
- 2-1 国内通話に係るもの
- 2-1-1 一般通話に係るもの
- (1) (2)及び(3)以外のもの
- ア イ、ウ、エ及びオ以外のもの
- (ア) (イ)、(ウ)以外のもの
- ① ②以外のもの

7	料金種	딘		料	3	<u> </u>		額				
7	计业业	נינל		ダイ	ヤ	ル	通	話				
一般道	直 話料		次の分数又は秒	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)								
隣担	妾区域	内通話		昼間、夜	間				深夜・早朝			
								90秒	2分			
	通話距離	地域間										
	20km	まで						90秒	2分			
	30	"						1分	75秒			
区			昼	昼間				間				
				土曜日・日	日曜							
域				日・祝日					75秒			
	40	″	AFTI		- /\			- A				
外	60	"	45秒		1分			1分				
	80	"	20±h		1 E #J\			4E #J\	COTA			
通	100	"	30秒	4	15秒			45秒	60秒			
	120	"										
話	160	"										
	240	"	22.5秒		26秒			26秒	45秒			
	320	"	22. 049	_	12			2017	.049			
	320 k える	m を超 もの										

- 備考 この表に規定する料金は、②、(イ)、(ウ)、イ、 $\underline{$ つ</u>、エ並びにオ及び(2)、(3) に規定するものを除き、次の場合に適用します。
- (1) 加入電話等設備からの一般通話
- (2) 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話
- (3) 加入電話等設備、他社直収電話等設備、固定端末系伝送路設備又はIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)からのナビダイヤル通話

- 2 料金額
- 2-1 国内通話に係るもの
- 2-1-1 一般通話に係るもの
- (1) (2) 及び(3) 以外のもの
 - ア イ、ウ、エ及び才以外のもの
 - (ア) (イ)、(ウ)以外のもの
 - (1) ②以外のもの

¥	料金種	別		料		3	È		額		
7	1~1 37£ 1±	,,,,		ダ	1	ヤ	ル	通	話		
一般说	通話料		次の分数又は秒数までごとに10円(11円)								
隣担	妾区域	内通話		昼間	、夜	間				深夜・早朝	
									90秒	2分	
	通話距離	地域間									
	20km	まで							90秒	2分	
	30	"							1分	75秒	
区			昼	昼間					間		
				土曜日	1 · E	日曜					
域				日・祝						75秒	
	40	″	AFTA						- 1		
外	60	"	45秒			1分			1分		
	80	"	2014		4	E #Js			4 E # d\	COTA	
通	100	"	30秒		4	5秒			45秒	60秒	
	120	"									
話	160	"									
	240	"	22. 5秒		2	!6秒			26秒	45秒	
	320	"			-	12			2017	.042	
	320 k える	m を超 もの									

- 備考 この表に規定する料金は、②、(イ)、(ウ)、イ、エ並びにオ及び(2)、(3)に規 定するものを除き、次の場合に適用します。
- (1) 加入電話等設備からの一般通話
- (2) 削除
- (3) 加入電話等設備、他社直収電話等設備、固定端末系伝送路設備又はIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)からのナビダイヤル通話

新(2023年11月1日~)

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

1	料金種別			料		3	È		額			
7	科金俚 为	jiJ		ダ	1	ヤ	ル	通	話			
一般训	通話料			次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については10円(11円)								
区均	或内通言	舌		昼間	、夜	間				深夜・早朝		
									3分	4分		
隣持	妾区域内	内通話							90秒	2分		
	通話5距離	也域間										
	20km =	まで							90秒	2分		
			昼	間				夜	間			
区				土曜日・初		曜						
域	30	"								90秒		
	40	"	60秒		7	5秒			75秒			
外	60	"										
	80	"										
通	100	"										
	120	"										
話	160	"	45秒		6	0秒			60秒	90秒		
	240	"	.045		Ū	- 12			12			
	320	"										
	320 km えるも	ı を超 5の										

- 備考 この表に規定する料金は、(イ)、(ウ)、イ、<u>ウ、</u>工並びにオ及び(2)、(3)に規 定するものを除き、次の場合に適用します。
- (1) 加入電話等設備からの一般通話
- (2) 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話
- (3) 加入電話等設備、他社直収電話等設備、固定端末系伝送路設備又はIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。) からのナビダイヤル通話

(イ) 削除

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

4	料金種別		料		氢	È		額		
7	斗並性別		ダ	1	ヤ	ル	通	話		
一般证	五 話料		次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については10円(11円)							
区均	或内通話		昼間	、夜	間				深夜・早朝	
								3分	4分	
隣担	接区域内通話							90秒	2分	
	通話地域間 距離									
	20kmまで							90秒	2分	
		昼	間				夜	間		
区			土曜日		日曜					
域	30 "								90秒	
	40 "	60秒		7	75秒			75秒		
外	60 "									
	80 "									
通	100 "									
	120 "									
話	160 "	45秒		6	60秒			60秒	90利	
	240 "				- 12					
	320 "									
	320 km を超 えるもの									

- 備考 この表に規定する料金は、(イ)、(ウ)、イ、エ並びにオ及び(2)、(3)規定する ものを除き、次の場合に適用します。
- (1) 加入電話等設備からの一般通話
- (2) 削除
- (3) 加入電話等設備、他社直収電話等設備、固定端末系伝送路設備又はIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。) からのナビダイヤル通話

(イ) 削除

新(2023年11月1日~)

(ウ) IP電話設備に係るもの

① IP電話設備へのフリーダイヤル通話

料 金 種 別	<u>料</u>	金	額(ダイヤル)	通話)_
一般通話料	次の秒数までは	ごとに8円(8.8	円)	
	<u>屋</u>	間	<u>夜 間</u>	深夜・早朝
		土曜日・日曜 日・祝日		
	<u>180秒</u>	<u>180秒</u>	<u>180秒</u>	<u>180秒</u>

備考 この表に規定する料金は、I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番 号規則第9条第1号および電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番 号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。

② IP電話設備へのナビダイヤル通話

料	金	種	別	料	金	額(ダイヤル)	通話)		
一般通	話料			次の秒数までごとに10円(11円)					
				昼	間	夜 間	深夜・早朝		
					土曜日・日曜日・祝日				
				60秒	60秒	60秒	60秒		

備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備、他社直収電話等設備、IP電話 設備(当社に係わるものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気 通信番号を利用するものに限ります。)からの行ったIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

③ 削除

4) 削除

(ウ) IP電話設備に係るもの

① 削除

② IP電話設備へのナビダイヤル通話

料	金	種	別	料	金	額(ダイヤル)	通話)		
一般通	話料			次の秒数までは	次の秒数までごとに10円(11円)				
				昼	間	夜 間	深夜・早朝		
					土曜日・日曜日・祝日				
				60秒	60秒	60秒	60秒		

備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備、他社直収電話等設備、IP電話 設備(当社に係わるものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気 通信番号を利用するものに限ります。)からの行ったIP電話設備(当社に係る ものであって電気通信番号規則第10条第2号を利用するものに限ります。)への ナビダイヤル通話に適用します。

- ③ 削除
- 4 削除

電話等サービス契約約款

旧(~2023年10月31日)

- イ 携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの
- (ア) (イ)以外のもの
 - ① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

A B、C、D以外のもの

料 金 種 別	料	金	額(ダイヤル)	通話)	
一般通話料	次の秒数までごとに16.5円(18.15円)				
	昼	間	夜間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	60秒	

備考 この表に規定する料金は、加入電話設備から携帯電話設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に適用します。

B 加入電話等設備へのフリーダイヤル

料 金 種 別	<u>料</u>	金	額(ダイヤル)	<u>通話)</u>
一般通話料	次の秒数までは	ごとに10円(11円	<u>9)</u>	
	<u>屋</u>	間	<u>夜 間</u>	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	<u>14秒</u>	<u>15秒</u>	<u>15秒</u>	<u>16秒</u>

備考 この表に規定する料金は(イ)の①に規定するものを除き、携帯電話設備から加入電話等設備又は他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用します。

C 加入電話等設備へのナビダイヤル通話

料	金	種	別	料	金	額(ダイヤル)	通話)	
一般通訊	括料			次の秒数までごとに10円(11円)				
				昼	間	夜 間	深夜・早朝	
					土曜日・日曜日・祝日			
				20秒	22.5秒	22.5秒	25秒	

備考 この表に規定する料金は(イ)の①に規定するものを除き、携帯電話設備から加入電話等設備へのナビダイヤル通話に適用します。

D 削除

2 削除

新(2023年11月1日~)

- イ 携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの
- (ア) (イ)以外のもの
 - ① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの A B、C、D以外のもの

料 5	金	種	別	料	金	額(ダイヤル)	通話)
一般通話料				次の秒数までごとに16.5円(18.15円)			
				昼	間	夜 間	深夜・早朝
					土曜日・日曜日・祝日		
				60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、加入電話設備から携帯電話設備へ当社の事業者識 別番号を付加して発信した通話に適用します。

B 削除

C 加入電話等設備へのナビダイヤル通話

料 金	種	別	料	金	額(ダイヤル)	通話)
一般通話料 次の秒数までごとに10円(11円)						
			昼	間	夜 間	深夜・早朝
				土曜日・日曜日・祝日		
			20秒	22.5秒	22.5秒	25秒

備考 この表に規定する料金は(イ)の①に規定するものを除き、携帯電話設備から加入電話等設備へのナビダイヤル通話に適用します。

D 削除

2 削除

新(2023年11月1日~)

③ IP電話設備に係るもの

A IP電話設備へのフリーダイヤル通話

料 金 種 別	<u>料</u>	金	額(ダイヤル)	通話)
一般通話料	次の秒数までご	ごとに16.0円(1	7. 6円)	
	<u>屋</u>	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	<u>60秒</u>	60秒	<u>60秒</u>	60秒

備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備から I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号および電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。

B IP電話設備へのナビダイヤル通話

料	金	種	別	料	金	額(ダイヤル)	通話)
一般通話料 次の秒数までごとに10円(11円)							
				昼	間	夜 間	深夜・早朝
					土曜日・日曜 日・祝日		
				20秒	22. 5秒	22.5秒	25秒

備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

料 金 種 別	料	金	額(ダイヤル)	通話)	
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)				
	昼	間	夜間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日			
	20秒	20秒	20秒	20秒	

備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

③ IP電話設備に係るもの

A 削除

B IP電話設備へのナビダイヤル通話

料 金 種 別	料	金	額(ダイヤル通話)		
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)				
	昼	間	夜間深夜・早朝		
		土曜日・日曜 日・祝日			
	20秒	22.5秒	22.5秒	25秒	

備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。) へのナビダイヤル通話に適用します。

料 金 種 別	料	金	額(ダイヤル)	通 話)	
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)				
	昼	間	夜 間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日			
	20秒	20秒	20秒	20秒	

備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備から I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。) へのナビダイヤル通話に適用します。

- C 削除
- (イ) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話に係るもの
 - ① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

料	金	種	別	料	金	額(ダイヤル)	通話)
一般通	般通話料 次の秒数までごとに10円(11円)						
				昼	間	夜 間	深夜・早朝
					土曜日・日曜日・祝日		
				4.5秒	8秒	8秒	10秒

- 備考 この表に規定する料金は、次の場合に適用します。
- (1) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備又は他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話
- (2) 削除
- (3) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備へのナビダイヤル通話
 - ② 削除
 - ③ IP電話設備に係るもの
 - A IP電話設備へのフリーダイヤル通話

料 金 種 別	<u>料</u>	金	額(ダイヤル)	<u>通話)</u>
一般通話料	次の秒数までは	ごとに9円(9.9	<u>円)</u>	
	<u>屋</u>	間	<u>夜 間</u>	深夜・早朝
		<u>土曜日・日曜</u> 日・祝日		
	<u>4.5秒</u>	<u>8秒</u>	<u>8秒</u>	<u>10秒</u>

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める 衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からIP電話設 備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信 番号を利用するものに限ります。) へのフリーダイヤル通話に適用します。

料 金 種 別	<u>料</u>	金	額(ダイヤル)	<u>通話)</u>
一般通話料	次の秒数までごとに16.0円(17.6円)			
	<u>屋</u>	間	<u>夜 間</u>	深夜・早朝
		<u>土曜日・日曜</u> 日・祝日		
	<u>60秒</u>	<u>60秒</u>	60秒	<u>60秒</u>

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める 衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からIP電話設 備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信 番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。 し 削除

- (イ) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話に係るもの
 - ① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

新(2023年11月1日~)

料 金 種 別	料	金	額(ダイヤル)	通話)
一般通話料	次の秒数まで	ごとに10円(11円	9)	
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	4. 5秒	8秒	8秒	10秒

備考 この表に規定する料金は、次の場合に適用します。

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備へのナビダイヤル通話
 - ② 削除
 - ③ IP電話設備に係るもの

A 削除

新(2023年11月1日~)

B IP電話設備へのナビダイヤル通話

料 金 種	1 別	料	金	額(ダイヤル)	通話)
一般通話料		次の秒数までごとに10円(11円)			
		昼	間	夜 間	深夜・早朝
			土曜日・日曜 日・祝日		
		4.5秒	8秒	8秒	10秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める 衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から I P電話設 備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信 番号を利用するものに限ります。) へのナビダイヤル通話に適用します。

料 金 種 別		料	金	額(ダイヤル)	通話)
一般通話料 次の秒数までごとに10円(11円)					
		昼	間	夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜 日・祝日		
		20秒	20秒	20秒	20秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める 衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から I P電話設 備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信 番号を利用するものに限ります。) へのナビダイヤル通話に適用します。

C 削除

ウ 削除

B IP電話設備へのナビダイヤル通話

料 金 種 別	料	金	額(ダイヤル)	通話)	
一般通話料	次の秒数まで	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜 日・祝日			
	4.5秒	8秒	8秒	10秒	

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める 衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から I P電話設 備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信 番号を利用するものに限ります。) へのナビダイヤル通話に適用します。

料 金 種 別	料	金	額(ダイヤル)	通 話)	
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)				
	昼	間	夜間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日			
	20秒	20秒	20秒	20秒	

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める 衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から I P電話設 備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信 番号を利用するものに限ります。) へのナビダイヤル通話に適用します。

C 削除

ウ 削除

新(2023年11月1日~)

エ IP通話に係るもの

(ア) 削除

- (イ) 当社の付加機能を利用して行う通話に係るもの
- ① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

A 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話

料 金 種 別	<u>料</u>	金	額(ダイヤル通	<u> </u>
一般通話料	次の秒数までは	ごとに10.0円(1	1円)	
	<u>屋</u>	間	<u>夜 間</u>	深夜・早朝
		土曜日・日曜 日・祝日		
	<u>180秒</u>	<u>180秒</u>	<u>180秒</u>	<u>180秒</u>

備考 この表に規定する料金は、I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から 行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用 します。

料 金 種 別	料	金	額(ダイヤル通	互話料)_
一般通話料	次の秒数までは	ごとに10.0円(1	1円)	
	<u>屋</u>	間	<u>夜 間</u>	深夜・早朝
		<u>土曜日・日曜</u> 日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	<u>60秒</u>

備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規 定する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社通話に伴い行った 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用しま す。

B 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話

料 金 種 別	料	金	額(ダイヤル通	1話料)
一般通話料 次の秒数までごとに8.0円(8.8円)				
	昼	間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	180秒	180秒	180秒	180秒

備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話に適用します。

② 削除

エ IP通話に係るもの

- (ア) 削除
 - (イ) 当社の付加機能を利用して行う通話に係るもの
 - ① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

A 削除

B 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話

			7757 (5			LX I/M 47 / C /	1 177 200 00
料	金	種	別	料	金	額(ダイヤル通	i話料)
一般通話料				次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
				昼	間	夜 間	深夜・早朝
					土曜日・日曜 日・祝日		
				180秒	180秒	180秒	180秒

備考 この表に規定する料金は、I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話に適用します。

② 削除

新(2023年11月1日~)

③ IP電話設備に係るもの

A IP電話設備へのフリーダイヤル通話

料 金 種 別	料	金	額(ダイヤル通	[話料]	
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)				
	<u>屋</u>	間	<u>夜 間</u>	深夜・早朝	
		<u>土曜日・日曜</u> 日・祝日			
	<u>180秒</u>	<u>180秒</u>	<u>180秒</u>	<u>180秒</u>	

備考 この表に規定する料金は、I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行った I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号および電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。) へのフリーダイヤル通話に適用します。

料 金 種 別	<u>料</u>	金	額(ダイヤル通	<u>〔話料)</u>		
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)					
	<u>屋</u>	間	<u>夜 間</u>	深夜・早朝		
		土曜日・日曜 日・祝日				
	<u>60秒</u>	<u>60秒</u>	<u>60秒</u>	<u>60秒</u>		

備考 この表に規定する料金は、I P電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社通話に伴い行った I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号及び電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。) へのフリーダイヤル通話に適用します。

B I P電話設備へのナビダイヤル通話

料 金 種 別	料	金	額(ダイヤル通	[話料)			
一般通話料	一般通話料 次の秒数までごとに8.0円(8.8円)						
	昼	間	深夜・早朝				
		土曜日・日曜日・祝日					
	180秒	180秒	180秒	180秒			

備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行ったIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号および電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

<u>A 削除</u>

③ IP電話設備に係るもの

B IP電話設備へのナビダイヤル通話

料 3	金	種	別	料	金	額(ダイヤル通	[話料]		
一般通話	料			次の秒数までごとに8.0円(8.8円)					
				昼	昼 間 夜間 深夜・」				
					土曜日・日曜 日・祝日				
				180秒	180秒 180秒 180秒 18				

備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行ったIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号および電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

新(2023年11月1日~)

C 削除

才 (略)

- (2) 公衆電話設備からの一般通話(ディジタル通信モードを除きます。)に係るもの
- ア その料金の支払いを要する者が公衆電話設備の利用者となる通話に係るもの
- (ア) (イ)及び(ウ)以外のもの

				,								
Ы	料	金和	種 別			料		:	金		額	
1	F 1	並 1	生 別			ダ	1	ヤ	ル	通	話	
一般	通訊	括料		次の秒数ま	でこ	ごとに	10円	}				
	区均	域内通	話		昼	間		夜	間			深夜・早朝
											56秒	76秒
	隣接	接区域	内通話							3	9. 5秒	52秒
		通話離	地域間距									
		20km	まで							3	9.5秒	52秒
	区	30	"								26秒	35.5秒
		40	"							2	1.5秒	26.5秒
	域	60	"								16秒	20秒
				昼		II	il i			夜	間	
	外					土曜日・		日曜				
	通	80	"	11. 5	秒		15	. 5秒		1	5.5秒	17秒
		100	"	10)秒		15	. 5秒		1	5.5秒	17秒
	話	160	"	8	3秒			14秒			14秒	15.5秒
		160k るも	m を超え の	8	3秒			12秒			12秒	13.5秒

備考

- 1 この表に規定する料金は、公衆電話設備に係る一般通話であって、(イ)及び(3)以外のものに適用します。
- 2 区域内通話に係る通話料は、当社の付加機能を利用して行う通話が対象となります。

料	金	種	別	料	金	額(ダイヤル)	通話)		
一般通言	括料			次の秒数までごとに10円					
				昼	間 夜間 深夜・早朝				
					土曜日・日曜 日・祝日				
				40秒	40秒	40秒	40秒		

C 削除

才 (略)

- (2) 公衆電話設備からの一般通話(ディジタル通信モードを除きます。)に係るもの
- ア その料金の支払いを要する者が公衆電話設備の利用者となる通話に係るもの
- (ア) (イ)及び(ウ)以外のもの

料	金種別		料 盆	会 額				
不升	立 惶 別		ダイヤ	ル 通 話				
一般通言	舌料	次の秒数まで	次の秒数までごとに10円					
区均	或内通話	昼	間 、 夜	間	深夜・早朝			
				56秒	76秒			
隣担	接区域内通話			39.5秒	52秒			
	通話地域間距 離							
	20kmまで			39.5秒	52秒			
区	30 "		35.5秒					
	40 "		21.5秒					
域	60 "			16秒	20秒			
		昼	間	夜間				
外			土曜日・日曜日・祝日					
通	80 "	11.5秒	15.5秒	15.5秒	17秒			
	100 "	10秒	15.5秒	15.5秒	17秒			
話	160 "	8秒	14秒	14秒	15.5秒			
	160kmを超え るもの	8秒	12秒	12秒	13.5秒			

備考

- 1 この表に規定する料金は、公衆電話設備に係る一般通話であって、(イ)及び(3)以外のものに適用します。
- 2 区域内通話に係る通話料は、当社の付加機能を利用して行う通話が対象となります。

料	金	種	別	料	金	額(ダイヤル)	通話)		
一般通言	括料			次の秒数までごとに10円					
				昼	間 夜間 深夜・早朝				
					土曜日・日曜 日・祝日				
				40秒	40秒	40秒	40秒		

新(2023年11月1日~)

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

(イ) 削除

(ウ) 無線呼出し設備 (電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限ります。)に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの

	*	料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)	
—舟	殳通 言	舌料	次の秒数までごとに5円	
	隣担	接区域内通話	12. 5秒	少
	区	通話地域間距 離		
	域	60kmまで	12. 5耟	少
	外通	160 "	10和	少
	話	160km を超え るもの	7. 5₺	少

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から無線呼出し設備(電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限ります。)に係る協定事業者に係る相互接続点への通話に適用します。

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

(イ) 削除

(ウ) 無線呼出し設備 (電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限ります。)に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの

	*	料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)
— 舟	殳通 言	舌料	次の秒数までごとに5円
	隣接	接区域内通話	12.5秒
	区	通話地域間距 離	
	域	60kmまで	12.5秒
	外通	160 "	10秒
	話	160kmを超え るもの	7.5秒

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から無線呼出し設備(電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限ります。)に係る協定事業者に係る相互接続点への通話に適用します。

電話等サービス契約約款							
旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)						

<u>イ ア以外のもの</u> (ア) (イ)、(ウ)以外のもの

	炒入び口		料	金		額	
	料金種別		ダイ	ヤノ	ル通	話	
一般	<u>设通話料</u>	次の分数又は秒数					
×	[域内通話		昼間、夜間				深夜・早朝
						62秒	82秒
隊	接区域内通話					<u>47秒</u>	60秒
	通話地域間 距離						
	<u>20kmまで</u>					<u>47秒</u>	60秒
	30 "					31秒	<u>41秒</u>
×	40 "					<u>25秒</u>	30.5秒
	60 "					<u>18秒</u>	<u>22.5秒</u>
垣	<u> </u>	<u>屋</u>	間		<u>夜</u>	間	
<u></u> <u></u>	<u> </u>		土曜日・日 日・祝日	曜_			
	80 "	13.5秒	<u>17. 5</u>	秒		<u>17.5秒</u>	<u>19秒</u>
通	100 "	<u>12秒</u>	17. 5	<u>秒</u>		<u>17.5秒</u>	<u>19秒</u>
<u> </u>	120 " 160 "	9.5秒	<u>16</u>	<u>秒</u>		<u>16秒</u>	<u>17.5秒</u>
	240 " 320 " 320 km を超 えるもの	<u>9秒</u>	<u>13. 5</u>	<u>秒</u>		<u>13.5秒</u>	<u>15秒</u>

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から行った通話(フリーダイヤル通話 (電話等利用契約及び他社直収電話等付加機能利用契約に係るものに限ります。) に限ります。) に適用します。

(イ) 削除

イ 削除

(イ) 削除

電話等サービス契約約款 旧(~2023年10月31日) 新 (2023年11月1日~)

(ウ) IP電話設備に係るもの

I P電話設備へのフリーダイヤル通話

料 金 種 別	<u>料</u>	金	額(ダイヤル)	<u>通話)</u>
一般通話料	次の秒数までは	ごとに27円(29.	7円)	
	<u>屋</u>	間	<u>夜 間</u>	深夜・早朝
		土曜日・日曜 日・祝日		
	<u>60秒</u>	<u>60秒</u>	<u>60秒</u>	<u>60秒</u>

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号および電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。

(ウ) 削除

電話等サート	ごス契約約款
旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)

(3) ディジタル通信モードに係るもの

- A		ales A		
区 分		料		
総合ディジタル通信設備から の通信に係るもの	とみなした場	(1)のアの(ア) 場合に適用され 場に関する通話	ιる通話料金σ)額と同額
加入電話設備からの携帯電話 設備への通信に係わるもの (当社の事業者識別番号を付 与して発信した通信に限りま	(当社の事業 限ります)に	情から携帯電話 き者識別番号を こついては、2 見定に係らずみ	子付加して発信 一1一1の(1	言した通話に)のイの(ア)
す。)	昼	間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
		14.5秒	14.5秒	16.5秒
携帯電話設備から行ったフリ	加入電話等談	设備及び他社直	工収電話等設 値	#に係わるも
<u>ーダイヤル通話に係るもの</u>		t, 2-1-1		
	の規定に係ら	が次の秒数こ	ごとに10円(11	
	<u>屋</u>	- 間	<u>夜 間</u>	深夜•早朝
		<u>土曜日・日</u> 曜日・祝日		
	<u>10秒</u>	<u>11秒</u>	<u>11秒</u>	<u>11.5秒</u>
携帯電話設備から行ったナビ	2-1-10	の(1)のイの(7	ア)の①のCの)規定に係ら
ダイヤル通話に係るもの	ず次の秒数こ	ごとに10円(11	円)	
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	14秒	15秒	15秒	16秒

(3) ディジタル通信モードに係るもの

区 分		料金	金額	
総合ディジタル通信設備から の通信に係るもの	アジタル通信設備から に係るもの をみなした場合に適用される通話料金の終 ただし、離島に関する通話料金の特例は ん。 を設備からの携帯電話 の通信に係わるもの の事業者識別番号を付加して発信 限ります)については、2-1-1の(1)の の①のAの規定に係らず次の秒数ごとに1		額と同額	
加入電話設備からの携帯電話 設備への通信に係わるもの (当社の事業者識別番号を付 与して発信した通信に限りま	(当社の事業 限ります)に	業者識別番号を こついては、2	を付加して発信 一1一1の(1	言した通話に)のイの(ア)
す。) 	昼	土曜日・日	夜間	深夜・早朝
		14.5秒	14.5秒	16.5秒

携帯電話設備から行ったナビ ダイヤル通話に係るもの		の(1)のイの(7 ごとに10円(11)) ၈ င ၈	対定に係ら
	昼	間	夜	間	深夜・早朝
		土曜日・日 曜日・祝日			
	14秒	15秒		15秒	16秒

2-1-2 削除

2--1-3 ユーザ間情報通知

区	分	単	位	料金	額
ユーザ間情報通知		1制御信号ご	とに	0. 4	4円(0.44円)

備考

ユーザ間情報通知により通信できる情報量は、1の制御信号につき最大128オクテットとします。

2-1-2 削除

2-1-3 ユーザ間情報通知

区	分	単	位	料	金	額
ユーザ間情報通知		1制御信号ご	とに		0. 4円	円(0.44円)

新(2023年11月1日~)

備考

ユーザ間情報通知により通信できる情報量は、1の制御信号につき最大128オクテットとします。

2-1-4 フリーダイヤル通話に関わるもの

(1) I P通信網付加機能利用契約に関わるもの

料 金 種 別	料 金	額(ダイヤル通話料)
フリーダイヤル通	固定電話等設備からの通話	180秒ごとに8円(8.8円)
<u>話料</u>	携帯電話設備からの通話	60秒数ごとに16円(17.6円)
	公衆電話設備からの通話	60秒数ごとに27円(29.7円)
備考 この表に規定	- とする料金は、IP電話設備()	当社に係るものに限ります。)への

(2) (1)以外の契約に関わるもの

(ア) (イ) 以外のもの

フリーダイヤル通話に適用します。

料 金 種 別	<u>料</u> 金	額(ダイヤル通話料)
フリーダイヤル通	固定電話等設備からの通話	180秒ごとに8.5円(9.35円)
<u>話料</u>	携帯電話設備からの通話	20秒数ごとに10円(11円)
	公衆電話設備からの通話	60秒数ごとに30円(33円)
	とする料金は、加入電話等設備 話に適用します <u>。</u>	及び他社直収電話等設備へのフリ

(イ)フリーダイヤルeプランに関わるもの

料 金 種 別	料 金	額(ダイヤル通話料)
フリーダイヤル通	固定電話等設備からの通話	180秒ごとに8円(8.8円)
<u>話料</u>	携帯電話設備からの通話	60秒数ごとに16円(17.6円)
	公衆電話設備からの通話	60秒数ごとに30円(33円)
	アルeプランに関わるものに限り	設備 (特定協定事業者の設備でかります。) へのフリーダイヤル通話

区 分			内		容	!		区分			内		容	!											
)定義等	ア 「距離的 表に規定する の月をする。 いますこと。 の見である。 でのこと。 まに規定の 表に規定する。	する定選 以よこ おままり おままり おまま りょう おまま おまま かいこう いい いい いい いい いい いい いい いい いい かい かい かい かい	額料を支銀択する利の表において同じとほうの規定	払った場合 用回線によ いて同じと 引の対象と します。) により算と	合に、語 より構成 となり となり に関した となり にした	割引選技 成され・ ト。)に 通話に る料金 額にかっ	択回線群 る回線群 係る通話 限ります。 について かわらず、	(1)定義等	ア 「距離段I 表に規定す の月極割引 います。以 の規定によ 下この2(よ 表に規定す	る選が いいる 金選が ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	料を支持 でする利用 表におい り月極割 で同じとし の規定に	払った場合 用回線によ いて同じと 引の対象と します。) により算と	合に、語 より構成 とします となる道 に関す。	割引選択 或される 「。)に 通話に る料金 領にかか	R回線群 る回線群を 系る通話 艮ります。 につらず、										
	区分			料 会	È \$	預			区分			料 会	È 客	頂											
	定額料	1割円)	引選択回	線群ごとに	この月客	須3,000)円 (3, 300			1 割引 円)	選択回約	泉群ごとに	この月客	須3, 000	円 (3, 300										
	通話に関する料金	内通		秒数までで ては8.5円 外のもの			円) (区)		する料金	内通訊		ては8.5円			円)(区均										
				昼間	引、夜間	間	深夜• 早朝		j			昼間	深夜 • 早朝												
			接区域内			90秒	2分							隣接 通記	接区域内 5		90秒		2分						
		5 均	通話地域間別											区域外通話	通話地 域間距 離										
			ぎ 20km まで			90秒	2分			話	20km まで			90秒	2分										
			30km			60秒	75秒				30km			60秒	75秒										
				昼	間	夜間	深夜• 早朝					昼	間	夜間	深夜• 早朝										
					土曜日日日日初日								土曜 日・田田 日・祝日												
			60km	45秒	60秒	60秒	75秒														60km	45秒	60秒	60秒	75秒
			100km	30秒	45秒	45秒	60秒																	100km	30秒
			100km を超え るも <i>0</i>	<u> </u>	30秒	30秒	45秒				100km を超え るもの		30秒	30秒	45秒										
		(1)	同一の	- 都道府県∂)区域(こ終始す	するもの			(イ)	同一の都	₩道府県 <i>0</i>)区域(こ終始す	トるもの										
		区	域内通話	昼間	引、夜[間	深夜• 早朝			区均	找内通話	昼間	引、夜間	訇	深夜• 早朝										
						3分	4分							3分	4分										

旧(~2023年	10月31日)			電話寺	ス契約約款	 新((2023⊈	∓11月1日	 ~)				
隣接区									隣接区域内				
通話 区 通	話地		90秒	2分			通話 区	通話地			90秒	2分	
	間距						区域外通話	域間距離					
)km :で		90秒	2分			話 	20km まで			90秒	2分	
	昼	土田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	夜間	深夜・早朝					昼	間 土日日日 田田田 田田田	夜間	深夜· 早朝	
60	Dkm 60秒		75秒	90秒				60km	60秒	75秒	75秒	90秒	
	Okm 45秒 超え もの	60秒	60秒	90秒				60km を超え るもの	45秒	60秒	60秒	90秒	
が別に定り が別に定り が指にのはいい。 が指にのはいい。 がおこのはいではできるである。 がおこのはできるですができるである。 ではないでするではできるできるですができるである。 ではないでするではできるできるできるです。 ではないでは、当時では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	回象にう除なめ等行か(これ(をフずりてのなともちきいる当うら当規行電利リ、、は電るドルすの加が話うにすり気用ー2割、語通に入。に機別・フ係る「信るイの選該等話限電、限能に、りる電タ番もセイ択割	利はり舌又り等定 一も気で号のル(代引用、ま等はまをめ ダの通ヤ規に通才表選契一す設フす利る イで信ル則限話に回択約般。備リ。用電 ヤあ番ぶ第り 規線回	古母 に 日気 パラ香通り 見象	情(こーイン・ラション・ラション・ラション・ラション・ラション・ラション・ラション・ラショ		がまた。 かまこれではでする。 ではでする。 ではでする。 ではでする。 ではでする。 ではでする。 ではでする。 ではでする。 ではいる。 ではいる。 では、いる。 では、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	割割ジまルすが電に いい に受線引引タす通。別話伴 関けに選のル)話 に設っ わてつ	提対通のを「定備でいる」ではいいの象信う除のの等行がある。 よいではない かいしん おいじん はいしん はいしん はいしん はいしん はいしん はいいい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか	つなっかを けれる でいます かいまう かいまう かいまう かいがい でいます かいがい のと 機別のと のと しゅう がいます かいます かいます かいます はいまい いっぱい かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいいい かいしょう はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はい	削より等あ 等定用、まりつ をめ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	お母 に次 目覚者通以係次 し気に話下るに て通 す契が	(ダの般し イ表通話の か が が が が が が が が を が が を が が を が を が を が を が を が を が を が を が を が を が が を が が が が が が が が が が が が が	
いる他の月極割引の 用します。	割引対象通話					│ 用します。							

当するものである場合に限り、これを承諾します。

当するものである場合に限り、これを承諾します。

雷話等サー	ビフ	主刀 幺/	幺与生作
番詰幸サー	Γ	 **\	エボリモル

新(2023年11月1日~)

- (ア) その申出のあった利用回線が、加入電話等設備に係る ものであるとき。
- (イ) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細 内訳が記録されているとき。
- (ウ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者 が、民法(明治29年法律第89号)第33条に規定する法人又 はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申 出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する 他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用 を受けるときはこの限りではありません。)
- (エ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると き。
- (オ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(こ の申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定 する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の 適用を受けるときはこの限りではありません。)
- (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料 を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先 となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支 払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。
- (3) 月極割引の適 | ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止 します。
 - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し があったとき。
 - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (ク) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料 を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先 となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定め る支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ たとき。

- (ア) その申出のあった利用回線が、加入電話等設備に係る ものであるとき。
- (イ) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細 内訳が記録されているとき。
- (ウ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者 が、民法(明治29年法律第89号)第33条に規定する法人又 はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申 出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する 他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用 を受けるときはこの限りではありません。)
- (エ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると き。
- (オ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(こ の申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定 する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の 適用を受けるときはこの限りではありません。)
- (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料 を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先 となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支 払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。
- (3) 月極割引の適 用
 - ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止 します。
 - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し があったとき。
 - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料 を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先 となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定め る支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ たとき。

新(2023年11月1日~)

- (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は 契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45 条(電話等利用契約者からの通知)に規定する通知があったと きは、ウの(オ)の規定にかかわらず、その変更があった日を 含む料金月からこの利用回線に係る一般通話についてこの月 極割引を適用しません。

ただし、その利用回線に係る一般通話について電話等利用 契約者からこの月極割引の適用の申出があるときは、その申 出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極 割引を適用します。

オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次 表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から8 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から 8欄の規定によるものとします。

8 欄の規定によるものとし	ンます。
区 分	月極割引の適用
1 2から8以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月 の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用 します。
2 電話等利用契約の解除があったとき(3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条(電話加入権 等の譲渡に伴う電話等 利用契約の取扱い)に 規定する電話等利用契 約の解除又は電話等利 用権の譲渡があったと き。	その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)又は(ク)の 規定により、月極割引 の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 削除	削除
6 ウの(キ)の規定により、月極割引の廃止が あったとき。	その廃止日までの通話に関する 料金について、この月極割引を 適用します。
7 地域指定着信課金機 能の廃止により月極割 引の廃止があったとき (ウの(カ)の規定によ る地域指定着信課金機 能の廃止により、月極 割引の廃止があった場	月極割引の廃止日を含む料金月 の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用 します。

合を含みます。)。

- (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は 契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45 条(電話等利用契約者からの通知)に規定する通知があったと きは、ウの(オ)の規定にかかわらず、その変更があった日を 含む料金月からこの利用回線に係る一般通話についてこの月 極割引を適用しません。

ただし、その利用回線に係る一般通話について電話等利用 契約者からこの月極割引の適用の申出があるときは、その申 出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極 割引を適用します。

オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次 表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から8 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から8欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から8以外により、月極割引の廃止が あったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月 の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用 します。
2 電話等利用契約の解除があったとき(3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条(電話加入権 等の譲渡に伴う電話等 利用契約の取扱い)に 規定する電話等利用契 約の解除又は電話等利 用権の譲渡があったと き。	その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)又は(ク)の 規定により、月極割引 の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料 金月の末日までの通話に関する 料金について、この月極割引を 適用します。
5 削除	削除
6 ウの(キ)の規定により、月極割引の廃止が あったとき。	その廃止日までの通話に関する 料金について、この月極割引を 適用します。
7 削除	<u>削除</u>

8 削除 削除

カ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用 される料金月において、特定協定事業者の契約約款等に規定 する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等 サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又 は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場 合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、1料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい故障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りでありません。

- キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- ク ウの(キ) の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択代表回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(キ)に規定する支払期日とします。

ただし、割引選択回線がこの月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。

- ケ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
- (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

当該料金月における

最低基準額 = 割引選択回線の総回 × 2,000円

(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。

この月極割引適用前の割引

この月極割引適用後の割引

割引相当額 = 選択回線群に - 選択回線群に

係る通話に関係る通話に関する料金の額 する料金の額

(注) 定額料については、日割は行いません

線数

(4) 1割引選択回 線当たりの通話 に関する料金の 計算 ア 当社は、(3) 欄のクの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1) 欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。) に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。

(ア) (イ)以外のとき。

1割引選択回線当たり

の通話に関

する料金

この月極割引適用前の = 定額料 × その割引選択回線に係 る通話に関する料金の 額 8 削除

削除

新(2023年11月1日~)

カ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用 される料金月において、特定協定事業者の契約約款等に規定 する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等 サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又 は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場 合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、1料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい故障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りでありません。

- キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- ク ウの(キ) の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択代表回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(キ)に規定する支払期日とします。

ただし、割引選択回線がこの月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。

- ケ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
- (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

当該料金月における

最低基準額 = 割引選択回線の総回 × 2,000円

(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。

この月極割引

適用前の割引 適用後の割引 割引相当額 = 選択回線群に - 選択回線群に

係る通話に関 する料金の額

選択回線群に 係る通話に関 する料金の額

この月極割引

(注) 定額料については、日割は行いません

(4) 1割引選択回 線当たりの通話 に関する料金の 計算 ア 当社は、(3) 欄のクの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1) 欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。) に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。

(ア) (イ)以外のとき。

1割引選択 回線当たり

の通話に関

この月極割引適用前の その割引選択回線に係 る通話に関する料金の 額

する料金

	電話等サービス契約約	
	旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)
	この月極割引適用 この月極割引適用 前のその割引選択 後のその割引選択 回線群に係る通話 口 回線に係る通話に 関する料金の額 関する料金のの円のとき。 1割引選択 割引選択回線群を構成 回線当たり の通話に関する料金 する割引選択回線の総 回線数 する料金 イアの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成する	この月極割引適用 この月極割引適用 前のその割引選択 前のその割引選択 回線群に係る通話 回線に係る通話にに関する料金の額 関する料金の額 (イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金が O 円のとき。 1割引選択 割引選択回線群を構成回線当たり の通話に関する料金 する割引選択回線の総回線数 マる料金 イアの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成する
	すべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割 引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除 し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表 回線に係る通話に関する料金に加算します。	すべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割 引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除 し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表 回線に係る通話に関する料金に加算します。
16 距離段階別・F	時間帯別の通話料金の月極割引Ⅱ	6 削除
区分	内容	
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 II」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定月極割引 (この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引を出います。以下この表において同じとします。)の適用を受けている割引選択回線群 (この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。)に係る通話(ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。)に係る通話(ウの規定によりの規定により算出した額にかかわらず、同表に規定する料金額を適用することをいいます。 区分 料金額 「主額料」 (1割引選択回線群ごとに 月額1,000円(1,100円) 通話に関する料金 (ア) (イ)以外のもの (ア) (ア) (イ)以外のもの (ア) (ア) (イ)以外のもの (ア) (ア) (イ)以外のもの (ア) (イ)以外のもの (ア) (ア) (イ)以外のもの (ア) (ア) (イ)以外のもの (ア)	

		電話等サービス契約約款		
	日(~2023年10月31日)		新(2023年11月1日~)	
	土曜 日· 日曜 日· 祝日	早朝		
	<u>"</u>	10秒 90秒 10秒 90秒		
		<u>60秒</u> <u>45秒</u>		
	を超えるもの (イ) 同一の都道府県の区域に終める 区域内通話 昼間、夜間	<u>深夜 •</u>		
	<u>隣接区域内</u>	早朝 3分 4分 10秒 2分		
	通話地 域間距 離 20km まで 9	10秒 2分		
	昼間 土曜 日・ 祝日	<u> </u>		
	<u>"</u>	90秒 60秒		
	 極割引適用後の定額料を含めた割引に関する料金の請求の取扱いについて によります。 極割引の対象となる通話は、一般過	では、特定月極割 通話(ダイヤル通		
話又は元 で同じる 該当しな (ア) 章 (イ) 社 他社道	ディジタル通信モードに限ります。以上ます。)のうちフリーダイヤル通いものに限ります。 当社が別に定める付加機能等を利用し 携帯電話設備等当社が別に定める電気 通話に伴って行う通話。 公衆電話設備から行うフリーダイヤル	以下この表におい 話であって、次に レて行う通話 気通信設備に係る		

	電	話等サービス契約約款	
	旧(~2023年10月31日)		新(2023年11月1日~)
	(エ) IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもに限ります。)から行うフリーダイヤル通話 (オ) IP電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他通話に伴って行うフリーダイヤル通話 エ 削除 (注)アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるのとします。 ・ 同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引・回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイエスを表現である。	の 定 社 	
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。の場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成る申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める可であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるもに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありまん。) (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回の契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の種割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受るときはこの限りではありません。) (オ) 契約者が指定する特定月極割引の適用を受けているは受けることとなるすべての利用回線若しくは他社直収話等利用回線により構成される回線群(以下この表におて「特定割引回線群」といいます。)と割引選択回線群が一であるとき。(特定割引回線群が複数である場合は、そ特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。) (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求となる契約者が、その料金について一括して支払うこと現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除		
(3) 月極割引の適 <u>用</u>	ます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。 ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、 金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を		

		電話等	等サービス契約約款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
当社は、この月極期1の適用を受けている利用回線、他社	旧(~2023年10月			新(2023年11月1日~)
当社は、この月極期1の適用を受けている利用回線、他社	む料金月の翌料金月から	とします。		
接供開始があったときであってその契約者から中が放場 態に係る適話についてその付加機能の提供開始日を含む料金 月の契料金月からこの月極割りる網月を設けている利用回線又は他 社直収定話等利用回線について、次のいずれかに設当する場 会には、この月極割りる機とはます。 (7) 割り選択代表回線の契約者の差弱の取消しがあったと き。 (4) 電影等利用契約又は他社値収電話等付加機能利用契約 の開除があったとき。 (5) 一般監禁等サービスの利用の一時中断があったとき。 (4) 電影等利用機能があったとき。 (7) 一般監禁等サービスの利用の一時中断があったとき。 (2) 電話等利用機能があったとき。 (7) 一般監禁等サービスの利用の一時中断があったとき。 (2) 電話等利用機能が必要ながあったとき。 (7) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設能に係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から開出があったときまいは対象の事の関連が減分サービスに係るものとと総合ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者のは実験利用国機が減分サービスに係るものと総合ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者からの通りでは一般に対象が表する対象をはでは、対象を表すると認ら 会ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者のよの規定によりこの月極割引の廃止があったとき又は当社が定める支払別日を整合してもなお一般して支払わないとき。 (7) 割り選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (7) 計定月報割り廃止があったとき。 (7) 計定月報割り廃止があったとき。 (7) 計定月報割りの適用を設けている利用回線に係る連結であったとき。 (7) 対定月報割りの適用を設けている利用回線としても位地に収定活等利用回線に係る可能等を又は契約者回線等等と更となる場合であって、あらかしとの利用の線表とします。 第4年表別の適用 を受けている利用回線をしては他社直収定話等利用回線に係る可能等を入り、 対象に規定するとおりとします。 区 分 月極割りの適用 を受けている利用回線としても対象とは対しては対象を関いとは対象では対象に対象に対象を対象に対象を対象をは、今の代)の規定に依めり、又は 第4年表別の適用 を受けている利用回線をしてもの利用回線とはも回収電話等 対象に規定では、ラロアン・グイヤル 連結についてこの月極割引を選 第一列との場合の適用 を受けている利用回線とは対象で認等利用回線に係るフリー・グイヤル 連話についてこの月極割引を選 用の線をは対象とは対象では対象とは対象とは対象とは対象とは対象とは対象とは対象に対象に対象に対象を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま				
(型類のイに規定する系統条件を流たしたときしまとの対加機 施に係る遺跡についてその付加機能の境供開始日を含む料金 月の業料金券からこの月極部引の適所を受けている利用回線又は他 社蔵収電部等利用回路に立て、次のいずれいに終当する場合には、この月程割引の適所を受けている利用回線とは 会には、この月程割引の適所を受けている利用の一時中断があったとき。 (7) 割引張代未回線の契約者の系統の設済しがあったとき。 (7) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (7) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (7) 一を利用回接を持つくまでがあった場合であって、契約者から配出があったときとは当社がその事実を知ったとき。 (カ) その利用回接が加入電話を他に係るものと総合ディジタル遺伝が生産ものとの関で要があった場合ではよりよの経験を対しては、 クル通信設備に係るものとの間の変更があった場合では、 クル通信設備に係るものとの間の変更があった場合ではその地抗疫が衰弱対用回接が強弱サービスに係るものと総合ディジタル遺伝が一ビスに係るものと総合ディジタル遺伝が一ビスに係るものと総合ディジル連伝が正とを表に対して、大場合きから開出があったとき文は当社がその事実を知ったとき。 (ク) 101線のイの規定によりこの月極割引適用後の割引送状回線部に係る遺跡によりこの月極割引適所を止があったとき、 (ク) 101線のイの規定によりにの月極割引適用後の割引送状回線部に係る遺跡に関する料金の誘来をとなる契約者が、その料金について当が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ク) 利利配所代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (ク) 計解方限を割引の原止があったとき。 (ク) 計解方限を開発の資料では、では、対域が関係であったとき。 この月極割引の廃止があったとき。 (ク) 月極期間の適用を受けている利用回線について付加機 態の廃止又はその利用回線をしくに他社直収電話等利用回線に係る事話に対域を話を開発するからの通知)なは単位性は直収電話等 第4日の場なりに使われるの通用 を受けている利用回線の適用 を受けている利用回線では、つの(イ)の現象にかわりら す、次表に規定するとおりとします。 医 分 月極期の適用 を受けている利用回線に係るコン・フタイやル 第4日の場なりには、ウの(イ)の現象にいわりら す、次表に規定するとおりとします。 医 分 月極期間ない他とは立つで記述 第4日の場なりにの近日に対なりに対していての通常引を通 第4日の場なりにして、クロイやル 第4日の場なりには、クロノータイやル 第4日の場なりにいて、クロイやル 第4日の場なりにして、クロイやの場なりにして、クロイやの場はして、クロイやの場がして、のはいるのはいるのはいるのはいるのはいるのはいるのはいるのはいるのはいるのはいる	-			
無に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む料金月の製料金月からこの月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割の適用を受けている利用回線では、できないでは、次の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	提供開始があったときで	あってその契約者から申出があり、		
当社は、この月種割引の適用を受けている利用回線又は他 社道収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月種割引を廃止します。 (イ) 電話等利用短線について、次のいずれかに該当する場合には、この月種割引を廃止します。 (イ) 電話等利用契約又は他社値収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。 (イ) 電話等利用投約又は他社値収電話等利用回線に係る であって、実物者から属出があったとき。 (オ) その利用回線をしくは地社値収電話等利用回線に係る で表語 香見な民参的書籍を与の変更があった場合であって、契約者から属出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その利用回線が加入電話機に係るものと参考・アジタル通信数単に係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から属出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) での利用回線が加入電話機に係るものと参考・アジタル通信数目に係るものとの間の変更があった場合ではその地社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合ディジル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者からの出出があったとを又は当社がその事実を知ったとき。 (ク) 利別提供代表回線についてこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る連話に関する料金の話求をとなる契約者が、その料金について当社が変める支払期日を経過してもなおったとき。 (ク) 利別提供代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (ク) 利別可能の適用を受けている利用回線とのであったとき。 (ク) 神奈日極割引の廃止があったとき。 (ク) 神奈日極割引の適用とではいては地域を記述者とは契約者を関係であったとき。 (ク) 神奈日極割の適用といての対域を関係であった。 (カ) 原列の資用の資用を受けている利用回線とは他社直収電話等初からの通知)とは対しての適用回線とは他社直収電話等対しの適用 を受けている利用回線とは、ウの(イ)の現度に係るでは、海にいついてこの月極割引の適用 を受けている利用回線とは、ウの(イ)の現度に係るフリーダイヤル 通話についてこの月極割引を適用を受けている利用回線に係るフリーダイヤル 通話についてこの月極割引を適用を受けている利用回線に係るフリーダイヤル 通話についてこの月極割引を適用とないこので、第1月回線を100番目	(2) 欄のイに規定する承認	诺条件を満たしたときはその付加機		
当社は、この月報前引の適用を受けている利用回線では他 社画収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月報前列を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の契約者の系型の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。 (ボ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (ボ) 電話等利用を設強があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用を破滅があったとき。 (ウ) その利用回線があったとき。 (ウ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届地があったとき又は当社がその事実を如ったとき。 (ナ) (リ) 近の利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信サービスに係るものと総合ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (ナ) (リ) 郷の利の選定によりこの月租利引通用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の指求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一話して変払かないとき。 (ウ) 割引選択代表回線についてごは社が定める支払期日を経過してもなお一話して変払かないとき。 (ウ) 割引選収代表回線についてごの月種割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2 棚のイ又はウに規定する素提条件を満たさなくなったとき。 (コ) その他(2 棚のイ又はウに規定する素提条件を満たさなくなったとき。) (コ) 日本の性(2 棚のイ又はウに規定する素建条件を満たさなくなったとき。) (コ) 日本の性(2 棚のイ又はウに規定する表達等利用回線に大きの対しの関係の表述の関係を受けている利用回線と対しを関係の表述の関係といる対しの関係といる対しの関係といる利用回線となる場合であって、表のが表があったときは、ウの(オ)の規定にかかわら 第4条の表述 通話についてこの月種割引を適等又は控制する場面 調証についてこの月種割引を適等又は空間を適等又は空間を可能を受けている利用回線又は他社直収率電話等 用しいてこの月種割引を適等又は空間を可能を受けていて、ク利用回線とは他社直収率 面号又は契約者	能に係る通話についてそ	の付加機能の提供開始日を含む料金		
	月の翌料金月からこの月	極割引を適用します。		
会には、この月極利引の廃止します。 (ア) 割り選択代表回顧の契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。 (史) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (ナ) その利用回顧者とくは他社直収電話等利用回線に係る電話等引取は契約者回稿報等の変更があったとき。 (ナ) その利用回線があったとき、 (ナ) その利用回線があったとき、 (ナ) その利用回線があったとき、 (ナ) での利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっった。 の他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合ディジタル通信サービスに係るものと認合ディジタル通信サービスに係るものと認合ディジタル通信サービスに係るものと認合ディジタル通信サービスに係るものと認合ディックル通信サービスに係るものと認合デカットで、 (ナ) (利郷のイの規定によりこの月極利引適用後の割引選、短回線離に係る通話に関する射を回線について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ナ) (利用回線に係る通話に対しいてこの月極利引の廃止があったとき。 (コ) その他(2)欄のイ又は中に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 この月極利引の原止があったとき。 この月極利引の適用を受けている利用回線にの表示とで表示して、 (エ) その他(2)欄のイ又は中に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 この月極利引の適用を受けている利用回線にの表示を制力に対して、 (コ) での(2) の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区	エ 当社は、この月極割引	の適用を受けている利用回線又は他		
(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。 (エ) 電話等利用程の設度があったとき。 (ケ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用組設達があったとき。 (オ) その利用回線者とくは他社直収電話等利用回線に係る電話番子以は契約者の服務者をの変更があった場合であって、契約者から履出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信を増生して、企業を含めて、契約者のに関係を表して、となるでは、大場ですると総合ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から雇出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) () 網のイの規定によりこの月種割引通用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払利目を接過してもなお一括して支払わないとき。 (ケ) 制引選択代表回線についてこの月種割引の廃止があったとき。 (ケ) 特定月種割引の廃止があったとき。 (カ) 司の選択代表回線についてこの月種割引の廃止があったとき。 (カ) 利引選取代表回線についてこの月種割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2)欄のイヌはづに規定する承諾条件を満たさなななったとき。 この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機・循門契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区 分 月極割引の適用 を受けている利用回線に係る電話・通路の通知 に規定する通知があったとき、カトロの(オ) 関加線 関連をします。 区 分 月極割引の適用 を変更しを含む料金月からこ 初用回線以上体社直収電話等利用回線に係る電話 通話についてこの月種割引を通番号又は安別者のもの。 日本でも、の利用回線又は他社直収電話等 利用回線に係るでは 通話についてこの月種割引を通番号又は受別者のもの。 「カーロ、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では	社直収電話等利用回線に	ついて、次のいずれかに該当する場		
度、(イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話書号又は契約省回線書号の変更があった場合であって、契約者からの通力では直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合ディジタル通信世で派表を表別用回線が電話サービスに係るものと総合ディジタル通信世で派表を表別用回線が電話サービスに係るものと総合ディジタル通信世で派表が上で入て係るものと総合ディジタル通信サービスに係るものと総合ディジタル通信サービスに係るものと総合ディジタル通信サービスに係るものと総合ディンスに係るものと総合ディンスに係るものとと含をディンタル通信サービスに係るものと認合であった。契約者から周出があったとき又は当社がでの事実を知ったとき。 (キ) (1) 細のイの規定によりこの月極割引通用後の割引選状回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当地が定める支払期日を経過してもなお一括して支払力ないとき。 (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。 (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。 (ウ) 手定月極割引の廃止があったとき。 (ウ) 手定月極割引の適用を受けている利用回線について「加機能の廃止文はその利用回線者しくは他社直収電話等利用回線に係る更上なる場合であって、あらかしめ変化多(機能等利用の接触を利用の接触を利用の適用を受けている利用回線では一般性が利用の適用を受けている利用回線であったときは、つの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 「大きないの場合は一般で記述を対象を対象を引からの通りに規定するとおりとします。 「大きないの場合は一般で記述を対象を引からの通りを対象を引が通過を引きる。利用回線に係るつリーダイヤル通話についてで約者を通過について契約者からの通りによるアメイトル語話を利用回線に係るフリーダイヤル通話について契約者の必要の要となる場合にのよります。 「カース・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア				
(イ) 電話等利用契約文は他社直収電話等付加機能利用契約 の解除があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その利用回線器とし、住地社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から周出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その利用回線数が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から周出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) イの利用回線が加入電話設備に係るものとと関わる。 会ディジタル通信でサービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から周出があったときフは当社がその事実を知ったとき。 (キ) (1) 細のイの規定によりこの月種割引適用後の割引選、状回線群に係る通話に関する到金の訴求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ウ) 割引選択代表回線についてこの月種割引の廃止があったとき。 (つ) 割引選択代表回線についてこの月種割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2) 棚のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 この月種割引の適用を受けている利用回線としては他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ策が多、電話等利用契約者からの適知)又は第45条の5 (他社庫収電話等が中機能利用契約者からの適知)又は第55条の5 (他社庫収電話等利用契約者からの適知)又は第65条の5 (他社庫収電話等利用契約者からの適用)対理を受けている利用回線をしている対理を対するとおりとします。 区		の契約者の承諾の取消しがあったと		
の解除があったとき。 (*ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等入は契約者の機器その変更があったとき。 (オ) その利用回線がしく性的性能収電話等利用回線に係る 電話番号又は契約者の機器号の変更があった場合であって、契約者から屈出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) (利) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものと的印の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から屈出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) (1) 郷のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択代表回線計に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期目を経過してもなお上抵して支払わないとき。 (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (ケ) 前定月極割引の適用を受けている利用回線では、は他社値収電話等利用回線に係るであって、あらかじめ第45条 (電影等利用契約者からの通知) 又は第55条の5 (他社重収電話等利用短線計を分割を)の通知) 又は第55条の5 (他社重収電話等付加機能利用契約者からの通知) と規定する通知があったときは、つの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定すると対とします。 区				
(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (エ) 電話等利用値線古くは他社値収電話等利用回線に係る 電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であっ て、契約者から周出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信器はに係るものとの間の変更があった場合又はその他社値収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であった。大場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) (1) 郷のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る適部に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (カ) 特定月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさならなったとき。 (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 (コ) 作列 特定月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線音しくは他社直収電話等利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等利用契約者からの通知)の対の規定にかわらまた。 第45条に規定するとおりとします。 区 分 月極割引の適用 東別に係るフリーダイヤル通話についてこの月極割引を適番号又は契約者回線器 号の変更となる場合で、 の利用回線又は他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話についてこの月極割引を適番号の変更となる場合で、あって、第45条(電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話について契約者	· ·	は他社直収電話等付加機能利用契約		
(工) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その利用回線者しくは他社直収電話等利用回線に係る電話等又は契約者の総番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (外) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合ディジタル通信サービスに係るものとと総合ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から通出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (中) () 棚のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その事実を知ったとき。 (ク) 割引選択代表回線について三の月極割引の廃止があったとき。 (ク) 制度状代表回線について三の月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2) 棚のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 この月極割引の適用を受けている利用回線に係る電話等列用回線に係る電話等可以は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等付加機能利用支約者からの通知)の利用回線に係るフリーダイヤル通話についてこの月極割引を通常を受いませば、表示といる場合に係るフリーダイヤル通話についてこの月極割引を通常を表示と、電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話についてこの月極割引を適かるの通りによびによります。				
(オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る 電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であっ て、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合ディジタル通信サービスに係るものとと総合ディジタル通信サービスに係るものとと認った場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) (川 織のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過しても立む一括して支払わないとき。 (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。(つ) その他(別欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。この月極割引の適用を受けている利用回線に係る電話等科別回線をに係る電話等列用回線に係る電話等列用契約者からの通知)又は第45条の5 (他社直収電話等利用契約者からの通知) 又は第55条の5 (他社直収電話等利用契約者からの通知) フは第55条の5 (他社直収電話等有力映像部用契約者からの通知) 下規定する過知があったときは、ウのイト)の規定にかかわらま、次表に規定するとおりとします。 区				
電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (力) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他技値収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から周出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) (1) 棚のイの規定によりこの月権刺引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期目を軽適してもなお一括して支払わないとき。 (ケ) 制す選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (ケ) 制す選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (ケ) 制定月極割引の強力を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線となる利用回線による利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第4条、電話等利用契約者からの通知)又は策4条の6 (他社直収電話等付加線能利用契約者からの通知) アは第4条の変更となる場合であって、あらかじめ第4条、電話等利用契約者からの通知)又は第4条の6 (他社直収電話等付加線能利用契約者からの通知) アは第4条の6 (他社直収電話等付加線能利用契約者からの通知) アは第4条の6 (他社直収電話等付加線能利用契約者からの通知) アは第4条の変更となる場合であって、あらかじめ第4条(電話等利用契約者からの通知)アは第5条の変更となる場合で、の利用回線とは他社直収電話等 著月に表しての月極割引き適番号又は契約者回線要となる場合で、の利用回線又は他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話についてこの月極割引き適番号又は契約者回線を対象を1条で、1条に表して、1条に表し、1条に表して、1条に表して、1条に表して、1条に表して、1条に表し、1条に表し、1条に表し、1条に表し、1条に表し、1条に表し、1条に表し、1条に表し、1条に表し、1条に表し、1条に表し、1条に表し、1条に表し、1条に表し、1条に表し、1条に表し、1条に表し、1条に表し、1条に				
て、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信型作に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が定話サービスに係るものと総合ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から周出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) (1) 稲のイの規定によりこの月種利引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ウ) 割引選択代表回線についてこの月種割引の廃止があったとき。 (ウ) 特定月種割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2) 棚のイ又はつに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。。 この月種割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線著しくは他社直収電話等利用回線に係るかとの適知)とは第40条の5 (他社直収電話等刊が放射者からの通知) とは第40条の5 (他社直収電話等刊が加機能利用契約者からの通知) に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区 月種割引の適用 を受けている利用回線 第古くは他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話「こいてこの月種割引を適用 第一日 削除 加限線に係る電話 満田の線に係るフリーダイヤル通話についてこの月種割引を適用 第一日、おより、日本の第一日、第一日、日本の第一日、日本の第一日、				
つたとき。 (力) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) (1) 個のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線評に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ケ) 制度現代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (ケ) 制度現代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を高たさなくなったとき。 て、日極割引の適用を受けている利用回線について付加機に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかしめ第45条(電話等利用型線者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区 分 月極割引の適用 削除 削除 削除 削除 加除 加修 加修 加修 加修 加修 加修 加				
(力) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合アイジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合というで、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求たとなる契約者がその料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (ク) 制制選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線者とくは他社直収電話等利用回線に係る電話署号又は契約者回線署号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等イ加機能利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等イ加機能利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等イ加機能利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等イ加機能利用契約者からの通知)と規定するとおりとします。 区分月極割引の適用 を受けている利用回線 著とくは他社直収電話等フリーダイヤル通話についての月極割引を適勝である。 通話に対して、の利用回線又は他社直収電話等利用回線に係るアリーダイヤル通話についての月極割引を通話に表して、これていて、第45条(電話等利用回線に係るアリーダイヤル通話について、20月極割引を通話について、20月極割引を通話に表して、20月極割引を通話に表して、20月極割引を通話に表して、20月極割引を通話に表して、20月極割引を通話に表して、20月極割引を通話に表して、20月極割引を通話に表して、20月極間の第4年に表して、20月極期間の第4年に表して、20月極期間の第4年に表して、20月極期間の第4年に表して、20月極期間の第4年に表して、20月極期間の第4年に表して、20月極期間の第4年に表して、20月極期間の第4年に表して、20月極期間の第4年に表して、20月極期間の第4年に表して、20月極期間の第4年に表して、20月極期間に表して、2				
タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社値収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合ディジタル通信サービスに係るものと取り変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (プ) 特定月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 - この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社値収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)又は第45条の5 (他社値収電話等付加機能利用契約者からの通知)又は第45条の5 (他社値収電話等付加機能利用契約者からの通知)とは現立する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区 分 月極割引の適用		入電話設備に係るものと総合ディジ		
会ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期目を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ク)割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (つ)その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止なその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第46条(電話等利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区分月極割引の適用を受けている利用回線では他社直収電話等初用回線である。 「規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区分月極割引の適用を受けている利用回線では他社直収電話等利用回線に係るでは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区分月極割引の適用 を受けている利用回線では、ウの規定に係るフリーダイヤル通話について契約者であって、第45条(電話等利用回線に係るのフリーダイヤル通話について契約者				
た場合であって、契約者から届出があったとき又は当社が その事実を知ったとき。 (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る適話に関する料金の請求先となる契約者 が、その料金について当社が定める支払期日を経過しても なお一括して支払わないとき。 (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (プ) 特定月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ なくなったとき。 この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機 能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線 に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ等45条(電話等利用契約者からの通知)とは 第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知) に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわら ず、次表に規定するとおりとします。 区 分 月極割引の適用 を受けている利用回線 置しくは他社直収電話等 利用回線に係る電話 著利用回線に係る電話 番号又は契約者回線番 号の変更となる場合で、 あって、第45条(電話 第利用回線に係るコリーダイヤル 道話について契約者 「世本記録の通知」 にだし、その利用回線又は他社 直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル 直について契約者 「中本記録の通知」 「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、	の他社直収電話等利用	回線が電話サービスに係るものと総		
その事実を知ったとき。	合ディジタル通信サー	ビスに係るものとの間の変更があっ		
(主) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (カ) 特定月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線者もくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者可線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)と規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区 分 月極割引の適用 を受けている利用回線 この月極割引の適用 を受けている利用回線 を受けている利用回線とは他社直収電話等利用回線に係る電話番号には受けるであった。の利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号以は契約者の終置、利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合で、ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合で、ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話等利用回線に係るつリーダイヤル通話について三、なのまでは、またし、このは、またし、またし、このは、またし、このは、またし、このは、またし、このは、またし、このは、またし、このは、またし、このは、またし、この	た場合であって、契約	者から届出があったとき又は当社が		
択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区 分 月極割引の適用	その事実を知ったとき	<u>。</u>		
が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区 分 月極割引の適用				
(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線著しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区 分 月極割引の適用を受けている利用回線では他社直収電話等利力に変更している利用回線では他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話についてこの月極割引を適用しません。 号の変更となる場合であって、第45条(電話等利用回線に係るフリータイヤル通話について契約者回線であって、第45条(電話時利用回線に係るフリータイヤル通話について契約者回線であって、第45条(電話時利用回線に係るフリータイヤル通話について契約者				
たとき。 (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区 分 月極割引の適用を受けている利用回線をであって、多の手を含む料金月からこの利用回線とは他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話についてこの月極割引を適用しまして、とび、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話についてこの月極割引を適用しません。 ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話について契約者の変更となる場合であって、第45条(電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話について契約者				
(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 - この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条の気(電話等利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区 分 月極割引の適用 を受けている利用回線		についてこの月極制引の廃止かめつ		
 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。	<u> </u>	ルがちったしき		
この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区分月極割引の適用 削除 この月極割引の適用 を受けている利用回線 を受けている利用回線に係るフリーダイヤル通話についてこの月極割引を適用しません。 の利用回線に係る電話等利用回線に係る電話等 利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、第45条(電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話について契約者		人はノに死だする外的末日を何たと		
能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線 に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であっ て、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)又は 第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知) に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわら ず、次表に規定するとおりとします。 区 分 月極割引の適用 を受けている利用回線 若しくは他社直収電話 等利用回線に係るで ・ の利用回線又は他社直収電話等 利用回線に係るで ・ 対用回線に係るで ・ がし、その利用回線又は他社 直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル 通話についてこの月極割引を適 用しません。 ・ ただし、その利用回線又は他社 直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話について契約者		受けている利用回線について付加機		
 に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区分月極割引の適用 1削除 削除 2 この月極割引の適用を受けている利用回線では他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話についてこの月極割引を適用しません。ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話について契約者 				
第45条の5 (他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知) に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわら ず、次表に規定するとおりとします。 区 分 月極割引の適用 削除 2 この月極割引の適用 を受けている利用回線 若しくは他社直収電話等 若しくは他社直収電話 等利用回線に係る電話 番号又は契約者回線番 号の変更となる場合で あって、第45条(電話 等利用契約者からの通 第45条の多種となる場合で おりないのでは、その利用回線とは他社を表しません。 おりないのでは、その利用回線とは他社を表しません。 おりないのでは、その利用回線とは他社を表しません。 おりないのでは、その利用回線とは、カーケーダイヤル通話について契約者				
に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区 分 月極割引の適用 1 削除 2 この月極割引の適用を受けている利用回線を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等型している利用回線に係るフリーダイヤル通話についてこの月極割引を適度である場合であって、第45条(電話等利用回線に係るフリータイヤル通話について契約者を適度であって、第45条(電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話について契約者	て、あらかじめ第45条 (電話等利用契約者からの通知)又は		
ず、次表に規定するとおりとします。 区 分 月極割引の適用 1 削除 削除 2 この月極割引の適用 を受けている利用回線 若しくは他社直収電話 若しくは他社直収電話 等利用回線に係るフリーダイヤル 通話についてこの月極割引を適 用しません。 長の変更となる場合で あって、第45条(電話 等利用契約者からの通 一を受力用回線又は他社 をつかりまするです。	第45条の5(他社直収電	舌等付加機能利用契約者からの通知)		
区分月極割引の適用1 削除削除2 この月極割引の適用 を受けている利用回線 若しくは他社直収電話 等利用回線に係る電話 番号又は契約者回線番 号の変更となる場合で あって、第45条(電話 等利用契約者からの通その変更となる場合で 加しません。 ただし、その利用回線又は他社 ただし、その利用回線又は他社 であって、第45条(電話 再り取ります。	に規定する通知があった	ときは、ウの(オ)の規定にかかわら		
1 削除 削除 2 この月極割引の適用 を受けている利用回線 若しくは他社直収電話 若しくは他社直収電話 特利用回線に係る電話 番号又は契約者回線番 号の変更となる場合で あって、第45条(電話 等利用契約者からの通 その変更日を含む料金月からこ の利用回線又は他社直収電話等 利用回線に係るフリーダイヤル 通話についてこの月極割引を適 用しません。 ただし、その利用回線又は他社 直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話について契約者	<u>ず、次表に規定するとお</u>	<u>りとします。</u>		
1 削除 削除 2 この月極割引の適用 を受けている利用回線 若しくは他社直収電話 若しくは他社直収電話 特利用回線に係る電話 番号又は契約者回線番 号の変更となる場合で あって、第45条(電話 等利用契約者からの通 その変更日を含む料金月からこ の利用回線又は他社直収電話等 利用回線に係るフリーダイヤル 通話についてこの月極割引を適 用しません。 ただし、その利用回線又は他社 直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話について契約者	区 分	月極割引の適用		
2 この月極割引の適用 その変更日を含む料金月からこ を受けている利用回線 の利用回線又は他社直収電話等 若しくは他社直収電話 利用回線に係るフリーダイヤル 等利用回線に係る電話 通話についてこの月極割引を適用しません。 号の変更となる場合であって、第45条(電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話について契約者 ただし、その利用回線又は他社を表のフリーダイヤル通話について契約者				
を受けている利用回線 若しくは他社直収電話 等利用回線に係る電話 番号又は契約者回線番 号の変更となる場合で あって、第45条(電話 等利用契約者からの通	1 削除	削除		
若しくは他社直収電話 利用回線に係るフリーダイヤル 等利用回線に係る電話 通話についてこの月極割引を適用しません。 号の変更となる場合であって、第45条(電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話について契約者の近半 ただし、その利用回線又は他社では、	2 この月極割引の適用	その変更日を含む料金月からこ		
等利用回線に係る電話 通話についてこの月極割引を適 番号又は契約者回線番 用しません。 号の変更となる場合で あって、第45条(電話 等利用契約者からの通 ただし、その利用回線又は他社 直収電話等利用回線に係るフリ 一ダイヤル通話について契約者	を受けている利用回線	の利用回線又は他社直収電話等		
番号又は契約者回線番用しません。号の変更となる場合で あって、第45条(電話 等利用契約者からの通ただし、その利用回線又は他社 直収電話等利用回線に係るフリ 一ダイヤル通話について契約者				
号の変更となる場合で				
<u>あって、第45条(電話</u> <u>直収電話等利用回線に係るフリ</u> 等利用契約者からの通 <u>一ダイヤル通話について契約者</u>				
等利用契約者からの通 一ダイヤル通話について契約者				

知) 又は第45条の 5 (他 からのこの月極割引の適用の申 社直収電話等付加機能 出があるときは、その申出を当

	電話等サービス契約約款
旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)
利用契約者からの通 知)に規定する事前通 知があったとき。社が承諾した日 翌料金月からこ 用します。	
カ この月極割引の廃止があった場合の取また規定するとおりとします。この場合、いて、次表の1欄の規定による月極割引の欄の規定に該当する場合が生じたときは、	、同一料金月内にお の廃止後2欄から6
6欄の規定によるものとします。	
1 2から6以外によ 月極割引の廃山 り、月極割引の廃止が の末日までの通	<u>割引の適用</u> 止日を含む料金月 通話に関する料金 の月極割引を適用
2エの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4に規定する場合を除きます。)。その契約解除日本の契約解除日本の場合を	
あったとき。 適用します。	、この月極割引を .
4 エの(エ)の規定又は 第12条(電話加入権等 の譲渡に伴う電話等利 用契約の取扱い)に規 定する電話等利用契約 の解除又は第14条の47 (他社直収電話等契約 の解除に伴う他社直収 電話等付加機能利用契 約の取扱い)に規定す る他社直収電話等付加 機能利用契約の解除により、月極割引の廃止 があったとき。	料金月の末日まで る料金について、
5エの(オ)又は(キ)の 規定により、月極割引 の廃止があったとき。その廃止日を含 金月の末日まで 料金について、 適用します。	での通話に関する 、この月極割引を
ては、その序	イヤル通話につい 廃止日までの通話 金についてこの月 用します。
キ (1)欄のエに規定する契約者からの申出いて、この料金額の適用の開始についてはが承諾した日を含む料金月の翌料金月からがあったときは、廃止日を含む料金月のオする料金について、この料金額を適用しまり割引選択回線の契約者は、この月極割引	は、その申出を当社 らとし、廃止の申出 D末日までの通話に関 ます。

新(2023年11月1日~)

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

<u>×</u>	分			<u>料</u>	金名	<u> </u>	
	話に	<u>次の</u>	分数又は	秒数まで	ごごとに9.2	円 (10. 1	2円)
<u>関</u> 料:	<u>する</u> 全	隣技	<u>妾区域内</u>		昼間、夜間		深夜·早朝
<u>4-1 .</u>	<u> </u>	<u>通</u> 記	<u></u>			90秒	2分
		区域外通話	通話地域間距離				
		<u>話</u>	<u>20kmま</u> で			<u>90秒</u>	<u>2分</u>
				昼間		夜間	深夜 •
					<u>土曜日・</u> <u>日曜日・</u> <u>祝日</u>		<u>早朝</u>
			30km <u>"</u>	60秒	<u>75秒</u>	<u>75秒</u>	90秒
			60km //	<u>60秒</u>	<u>75秒</u>	<u>75秒</u>	90秒
			100km <u>"</u>	<u>45秒</u>	60秒	60秒	90秒
			<u>100km</u> <u>を超え</u> るもの	<u>45秒</u>	60秒	60秒	90秒

- イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定により ます。
- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通 話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表におい て同じとします。)のうちフリーダイヤル通話(区域内通話を 除きます。)であって、次に該当しないものに限ります。
- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話
- (ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話
- (エ) 削除
- (オ) I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号 規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの に限ります。) から行うフリーダイヤル通話
- (カ) I P電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定 する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社 通話に伴って行うフリーダイヤル通話
- (注 1) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその 適用を受けることについて当社の承諾があることが必要と なる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとしま す。
 - <u>・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u>
 - 回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤ

	電話等サービス契約	
	旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)
	ル通話の通話料金の月極割引	
	(注2) 約定金額に表示する税込価格については、国際通話が 含まれている場合はこの限りではありません。	
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割	
	引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。こ の場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成す	
	る申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に	
	申し出ていただきます。	
	イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該	
	当するものである場合に限り、これを承諾します。	
	(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細 内訳が記録されているとき。	
	(イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33	
	条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体	
	であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話	
	料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるもの に限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありませ	
	6.)	
	(ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。	
	(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線	
	の契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月	
	極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受け	
	るときはこの限りではありません。)	
	(オ) 契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又	
	は受けることとなる全ての利用回線又は他社直収電話等利 用回線により構成される回線群(以下この表において「特	
	定割引回線群」といいます。)と割引選択回線群が同一であ	
	るとき。(特定割引回線群が複数である場合は、その特定割	
	引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一	
	<u>であるときとします。)</u> (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選	
	択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者	
	が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は	
	<u> </u>	
	(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。	
	ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ	
	った利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金	
	別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除き	
	ます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。	
(3) 月極割引の		
<u>用</u>	金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含	
	お料金月の翌料金月からとします。	
	ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他	
	社直収電話等利用回線について当社が別に定める付加機能の	
	提供の開始があったときであってその契約者から申出があ	
	り、(2)欄のイに規定する承諾条件を満たしたときは、その付加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む	
	料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。	
	エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他	
	社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場	
	合には、この月極割引を廃止します。	
	(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったと	

	電話	「等サービス契約約款 「等サービス契約約款	
IB(~202	23年10月31日)	新(202	23年11月1日~)
<u>き。</u>			
	用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約		
の解除があった	ことき。_		
(ウ) 一般電話等	ーーー 等サービスの利用の一時中断があったとき。		
(エ) 電話等利用	用権の譲渡があったとき。		
(オ) その利用[回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る	<u>5</u>	
電話番号又は	契約者回線番号の変更があった場合であっ		
	ら届出があったとき又は当社がその事実を知	1	
<u>ったとき。</u>			
	回線が加入電話設備に係るものと総合ディミ	_	
	こ係るものとの間の変更があった場合又はそ	-	
	活等利用回線が電話サービスに係るものと網	_	
	<u> 通信サービスに係るものとの間の変更があっ</u> て、契約者から届出があったとき又は当社だ	_	
その事実を知っ			
	<u>ったこと。</u> で規定によりこの月極割引適用後の割引遺	E	
	る通話に関する料金の請求先となる契約者	-	
	こついて当社が定める支払期日を経過しても	_	
	支払わないとき。		
	、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
たとき。			
(ケ) 特定月極語	引引の廃止があったとき。 <u></u>		
(コ) その他(2)	欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たる	<u>:</u>	
なくなったと	<u>\$</u>		
オ この月極割引の	の適用を受けている利用回線について、付加	1	
	その利用回線若しくは他社直収電話等利用回	_	
	号又は契約者回線番号の変更となる場合でも		
	の第45条(電話等利用契約者からの通知)	_	
	也社直収電話等付加機能利用契約者からの道		
	<u> 通知があったときは、エの(オ)の規定にかた</u> 見定するとおりとします。		
区分	<u> 月極割引の適用</u>		
1 削除	削除		
2 この月極割	引の その変更日を含む料金月からこの利		
· ·	いる用回線又は他社直収電話等利用回線		
利用回線若し	くはに係るフリーダイヤル通話につい		
他社直収電話	等利 て、この月極割引を適用しません。		
用回線に係る	電話 ただし、その利用回線又は他社直収		
番号又は契約	者回 電話等利用回線に係るフリーダイヤ		
	とな ル通話について契約者からのこの月		
る場合であって	て、 極割引の適用の申出があるときは、		
	等利 その申出を当社が承諾した日を含む		
	の通 料金月の翌料金月からこの月極割引		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>を適用します。</u>		
5 (他社直収)			
等付加機能利			
約者からの通知			
に規定する事			
知があったと			
	の廃止があった場合の取扱いについては、ジ		
	おりとします。この場合、同一料金月内にお		
	闌の規定による月極割引の廃止後2欄から6 たる場合がたじたとさけ、それでもの問から	_	
相間のはまずしまる当	する場合が生じたときは、それぞれ2欄から		

欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から

	等サービス契約約款	
旧(~2023年1	0月31日)	新(2023年11月1日~)
6欄の規定によるもの	のとします。	
区分	月極割引の適用	
	月極割引の廃止日を含む料金月の末	
	日までの通話に関する料金につい	
廃止があったとき。	て、この月極割引を適用します。	
2 エの(イ)の規定	その契約解除日までの通話に関する	
により、月極割引	料金について、この月極割引を適用	
の廃止があったと	<u>します。</u>	
き(4に規定する		
<u>場合を除きます。)</u> 。		
3 エの(ウ)の規定	その廃止日までの通話に関する料金	
	について、この月極割引を適用しま	
の廃止があったと	<u>す。</u>	
<u></u>		
4 エの(エ)の規定	その承認日又は契約解除日を含む料	
	金月の前料金月の末日までの通話に	
	関する料金について、この月極割引	
譲渡に伴う電話等		
利用契約の取扱		
い)に規定する電		
話等利用契約の解		
<u>除又は第14条の47</u>		
(他社直収電話等		
契約の解除に伴う		
他社直収電話等付 加機能利用契約の		
取扱い)に規定す		
る他社直収電話等		
付加機能利用契約		
の解除により、月		
極割引の廃止があ		
<u>ったとき。</u>		
5 エの (オ) 又は	その廃止日を含む料金月の前料金月	
	の末日までの通話に関する料金につ	
	いて、この月極割引を適用します。	
止があったとき。		
6 エの(カ)の規定	① 削除	
により、月極割引		
の廃止があったと		
<u>き。</u>		
	② フリーダイヤル通話について	
	は、その廃止日までの通話に関す	
	<u>る料金についてこの月極割引を適</u>	
	<u>用します。</u>	
キ 当社は、支払いを	要しないこととされた料金が既に支払わ	
れているときは、その	D料金を返還します <u>。</u>	
	よりこの月極割引の廃止があったときの	
	を構成する各々の割引選択回線ごとの通	
	吸いについては、特定月極割引の規定に	
よります。	の契約者は、1 料金月におけるこの月極	
	の契約者は、「科金月におけるこの月極 択回線群に係る通話に関する料金の額	
司が適用後の割り選	アロックは古っている。	

電話等サービス契	約約款
旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)
(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が約	
定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割	
引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額	
<u>を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u>	
この月極割引適用 この月極割引適用 割引相当額 前の割引選択回線 後の割引選択回線 群に係る通話に関 群に係る通話に関	
する料金の額 する料金の額	
コ 割引選択代表回線の契約者は、1 料金月におけるこの月極	
割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額	
<u>(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が、</u>	
次に定める方法により算出した最低基準額を超えないとき	
は、ケに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に	
定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日	
<u>までに一括して支払っていただきます。</u> ただし、ケの適用を受けるときはこの限りでありません。	
年間累計額の算出対象	
<u>期間内の各料金月にお</u> 最低基準額 = けるこの月極割引の適 × 2,000円 × 12	
用を受けた割引選択回	
線の数の累計	
÷ 12 (この月極割引を利用期間満了前に	
<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	
象期間内に利用した月数とします。)	
)割引選択回線 ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月	
####################################	
引の契約期間等 利用期間とします。	
割引選択代表回線の契約者は、利用期間終了後も、この月	
極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開	
始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前	
までに、当社に申し出ていただきます。	
イ割引選択代表回線の契約者は、割引選択回線群に係る全て	
の割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月	
極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次	
に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払って	
いただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了	
した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の	
終了日を含む料金月までの料金月数(以下この表において「残	
余月数」といいます。) により算出します。	
解約金 = 3万円 × 残余月数	

新(2023年11月1日~)

18 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引IV

区 分 容 (1) 定義等 ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅳ」とは、(ア) の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続して 利用し、割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線 又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいい ます。以下この表において同じとします。)に係るこの月極割 引適用後の通話に関する料金の年間累計額(当該割引選択回 線群がこの月極割引の適用を開始した日に係る料金月の起算 日から12料金月毎の累計とします。以下この表において同じ とします。)が(ア)の表に定める約定金額以上の利用を行う申 出をした場合であって当社が別に定める料金額の利用がある ことを当社が確認した場合に、特定月極割引(この通話料金 別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を 受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があ ることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。 以下この表において同じとします。) の適用を受けることにつ いて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話(ウの規定 によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この 表において同じとします。)に関する料金について、第2の2 (料金額)の規定により算出した額にかかわらず、(イ)の表 に規定する料金額を適用することをいいます。 (ア) 利用期間及び約定金額 利 用 期 間 約 定 金 額 12料金月 5 億円(5.5億円) (イ) 料金額 ②以外のもの 区 分 金 額 通話に 次の分数又は秒数までごとに10円(11円)(昼間(土 関する 曜日・日曜日・祝日を除きます。)の60kmを超えるも 料金 の並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100km を超えるものについては8.2円(9.02円)) 隣接区域内 昼間、夜間 深夜·早朝 通話 90秒 2分 区 通話地 域外通話 域間距 離 20kmま で 90秒 2分

30km //

60km "

100km

60秒

45秒

30秒

18 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引IV

Z —	5 分			内		蓉	\$	
(1) 定	差義等	の利又ま引線日と出こ別受る以いに表(表用はす適群かしをと表けこ下てよに料にし他。用がらましをにるとこ当りお金	規、社以後こ12 すた当規場がの社こい額定割直下のの料)場社定合必表ののて)	ナ川又(通月をが合がけこそこを目のりる選電の話極月(で確るそとお諾極じ規利択話表に割毎)あ認他のないが割と定用回等に関引のののつしたの適るであ引しに	明泉刊らけり累長でご月用当司るりまた間群用いる適計に当場極を社じ割対すりに(回て料用と定社合割受がと引象)算おこ線同金をしめがに引け別し選とに出	いのにじの開まる別、のるにま択な関て月よと年始す約に特うこ定す回るす、極りし間し。定定定ちとめ)線通るこ割構ま累た以金め月、にるの群話料の引成す計日下額る極こつ月適にに金	月をさ)額にこ以料割のい極用係限にか極選れに(係の上金引月て割をるりつわ割択る係当る表の額(極当引受通まいら	V別す回る亥科こりのこ割せをすますでず」をる線こ割金お用利の引のいる(。、、とは継利群の引月いを用通の承いこウ以第(は、続用を月選のて行が話適諾まとの下2)(し回い極択起同うあ料用がすに規こののア)で線い割回算じ申る金をあ。つ定の2表
				閉及び糸				1
			利用	期間]	約	定金	額
				料金月		5億	円(5.5億	意円)
			料金額 ②以タ	頁 トのもの				
		区 分 料 金 額						
		通話に 関する 料金	曜日 の並	・日曜日 びに夜間	・祝日を 及び土曜	·除きます。)	の60km ・祝日昼	(昼間(土 iを超えるも 昼間の100km
				隣接区域内		昼間、夜間		深夜·早朝
			通訊	<u> </u>			90秒	2分
			区域外通話	通話地 域間距 離				
								1
				20kmま で			90秒	2分
			100		昼間	土曜日・日曜日・	90秒 夜間	2分 深夜· 早朝
					昼間 60秒	-		深夜•
				で		日曜日・ 祝日	夜間	深夜· 早朝

夜間

60秒

60秒

45秒

土曜日・ 日曜日・ 祝日

60秒

60秒

45秒

深夜 • 早朝

> 75秒 75秒

> > 60秒

新(2023年11月1日~)

		100km を超え るもの	22. 5 秒	26秒	26秒	45秒
--	--	---------------------	------------	-----	-----	-----

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分			料	金 客	頁	
通話に	次の	分数又は	秒数まで	ごとに10円	月(11円)	
関する料金	隣担	妾区域内		昼間、夜間		深夜·早朝
44 312	通記	舌			90秒	2分
	区域外通話	通話地 域間距 離				
	話	20km ま				
		で			90秒	2分
			昼間		夜間	深夜•
				土曜日・ 日曜日・ 祝日		早朝
		30km "	60秒	75秒	75秒	90秒
		60km "	60秒	75秒	75秒	90秒
		100km "	45秒	60秒	60秒	90秒
		100km を超え るもの	45秒	60秒	60秒	90秒

- イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定により ます。
- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。)のうち加入電話等設備に係る一般通話(フリーダイヤル通話並びに区域内通話を除きます。)、又はフリーダイヤル通話(区域内通話を除きます。)であって、次に該当しないものに限ります。
- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話
- (ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話
- (エ) 削除
- (オ) I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号 規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの に限ります。)から行うフリーダイヤル通話
- (カ) I P電話設備 (電気通信番号規則第10条第2号に規定 する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社 通話に伴って行うフリーダイヤル通話
- (注1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2) 欄のアに規定する割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網

0km 2 超え	22. 5 秒	26秒	26秒	45秒
もの	12			

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分			料	金	湏	
通話に	次の	分数又は	秒数まで	ごとに10F	9(11円)	
関する料金		接区域内		昼間、夜間		深夜·早朝
4.4 215	通訊	舌			90秒	2分
	区域外通	通話地 域間距 離				
	話	20kmま				
		で			90秒	2分
			昼間		夜間	深夜•
				土曜日・ 日曜日・ 祝日		早朝
		30km //	60秒	75秒	75秒	90秒
		60km ''	60秒	75秒	75秒	90秒
		100km	45秒	60秒	60秒	90秒
		100km を超え るもの	45秒	60秒	60秒	90秒

- イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定により ます。
- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。)のうち加入電話等設備に係る一般通話(フリーダイヤル通話並びに区域内通話を除きます。)であって、次に該当しないものに限ります。
- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話
- (ウ) 削除
- (エ) 削除
- (才) 削除
- (カ) 削除
- (注 1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2) 欄のアに規定する割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網

	電話等サ	ービス契約約款	
	旧(~2023年10月31日)		新(2023年11月1日~)
	サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。 (注 2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。(この通話料金別表に規定する長期高額利用による通話料金の月極割引の(1)欄のアに規定するプラン1-4の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限ります。) ・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I ・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I ・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I		サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。 (注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。(この通話料金別表に規定する長期高額利用による通話料金の月極割引の(1)欄のアに規定するプラン1-4の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限ります。) ・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I ・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I
	回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤ ル通話の通話料金の月極割引 (注3) 約定金額等に表示する税込価格については、国際料金 が含まれている場合はこの限りではありません。		(注3) 約定金額等に表示する税込価格については、国際料金 が含まれている場合はこの限りではありません。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線をいいます。以下この表において同じとします。)の契約者は、1の回線(以下この表において「割引選択回線群を代表する1以上の回線(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。(イ) その申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときなはの契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。) (オ) 契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群(以下この表において「特	(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線(割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線をいいます。以下この表において同じとします。)の契約者は、1の割引選択回線群を代表する1以上の回線(以下この表において「割引選択回線群を代表する1以上の回線(以下この表において「割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準づる当社が別に定めるる通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有するときについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。) (オ) 契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群(以下この表において「特

雷	壬	笙.	++-	— 1	<u>ا</u>	7	虹刀	約	約	
æ	an	=	.,	_		^		ホリ	35 N	ᅲᄉ

新(2023年11月1日~)

- るとき。(特定割引回線群が複数である場合は、その特定割 引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一 であるときとします。)
- (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者 が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は 怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金 別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除き ます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
- (3) 月極割引の適 ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他 社直収電話等利用回線について当社が別に定める付加機能の 提供の開始があったときであってその契約者から申出があ り、(2)欄のイに規定する承諾条件を満たしたときは、その付 加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む 料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。
 - エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他 社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場 合には、この月極割引を廃止します。
 - (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったと
 - (イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約 の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る 電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であっ て、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知 ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はそ の他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総 合ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があっ た場合であって、契約者から届出があったとき又は当社が その事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者 が、その料金について当社が定める支払期日を経過しても なお一括して支払わないとき。
 - (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ たとき。
 - (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
 - (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ なくなったとき。
 - オ この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機 能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線 に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であっ て、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)又は

るとき。(特定割引回線群が複数である場合は、その特定割 引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一 であるときとします。)

- (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者 が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は 怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金 別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除き ます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
- (3) 月極割引の適 ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他 社直収電話等利用回線について当社が別に定める付加機能の 提供の開始があったときであってその契約者から申出があ り、(2) 欄のイに規定する承諾条件を満たしたときは、その付 加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む 料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。
 - エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他 社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場 合には、この月極割引を廃止します。
 - (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったと き。
 - (イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約 の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る 電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であっ て、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知 ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はそ の他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総 合ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があっ た場合であって、契約者から届出があったとき又は当社が その事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者 が、その料金について当社が定める支払期日を経過しても なお一括して支払わないとき。
 - (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ たとき。
 - (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
 - (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ なくなったとき。
 - オ この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機 能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線 に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であっ て、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)又は

第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知) に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわら ず、次表に規定するとおりとします。

) ()(A) = /(B)	
区 分	月極割引の適用
1 削除	削除
2 適利他用番線る第用知5等約に知のを回値線又号合条約又他加か定あので(者は社機らすったをで、者は社機のすったをで、者は社機のすったをで、おり、は利話回な、利通の話契)のるは利話回な、利通の話契)通の	その変更日を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話について、この月極割引を適用しません。ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話について契約者からのこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。

カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次 表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から 6欄の規定によるものとします。

区	分	月極割引の適用
	6 以外に 極割引の っったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末 日までの通話に関する料金につい て、この月極割引を適用します。
の廃止か き (4に	イ) の規定 月極割引 があったと :規定する :きます。)。	その契約解除日までの通話に関する 料金について、この月極割引を適用 します。
	ウ) の規定 月極割引 「あったと	その廃止日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用しま す。
(電話加譲利 い 等 ス と を で を で を で が ま で が ま で が ま で が れ で が れ で が れ で が れ で が れ で が で が か で が か で が か か で が か か で が か か で か か で か か か で か か で か か で か か で か か で か か で か か で か か で か か か か で か	エま入う約定契14段電用の第権電のす約条電に話契規12等話取るのの話伴等約定条の等扱電解7等う付の	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知) に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわら ず、次表に規定するとおりとします。

区	分	月極割引の適用
1 削除		削除
適利他用番線る第用知5等約に用用社回号番場45契)(付者規を回直線又号合条約又他加か定	月受線収によので(者は社機らすっ極け若電係契変あ電か第直能のるた割てし話る約更っ話ら45収利通事と引いく等電者とて等の条電用知前きのるは利話回な、利通の話契)通	その変更日を含む料金月からこの利 用回線又は他社直収電話等利用回線 に係る一般通話について、この月極 割引を適用しません。 ただし、その利用回線又は他社直収 電話等利用回線に係る一般通話につ いて契約者からのこの月極割引の適 用の申出があるときは、その申出を 当社が承諾した日を含む料金月の翌 料金月からこの月極割引を適用しま す。

カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次 表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から 6欄の規定によるものとします。

り触り発走によるもの	フとしより。
区 分	月極割引の適用
1 2から6以外に より、月極割引の 廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末 日までの通話に関する料金につい て、この月極割引を適用します。
2 エの(イ)の規定 により、月極割引 の廃止があったと き(4に規定する 場合を除きます。)。	その契約解除日までの通話に関する 料金について、この月極割引を適用 します。
3 エの(ウ)の規定 により、月極割引 の廃止があったと き。	その廃止日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用しま す。
4 エの(エ)の規定 オレ (本 (本)	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

新(2023年11月1日~)

取扱い)に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	
5 エの(オ)又は (キ)の規定によ り、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 エの(カ)の規定 により、月極割引 の廃止があったと き。	① 削除
	② 一般通話については、その廃止 日までの通話に関する料金につい てこの月極割引を適用します。

- キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- ク エの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときの その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通 話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定に よります。
- ケ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極 割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額 (消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が約 定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割 引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額 を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

割引相当額 = この月極割引適用 この月極割引適用 前の割引選択回線 後の割引選択回線 群に係る通話に関 群に係る通話に関する料金の額 する料金の額

コ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額 (消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、ケに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に 定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日 までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選 択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

ただし、ケの適用を受けるときはこの限りでありません。

年間累計額の算出対象期間内の各料金月にお

最低基準額 = けるこの月極割引の適 × 2,000円 × 12

用を受けた割引選択回 線の数の累計

÷ 12 (この月極割引を利用期間満了前に 廃止したときは、年間累計額の算出対 象期間内に利用した月数とします。)

(4) 割引選択回線 ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月

取扱い)に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	
5 エの(オ)又は (キ)の規定によ り、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月 の末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。
6 エの(カ)の規定 により、月極割引 の廃止があったと き。	① 削除
	② 一般通話については、その廃止 日までの通話に関する料金につい てこの月極割引を適用します。

- キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- ク エの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときの その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通 話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定に よります。
- ケ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額 (消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が約 定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

割引相当額 = この月極割引適用 この月極割引適用 前の割引選択回線 後の割引選択回線 群に係る通話に関 群に係る通話に関する料金の額 する料金の額

コ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額 (消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、ケに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

ただし、ケの適用を受けるときはこの限りでありません。

年間累計額の算出対象期間内の各料金月にお

最低基準額 = けるこの月極割引の適 × 2,000円 × 12

用を受けた割引選択回

線の数の累計

÷ 12 (この月極割引を利用期間満了前に 廃止したときは、年間累計額の算出対 象期間内に利用した月数とします。)

(4) 割引選択回線 ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月

	電話等サービ	ス契約約款	
	旧(~2023年10月31日)		新(2023年11月1日~)
群に係る月極割	極割引の適用を開始した日から(1)欄のアの表中に規定する	群に係る月極割	極割引の適用を開始した日から(1)欄のアの表中に規定する
引の契約期間等	利用期間とします。	引の契約期間等	利用期間とします。
	割引選択代表回線の契約者は、利用期間終了後も、この月		割引選択代表回線の契約者は、利用期間終了後も、この月
	極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開		極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開
	始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前		始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前
	までに、当社に申し出ていただきます。		までに、当社に申し出ていただきます。

イ 割引選択代表回線の契約者は、割引選択回線群に係る全て の割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月 極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次 に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払って いただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了 した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の 終了日を含む料金月までの料金月数(以下この表において「残 余月数」といいます。) により算出します。この場合、割引選 択代表回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間 累計額に応じた額を支払っていただきます。

解約金 = 260万円 × 残余月数

イ 割引選択代表回線の契約者は、割引選択回線群に係る全て の割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月 極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次 に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払って いただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了 した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の 終了日を含む料金月までの料金月数(以下この表において「残 余月数」といいます。)により算出します。この場合、割引選 択代表回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間 累計額に応じた額を支払っていただきます。

解約金 = 260万円 × 残余月数

19 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 V

容 ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引V」とは、 (1) 定義等 割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線により構 成される回線群をいいます。以下この表において同じとしま す。)について、当社が別に定める料金額の利用があることを 当社が確認した場合に、この月極割引を選択する利用回線で あって、その終端の場所が同一の構内(これに準ずる区域内 を含みます。以下この表において同じとします。)又は同一の 建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関す る料金が50万円(55万円)以上である場合、特定月極割引(こ の通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割 引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社 の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引を いいます。以下この表において同じとします。)の適用を受け ることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話 (ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りま す。以下この表において同じとします。) に関する料金につい て、第2の2(料金額)の規定により算出した額にかかわら ず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。 (ア) (イ)以外のもの

通話に関	次の分数又は	秒数までごとに10円(11	円)(昼間	引
する料金	(土曜日・日	曜日・祝日を除きます	。)の60km	m
	を超えて100k	mまでのもの並びに夜間	引及び土曜	星
	日・日曜日・社	兄日昼間の100kmを超える	るものにつ	>
	いては8.2円(9.02円)。昼間(土曜日	・日曜日	-
	祝日を除きま	す。)100kmを超えるもの	かについて	-
	は、7.2円(7.	92円))		
	隣接区域内 通話	昼間、夜間	深夜 • 早朝	

料 金

90秒

2分

19 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 V

区分	内	容	
(1) 定義等	ア 「	す。以下この表にあれて、で、この表にの表にの表にの表にの表にのの表にの月極期の内の目のでは、で、この月の間には、で、こののでは、で、こののでは、で、こののでは、で、このでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	国にがる集)る月 こるのば低る頃線同あ利ず又通極こつ月適に話料ににられるは話割のい極用係に金かりしと線域一関(極当引受通りつわりしと線域一関(極当引受通りつわりにする。
	区分	料 金 額	
	する料金 (土曜日・日) を超えて100kr 日・日曜日・初 いては8.2円(9	少数までごとに10円(11 曜日・祝日を除きます までのもの並びに夜間 日昼間の100kmを超える .02円)。昼間(土曜日 す。)100kmを超えるもの 2円)) 昼間、夜間	。)の60km 閉及び土曜 るものにつ ・日曜日・

90秒

2分

電話等サービス契約約款 旧(~2023年10月31日) 新(2023年11月1日~) 区域外通話 通話地 通話地 区 域 域間距 域間距 外通話 離 離 20km 20km まで 90秒 2分 まで 90秒 2分 夜間 30km 夜間 深夜• 30km 昼間 深夜・ 昼間 早朝 早朝 土曜 土曜 日• 日• 日曜 日曜 日 • 日 • 祝日 祝日 60秒 60秒 60秒 60秒 60秒 60秒 75秒 75秒 60km 45秒 60秒 60秒 75秒 60km 45秒 60秒 60秒 75秒 30秒 45秒 45秒 30秒 45秒 45秒 60秒 100km 60秒 100km 100km 22.5秒 26秒 26秒 45秒 100km 22.5秒 26秒 26秒 45秒 を超え を超え るもの るもの (イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの (イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの 区分 料 金 区分 料 金 通話に関 次の分数又は秒数までごとに10円(11円) 通話に関 次の分数又は秒数までごとに10円(11円) する料金 する料金 隣接区域内 昼間、夜間 深夜• 隣接区域内 昼間、夜間 深夜• 早朝 早朝 通話 通話 90秒 90秒 2分 2分 区域外通 通話地 区域外通 通話地 域間距 域間距 離 話 話 20km 20km 90秒 2分 まで まで 90秒 2分 夜間 深夜・ 30km 夜間 深夜 30km 昼間 昼間 早朝 早朝 土曜 土曜 日• 日• 日曜 日曜 日• 日• 祝日 祝日 60秒 75秒 75秒 60秒 75秒 75秒 90秒 90秒 60秒 75秒 75秒 60秒 75秒 75秒 90秒 60km 90秒 60km 45秒 60秒 60秒 45秒 60秒 60秒 100km 90秒 100km 90秒 45秒 60秒 60秒 60秒 60秒 100km 90秒 100km 45秒 90秒 を超え を超え るもの るもの

	電話等	ービス契約約款	
	旧(~2023年10月31日)		新(2023年11月1日~)
	旧(~2023年10月31日) イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。)のうち加入電話等設備に係る一般通話(フリーダイヤル通話および区域内通話を除きます。)であって、次に該当しないものに限ります。 (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話(イ)携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話(ウ)公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話(エ)削除 (オ) IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行うフリーダイヤル通話		新(2023年11月1日~) イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。)のうち加入電話等設備に係る一般通話(フリーダイヤル通話および区域内通話を除きます。)であって、次に該当しないものに限ります。 (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話(イ)携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話(ウ)削除 (エ)削除
	(カ) I P電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定 する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社 通話に伴って行うフリーダイヤル通話		<u>(力) 削除</u>
	(注 1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2) 欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。(注 2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。(この料金表別表に規定する「長期継続利用による通話料金の月極割引IJの(1)欄のアに規定するプラン6又は「長期高額利用による通話料金の月極割引」の(1)欄のアに規定するプラン1ー4の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限ります。)・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引I・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引I		(注 1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2) 欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。(注 2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。(この料金表別表に規定する「長期継続利用による通話料金の月極割引I」の(1) 欄のアに規定するプラン6又は「長期高額利用による通話料金の月極割引」の(1) 欄のアに規定するプラン1ー4の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限ります。)・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引I・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引II
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線(割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。)の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細	(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線(割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。)の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細

(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者

(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者

雷託笙サー	ビス契約約款
H. n T T '	└ / ★ ハ コ ハ コ ホン

が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別 に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線 が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別 に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限り ではありません。)

- (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると き。
- (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(こ の申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定 する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の 適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電 話等利用契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務 上密接な関係を有することについて当社の基準に適合する ときはこの限りではありません。)
- (オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受 けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成 される回線群(以下この表において「特定割引回線群」と いいます。)と割引選択回線群が同一であるとき。(特定割 引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により 構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとし ます。)
- (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に 怠り又は怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。

- (3) 月極割引の適 ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止 します。
 - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し があったとき。
 - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。

新(2023年11月1日~)

が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別 に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線 が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別 に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限り ではありません。)

- (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると き。
- (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(こ の申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定 する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の 適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電 話等利用契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務 上密接な関係を有することについて当社の基準に適合する ときはこの限りではありません。)
- (オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受 けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成 される回線群(以下この表において「特定割引回線群」と いいます。)と割引選択回線群が同一であるとき。(特定割 引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により 構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとし ます。)
- (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に 怠り又は怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。

- (3) 月極割引の適 | ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止 します。
 - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し があったとき。
 - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。

新(2023年11月1日~)

- (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
- (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
- (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

し触り尻足によるものと	- 0 4 7 0
区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき(4 に規定する場合を除 きます。)。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を 適用します。
3 ウの(ウ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料 金について、この月極割引を適用 します。
4 ウの(エ)の規定又 は約款第12条(電話 加入権等の譲渡に伴 う電話等利用契約の 取扱い)に規定する 電話等利用契約の解 除により、月極割引 の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む 料金月の前料金月の末日までの通 話に関する料金について、この月 極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ) の規定により、月極 割引の廃止があった とき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

- オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときの その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通 話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定に よります。
- キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年

- (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
- (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
- (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次 表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から 6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止 があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき(4 に規定する場合を除 きます。)。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を 適用します。
3 ウの(ウ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用 します。
4 ウの(エ)の規定又 は約款第12条(電話 加入権等の譲渡に伴 う電話等利用契約の 取扱い)に規定する 電話等利用契約の解 除により、月極割引 の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む 料金月の前料金月の末日までの通 話に関する料金について、この月 極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ) の規定により、月極 割引の廃止があった とき。	その廃止日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用し ます。
6 ウの(カ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料 金についてこの月極割引を適用し ます。

- オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときの その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定に よります。
- キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年

	話等サービス契約約款
旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)
間累計額に応じた額を支払っていただきます。 (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 年間累計額の算出 対象期間内の各料 金月におけるこの 日極割引の適用を 受けた割引選択回 線の数の累計	間累計額に応じた額を支払っていただきます。 (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 年間累計額の算出 対象期間内の各料 金月におけるこの 月極割引の適用を 受けた割引選択回 線の数の累計
12 (この月極割引を利用期間満了前 : に廃止したときは、年間累計額の第 出対象期間内に利用した月数とします。) (イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 この月極割引適用 この月極割引適用 割引相当額 = 前の割引選択回線 後の割引選択回線 群に係る通話に関 群に係る通話に関	12 (この月極割引を利用期間満了前 : に廃止したときは、年間累計額の算 出対象期間内に利用した月数とします。) (イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 この月極割引適用 この月極割引適用 前の割引選択回線 後の割引選択回線 群に係る通話に関 群に係る通話に関
(4) 割引選択回線 群に係る月極割 引の契約期間等 ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この 極割引の適用を開始した日から1年間とします。 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了 も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割 の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間 日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。 ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割選択代表回線の型約者の同意を得た上で申し出ていただきす。 イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線 に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期 内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回網 ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括 て支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引 適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定す 利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数(以下このにおいて「残余月数」といいます。)により算出します。こ場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関す 料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。 解約金 = 8万円 × 残余月数	大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田

新(2023年11月1日~)

21 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引™ 区 分 容 (1) 定義等 ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅲ」とは、 割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線により構 成される回線群をいいます。以下この表において同じとしま す。)について、この月極割引を選択する利用回線(以下この 表において「割引選択回線」といいます。)であって、特定月 極割引(この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、 この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることに ついて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める 月極割引をいいます。以下この表において同じとします。)の 適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群 に係る通話(ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話 に限ります。以下この表において同じとします。) に関する料 金について、第2の2(料金額)の規定により算出した額に かかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいま す。 区 分 料 金 額 通話に関 次の分数又は秒数までごとに9.3円(10.23円) する料金 昼間、夜間 深夜・ 早朝 隣接区域内 通話 90秒 2分 通話地 域 域間距 外通話 離

20km

まで 30km

60km

100km

100km を超え るもの 90秒

夜間 深夜・

昼間

45秒

土曜 日• 日曜 目・ 祝日 60秒 60秒 60秒

60秒 60秒

30秒 45秒 45秒

22.5秒 26秒 26秒

2分

75秒

75秒

60秒

45秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定により ます。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通 話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表におい て同じとします。) のうち加入電話等設備に係る一般通話(同

区 分			内		容			
定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引WI」とは、 割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線により構							
	対の対象性 (この片を割りを選択する利用回線により作成される回線群をいいます。以下この表において同じとしま							
	す。)について、この月極割引を選択する利用回線(以下こ							
	表において							
	極割引(こ			_				
	この月極害							
	ついて当社	土の承請	があるこ	ことが必要	更となる	る当社が	が別に定	
	月極割引を	といいま	す。以下	この表に	おいて	同じと	: します。	
	適用を受け	けること	について	て当社の落	承諾がる	ある割ら	引選択回	
	に係る通訊	舌(ウ <i>Œ</i>	規定によ	よりこの 月	極割	別の対象	象となる	
	に限ります	。以下	この表に	おいて同	じとし	,ます。	に関す	
	金について	、第2	2の2(米	斗金額) 0	り規定に	こより筆	算出した	
	かかわらす	げ、次表	に規定す	する料金額	質を適用	用するこ	ことをい	
	す。							
	区分		. ₩L , 1. T.			頁	0.005	
	通話に関する料金	次の分	教义は枚	少数までこ	ことに9 引、夜間			
				全 国	10、12/11	∃]	深夜 • 早朝	
		隣接 通記	区域内					
						90秒	2分	
		区域	通話地域間距					
		外外	離					
		外通話						
		話	20km					
			まで			90秒	2分	
			30km	昼間 夜間		夜間	深夜·	
			"		土曜		早朝	
					日・			
					日曜			
					日・			
					祝日			
				60秒	60秒	60秒	75秒	
			60km	45秒	60秒	60秒	75秒	
			"	101/0			, 5,19	
			100km	30秒	45秒	45秒	60秒	
			"					
			100km	22.5秒	26秒	26秒	45秒	
			を超え					
			るもの					
			1	1	1	1	1	
				割引選択回				
				· 14 4	+	도마니그니	ひ +日 亡 1~	
	料金の請求ます。	きの取扱	といにつし	いては、そ	寸化月1	吸剖 510	/ 規正に	

て同じとします。) のうち加入電話等設備に係る一般通話(同

	旧(~2023年10月31日)
	- │ 一の都道府県の区域に終始する通話を除きます。)であって、
	- 次に該当しないものに限ります。 - 次に該当しないものに限ります。
	(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
	(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る
	他社通話に伴って行う通話
	(ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話
	(エ) IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号
	規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの
	に限ります。)から行うフリーダイヤル通話
	(注) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその道
	用を受けることについて当社の承諾があることが必要とな
	る当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。
	(この通話料金別表に規定する長期高額利用による通話料
	金の月極割引(タイプ1)の(1)欄のアに規定するプラン1
	- 4の適用を受けている又はその適用を受けることについ
	て当社の承諾がある場合に限ります。)
	・長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ2)
(a) – -#	
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者
	は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていたた
	きます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線郡
	を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して。
	当社に申し出ていただきます。 インドは、フに担党さる内はども、カーカは、2008日に封
	イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該
	当するものである場合に限り、これを承諾します。
	│ (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明総 │ 内訳が記録されているとき。
	パミスト パー・
	が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別
	に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線
	が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別
	に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限り
	ではありません。)
	(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると
	き。
	│
	の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(害
	引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な
	関係を有することについて当社の基準に適合する者に係る
	ものであるときを含みます。)
	(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適
	用を受けている又は受けることとなるとき。
	(カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選
	択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利
	用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に
	怠り又は怠るおそれがないとき。
	(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業
	務の遂行上著しい支障がないとき。
	ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ
	った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引
	(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるとき
	は、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の	│ │ア この月極割引の適用は、特定月極割引の規定によります。

- 一の都道府県の区域に終始する通話並びにフリーダイヤル通 話を除きます。)であって、次に該当しないものに限ります。 (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話
- (ウ) 削除 (工) 削除
- (注) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適 用を受けることについて当社の承諾があることが必要とな る当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 (この通話料金別表に規定する長期高額利用による通話料 金の月極割引(タイプ1)の(1)欄のアに規定するプラン1 - 4の適用を受けている又はその適用を受けることについ て当社の承諾がある場合に限ります。)
 - ・長期高額利用による通話料金の月極割引 (タイプ2)
- (2) 承諾 ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者 は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただ きます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群 を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、 当社に申し出ていただきます。
 - イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該 当するものである場合に限り、これを承諾します。
 - (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細 内訳が記録されているとき。
 - (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者 が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別 に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線 が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別 に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限り ではありません。)
 - (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると き。
 - (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割 引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な 関係を有することについて当社の基準に適合する者に係る ものであるときを含みます。)
 - (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適 用を受けている又は受けることとなるとき。
 - (カ) (1) 欄の工の規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に 怠り又は怠るおそれがないとき。
 - (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
 - ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。
- 適用
- (3) 月極割引の ↑ア この月極割引の適用は、特定月極割引の規定によります。

22 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引畑

区 分 内 容 (1) 定義等 ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引皿」とは、(ア) の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続して 利用し、割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線 により構成される回線群をいいます。以下この表において同 じとします。) に係るこの月極割引適用後の通話に関する料金 の年間累計額(当該割引選択回線群がこの月極割引の適用を 開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計とし ます。以下この表において同じとします。)が(ア)の表に定め る約定金額以上の利用を行う申出をした場合であって、当社 が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合 に、特定月極割引(この通話料金別表に規定する他の月極割 引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受 けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が 別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じと します。)の適用を受けることについて当社の承諾がある割引 選択回線群に係る通話(ウの規定によりこの月極割引の対象 となる通話に限ります。以下この表において同じとします。) に関する料金が100万円(110万円)以上である場合((2)欄のア の規定により割引選択回線群を代表する回線を1以上指定す る場合は、その割引選択回線群単位毎とします)について、 第2の2(料金額)の規定により算出した額にかかわらず、 (イ)の表に規定する料金額を適用することをいいます。 (ア) 利用期間及び約定金額 利用期間 約定金額 12料金月 5 億円(5.5億円) (イ) 料金額 ① 本月極割引の対象となる通話のうち②以外のもの 区分 料 金 額 通話に関 次の分数又は秒数までごとに10円(11円)(昼間 する料金 (土曜日・日曜日・祝日を除きます。) について は7.6円(8.36円)。) 昼間、夜間 深夜• 早朝 隣接区域内 90秒 通話 2分 区 通話地 域外通話 域間距 離 20km 90秒 まで 2分 30km 昼間 夜間 深夜・ 土曜 早朝 日 · 日曜 日 •

22 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引皿

22	距離段階別•	- 1 -1 1 1 1 2 2 2	1011125	,,, <u>,</u> ,,,	7 I VIII				
	区 分		Ŀ	勺		容			
(1)	定義等	の利にじの開まるがに引け別し選とにのる第(で表用よと年始す約別、のるにま択な関規場2))にしりし間し。定に特うこ定す回るす定合のの規、構ま累た以金定たとめ)線通るには2表利規、構立言に下金とり、にその	定削成け汁日に預か月、こるの佯舌科は、(こす引さ)額にこ以る極こつ月適にに金りそ料規る選れに(係の上料割のい極用係限が割の金定利択る係当る表の金引月で割をるり10引割額す	用回回る該料に利額(極当引受通まの選引)るび期線線こ割金お用のこ割社をけ話す万択選の料約間群群の引月いを利の引のいる(。円回択規金定は、を月選のて行用選の項してごじ1級匠気額金	こ(と月軽)「テ月種の後ゝこり人10歳回官質おこい極択起同うが話適諾まとの下万群線にをいのい割回算じ申あ料用がすに規こ円を群よ適て月ま引線目としる金をあ。つ定の)代単り再で利す引	▼す適佯か、をこ別受る以いこ長以長立算にこ割。用がらましと表けこ下でよに上す毎出るの引以後こ2年がたをにるとこ当りおでるとしたとは、5~1~0年が対当まれたのでにあるとしたと	目を下りり料)易当見揚がりせこいら回して極選こ通月金が合社定合必表ののてる線ま額割択の話極月アでがすに要に承月同場をすに言うえに書名ですがある。	け長こ削辱)あ確るそとお若極さら1 かいるに関引ののっ認他のないが割と(以にかま)利おすの累表でしの適るであ引し2上つわすい用いる適計に、た月用当同るのま欄指いら。	し回て科用と定当易亟を生ご削付との定てて線同金をしめ社合割受がと引象)アす、
		(イ) 料金			 :なる通言		9(5.5億 5②以欠		
		区分			料金	 客	 頁		
		通話に関する料金	(土曜		目・祝日			円)(昼	
					昼間	『 、夜間	1	深夜•早朝	
				EZ 4-4 ch					
			通話	区域内			90秒	2分	
							90秒	2分	
			通話区	通話地 域間距 離 20km	昼	間			
			通話区	通話地 域間距 離 20km まで	昼	土曜 日・ 日曜	90秒	2分	
			通話区	通話地 域間距 離 20km まで 30km	- 昼	土曜 日 · 日曜	90秒	2分 深夜·	

75秒

祝日 60秒 60秒 60秒

60km	45秒	60秒	60秒	75秒
100km "	30秒	45秒	45秒	60秒
100km を超え るもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分			料 会	è 客	頁	
通話に関する料金	(土曜		置日・祝日			円)(昼間) について
			昼間	引、夜間	1	深夜 • 早朝
	隣接 通話	区域内			90秒	2分
	区域外通話	通話地 域間距 離				
	話	20km まで			90秒	2分
		60km "	昼	間 土日日日 田 田 田 田	夜間	深夜· 早朝
			60秒	75秒	75秒	90秒
		60km を超え るもの	45秒	60秒	60秒	90秒

- イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定により ます。
- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通 話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表におい て同じとします。)のうち加入電話等設備に係る一般通話(区 域内通話を除きます。)であって、次に該当しないものに限り ます。
- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話
- (ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話
- (エ) 削除
- (オ) I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号 規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの に限ります。)から行うフリーダイヤル通話

60km	45秒	60秒	60秒	75秒
100km	30秒	45秒	45秒	60秒
100km を超え るもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分			料 🕏	è 客	頁	
通話に関する料金	(土曜		望日・祝日			円)(昼間について
			昼間	引、夜 間	1	深夜• 早朝
	隣接 通話	区域内			90秒	2分
	区域外通話	通話地 域間距 離				
	話	20km まで			90秒	2分
		60km "	昼	間 土日日日日祝 田・昭	夜間	深夜· 早朝
			60秒	75秒	75秒	90秒
		60km を超え るもの	45秒	60秒	60秒	90秒

- イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定により ます。
- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。)のうち加入電話等設備に係る一般通話(区域内通話並びにフリーダイヤル通話を除きます。)であって、次に該当しないものに限ります。
- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話
- (ウ) 削除
- (エ) 削除
- <u>(オ) 削除</u>

	電話等サ	ービス契約約款	
	旧(~2023年10月31日)		新(2023年11月1日~)
	エ ア又はウの規定中同一の都道府県の区域に終始する通話に関する部分については、特定月極割引のうち当社が別に定めるものを選択する場合であって、割引選択回線の契約者から申出があったときに適用します。 (注 1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2) 欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。 (注 2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとします。(「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1) 欄のアに規定するプラン1ー4の適用を受けている場合に限ります。)		エ ア又はウの規定中同一の都道府県の区域に終始する通話に関する部分については、特定月極割引のうち当社が別に定めるものを選択する場合であって、割引選択回線の契約者から申出があったときに適用します。 (注 1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2) 欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。 (注 2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとします。(「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1) 欄のアに規定するプラン1ー4の適用を受けている場合に限ります。)
	・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による 通話料金の月極割引 I ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による 通話料金の月極割引 II (注3) 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に 表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が 含まれている場合はこの限りではありません。		・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による 通話料金の月極割引 I ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による 通話料金の月極割引 II (注3) 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に 表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が 含まれている場合はこの限りではありません。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線(割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとの割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、も出び無力に割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択回線群を構成する申出であるときは、次の各号に該回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 (イ) 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合する	(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線(割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。)の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、当割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。(ア)その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。)(ウ)割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。(エ)その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。(エ)をの申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合する

新(2023年11月1日~)

- (オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受 けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成 される回線群(以下この表において「特定割引回線群」と いいます。)と割引選択回線群が同一であるとき。(特定割 引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により 構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとし ます。)
- (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に 怠り又は怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。
- (3) 月極割引の適 ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止 します。
 - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し があったとき。
 - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ たとき。
 - (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
 - (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ なくなったとき。
 - エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次 表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から 6欄の規定によるものとします。

区	分	月極割引の適用
1 2から り、月極	6以外によ割引の廃止	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ
があった	とき。	いて、この月極割引を適用します。

- (オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受 けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成 される回線群(以下この表において「特定割引回線群」と いいます。)と割引選択回線群が同一であるとき。(特定割 引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により 構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとし ます。)
- (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に 怠り又は怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。
- (3) 月極割引の適 | ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止 します。
 - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し があったとき。
 - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ たとき。
 - (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
 - (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ なくなったとき。
 - エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次 表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から 6欄の規定によるものとします。

区	分	月極割引の適用	
1 2から	割引の廃止	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ	
があった	ことき。	いて、この月極割引を適用します。	

2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4に規定する場合を除きます。)。 3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。 4 ウの(エ)の規定又は第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。 5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。 5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。 5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があった。 6 やの廃止日を含む料金月の前料金月の売日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	į.	•
より、月極割引の廃止があったとき。 4 ウの(エ)の規定又は第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。 5 ウの(オ)又は(キ)の規定とき。 5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極別引の廃止があったとき。 6 やの様は、日本のの規定により、月極別引の廃止があった。 7 の廃止日を含む料金月の前料金月の売上があった。日本の表にこの月極割引を適用します。	より、月極割引の廃 止があったとき(4 に規定する場合を除	る料金について、この月極割引を
は第12条(電話加入 権等の譲渡に伴う電 話等利用契約の取扱 い)に規定する電話 等利用契約の解除に より、月極割引の廃 止があったとき。 5 ウの(オ)又は(キ) の規定により、月極 割引の廃止があった。 「その廃止日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用し	より、月極割引の廃	金について、この月極割引を適用
の規定により、月極 月の末日までの通話に関する料金 割引の廃止があった について、この月極割引を適用し	は第12条 (電話加入 権等の譲渡に伴う電 話等利用契約の取扱 い)に規定する電話 等利用契約の解除に より、月極割引の廃	料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月
Z 2 .	の規定により、月極	月の末日までの通話に関する料金
6 ウの(カ)の規定に その廃止日までの通話に関する料 より、月極割引の廃 金についてこの月極割引を適用し よがあったとき。 ます。	より、月極割引の廃	金についてこの月極割引を適用し

- オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときの その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通 話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定に よります。
- キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ク 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、キに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。ただし、キの適用を受けるときはこの限りでありません。

 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4に規定する場合を除きます。)。 	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を 適用します。
3 ウの(ウ)の規定に	その廃止日までの通話に関する料
より、月極割引の廃	金について、この月極割引を適用
止があったとき。	します。
4 ウの(エ)の規定又 は第12条(電話加入 権等の譲渡に伴う電 話等利用契約の取扱 い)に規定する電話 等利用契約の解除に より、月極割引の廃 止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む 料金月の前料金月の末日までの通 話に関する料金について、この月 極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)	その廃止日を含む料金月の前料金
の規定により、月極	月の末日までの通話に関する料金
割引の廃止があった	について、この月極割引を適用し
とき。	ます。
6 ウの(カ)の規定に	その廃止日までの通話に関する料
より、月極割引の廃	金についてこの月極割引を適用し
止があったとき。	ます。

- オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときの その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通 話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定に よります。
- キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

割引相当額 = この月極割引適用前 この月極割引適用 後の割引選択回線 で割引選択回線 である この月極割引適用 である この月極割引適用 である である である である この月極割引適用 である である この による 正関 である である この おもの である この はいます この 月極割引適用 できる による この 月極割引適用 できる はいます による この 月極割引適用 による この 日本 こ

ク 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、キに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。ただし、キの適用を受けるときはこの限りでありません。

	電話等サー	ービス契約約款	
	旧(~2023年10月31日)		新(2023年11月1日~)
	年間累計額の算出対象 期間内の各料金月にお 最低基準額 = けるこの月極割引の適 × 2,000円 × 12 用を受けた割引選択回 線の数の累計		年間累計額の算出対象 期間内の各料金月にお 最低基準額 = けるこの月極割引の適 × 2,000円 × 12 用を受けた割引選択回 線の数の累計
	12 (この月極割引を利 用期間満了前に廃止し ÷ たときは、年間累計額 の算出対象期間内に利 用した月数とします。)		12 (この月極割引を利 用期間満了前に廃止し ÷ たときは、年間累計額 の算出対象期間内に利 用した月数とします。)
(4) 割引選択回線 群に係る月極割 引の契約期間等	ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から(1)欄のアの表中に規定する利用期間とします。 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。 ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。 イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数(以下この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。	(4) 割引選択回線 群に係る月極割 引の契約期間等	ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から(1)欄のアの表中に規定する利用期間とします。 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。 ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。 イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線郡に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線郡ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数(以下この表において「残余月数」といいます。)により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線が複数あるときまでいただきます。

電話等サート	ビス契約約款
旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)
1	

区 分		F.	内		容						区	分
(1) 定義等	ア割成す当あを建るの引のいる(すてず「引さ)社っ含物料通の承いこウ。、、距選れにがてみ内金話適諾まとの以第次離択るつ確。またが料用がすに見て2を開いるのでである。	回割い忍をするのをきる。つ定にの線線でしの。る万別受る以いにの2群群、た終以も円表けこ下でよ表((を当場端下の4にるとこ当りに料	こい社合のこに4規場がの社」お金のいがに場のよ万定合必表ののい額のよりでで要に承月にのでのでかります。	駆けここがに構以るをこの苦極した割。定の同お成上他のないが割と規引以め月一いさでの適るてあ割と定を下る極のでれあ月用当同るのに	選こ料割構司るる極を社じ割りまよいの金引内じ回場割受がと引対すりす表額を(と線合引け別し選象)算りではない。	るこの選こ,羊(りるここ尺)に出れれれまに特うこ定す。回な関し用い用すにす。係定ちとめ)線るすた	てがる隼)る目(こるの洋腫る頃にあ利ず又通極こつ月適に話料にじる用るは話割のい極用係に金かとこ回経域一間、村主書をる限にされ	リンと泉域一関(亟当引受通りつ構まをで内のすこ割社をけ話まい		(1)	定義	等
	区分			料	金 客	Į						
	通話に関する料金	(土曜 を超え 日・日 いては 祝日を	日・日 で100km 曜日・祝 8.4円(9	翟日・初 までの÷ .日昼間の . 24円)。 け。)100	日を除 もの並ひ D100kma 昼間(きます ドに夜間 を超える 土曜日	円)(昼間。) の60k 引及び土町 るものについて ・日曜日 かについて	m 翟 つ				
		隣接 通話	区域内	昼	間、夜間	1	深夜 • 早朝					
						90秒	2分					
		区域外通話	通話地 域間距 離 20km まで 30km "	昼	1 土曜 日・	90秒 夜間	2分 深夜· 早朝					

日曜 日・ 祝日 60秒 60秒

45秒 60秒 60秒

30秒 45秒 45秒

60km

100km

75秒 75秒

60秒

23 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引区

		I	内		容			
(1) 定義等	割成す当あを建るの引のいる(すて引さ)社っ含物料通の承いこウ。、選れにがてみ内金話適諾まとの以第択のでは、まにが料用がすとに規下2のでで、またが対対がある。これでは、またが対対がある。これでは、またが対対	回記としるの色とも、つせのつ線線でしの。る万別受る以いにの2群群、た終以も円表けこ下でよ表(を当場端下の仏にるとこ当しに料	(こい谷合のこに4規場がの社)お金のいがに場のよ万定合必表ののて額は、所表別ででですのでのでのでは、1、1のでは、1、1のでは、1、1のでは、1、1のでは、1、1のでは、1のでは	駆けここがお構以るそとの若極しり割。定の同お成上他のないが割と鬼引以め月一いさでの適るてあ引と定を下る権のにれる月用さればるのよっ	選ニ科別構別るる亟を注え別対すり状の金引内と回場割受がと引対すりす表額を(と線合引け別し選象)算には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	るこの選こ,羊(りるこ:尺、こと)利お利択れまに特うこ定す。回な関し用い用すにす。係定ちとめ)線るすたで、だるの親通る者	でがる準)る月(こるの样質る領)に同あ利ず又通極こつ月適に話料にじる用るは話割のい極用係に金かとこ回区「『同日で割をるほどがある。	りしと線域一関(亟当引受通りつ構まをで内のすこ割社をけ話まい
	ず、次表に	ニ規定す	る料金額			<u>:</u> をいし 画	います。	
	通話に関する料金	(土曜 を超 <i>え</i> 日・日	日・日 - て100km 曜日・祝	濯日・祝 までのも .日昼間の	日を除 の並で 100km	きます ドに夜間 を超える	円)(昼f 。) の60k 引及び土¤ るものにつ	m 翟
				ナ。)100k			・日曜日 のについ ⁻	
		は、7.	除きます 4円(8.1 を区域内	け。)100k 4円))		えるもの		
		は、7. 隣接	除きます 4円(8.1 を区域内	け。)100k 4円))	mを超え	えるもの	深夜・	
		は、7. 隣接	除きます 4円(8.1 を区域内	け。)100k 4円))	mを超え	えるもの 引	アについ ⁻ 深夜・ 早朝	
		は、7. 隣接 通話	除きます 4円(8.1 医域内 通話地 域離 20km	ナ。)100k 4円)) 昼間	mを超え	えるもの 引 90秒	アについ ⁻ 深夜・ 早朝 2分	
		は、7. 隣接 通話	除きます 4円(8.1 区域内 話間間 離 20km まで 30km	ナ。)100k 4円)) 昼間	を で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	90秒	アについ ⁻ 深夜・ 2分 深夜・	

	電話等	等サービス契約約款	
	旧(~2023年10月31日)		新(2023年11月1日~)
		等サービス契約約款	新(2023年11月1日~) 100km 22.5秒 26秒 26秒 45秒 を超え るもの 22.5秒 26秒 45秒 を超え るもの 26秒 26秒 45秒 26秒 26秒 26秒 26秒 26秒 26秒 26秒 26秒 26秒 26
	田契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。 (注 2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその		田契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。 (注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその
	適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとします。(「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1)欄のアに規定するプラン1-4の適用を受けている場合に限ります。) ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 II (注3)割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。		(注2) アに規定するこの月極制引の適用を受ける場合にその 適用を受けることについて当社の承諾があることが必要と なる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとしま す。(「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」 の(1)欄のアに規定するプラン1-4の適用を受けている 場合に限ります。) ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による 通話料金の月極割引 I ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による 通話料金の月極割引 I (注3) 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に 表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が 含まれている場合はこの限りではありません。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線(割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。)の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者	(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線(割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。)の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者

雷話等サー	ビフ	却幼	幺与丰尔
由 a h 辛 リ ―	Γ	= 2- π \	ボリモル

新(2023年11月1日~)

- が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別 に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線 が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別 に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限り ではありません。)
- (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると き。
- (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(こ の申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定 する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の 適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電 話等利用契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務 上密接な関係を有することについて当社の基準に適合する ときはこの限りではありません。)
- (オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受 けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成 される回線群(以下この表において「特定割引回線群」と いいます。)と割引選択回線群が同一であるとき。(特定割 引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により 構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとし ます。)
- (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に 怠り又は怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。
- (3) 月極割引の適 ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止 します。
 - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し があったとき。
 - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。

が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別 に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線 が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別 に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限り ではありません。)

- (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると き。
- (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(こ の申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定 する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の 適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電 話等利用契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務 上密接な関係を有することについて当社の基準に適合する ときはこの限りではありません。)
- (オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受 けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成 される回線群(以下この表において「特定割引回線群」と いいます。)と割引選択回線群が同一であるとき。(特定割 引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により 構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとし ます。)
- (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に 怠り又は怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。
- (3) 月極割引の適 ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止 します。
 - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し があったとき。
 - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。

新(2023年11月1日~)

- (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
- (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
- (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

し触り死をによるものと	
区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき(4 に規定する場合を除 きます。)。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料 金について、この月極割引を適用 します。
4 ウの(エ)の規定又 は第12条(電話加入 権等の譲渡に伴う電 話等利用契約の取扱 い)に規定する電話 等利用契約の解除に より、月極割引の廃 止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む 料金月の前料金月の末日までの通 話に関する料金について、この月 極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ) の規定により、月極 割引の廃止があった とき。	その廃止日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用し ます。
6 ウの(カ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

- オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときの その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通 話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定に よります。
- キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

- (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
- (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
- (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止 があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき (4 に規定する場合を除 きます。)。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を 適用します。
3 ウの(ウ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料 金について、この月極割引を適用 します。
4 ウの(エ)の規定又 は第12条(電話加入 権等の譲渡に伴う電 話等利用契約の取扱 い)に規定する電話 等利用契約の解除に より、月極割引の廃 止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む 料金月の前料金月の末日までの通 話に関する料金について、この月 極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ) の規定により、月極 割引の廃止があった とき。	その廃止日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用し ます。
6 ウの(カ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料 金についてこの月極割引を適用し ます。

- オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときの その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通 話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定に よります。
- キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
- (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

	電話等	デサービス契約約款
	旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)
最	年間累計額の算出対象 期間内の各料金月にお 低基準額 = けるこの月極割引の適 × 2,000円 × 12 用を受けた割引選択回 線の数の累計	年間累計額の算出対象 期間内の各料金月にお 最低基準額 = けるこの月極割引の適 × 2,000円 × 12 用を受けた割引選択回 線の数の累計
	÷12(この月極割引を 利用期間満了前に廃止 したときは、年間累計 額の算出対象期間内に 利用 した 月 数 と しま す。)	÷12(この月極割引を 利用期間満了前に廃止 したときは、年間累計 額の算出対象期間内に 利用した月数としま す。)
(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。	(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。
割	この月極割引適用前 この月極割引適用 の割引選択回線群に (後の割引選択回線 係る通話に関する料 群に係る通話に関 金の額 する料金の額	コース この月極割引適用前 この月極割引適用 また この月極割引適用 また この月極割引適用前 この月極割引適用 また これ
群に係る月極割引の契約期間等	割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月割引の適用を開始した日から1年間とします。割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引適用を開始した料金月に係る割引選択回線を調査では、割引選択代表回線が複数あるときは、なの割引表でもし、割引選択代表回線が複数あるときは、ないただきます。この月極割引の廃止があった場合は、割引選択に極割引の廃止があった場合は、割引選択に極割引の廃止があった場合は、1割間によっていただきます。この場合、解約金を当社が定める期間でに、ないただきます。この場合、解約金を当社が定める期間で、次に定める解約金を当社が定める期間で、次に定める解約金を当社が定める期間で、方によりる間の終済のののの場合、解約金ときは、の方によりの終済ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	(4) 割引選択回線 群に係る月極割 引の契約期間等 別の契約期間等 別の変約期間等 別の変別期間等 別の変別が関係 別の適用を開始した日から1年間とします。 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。 ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。 イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数(以下この表において「残余月数」といいます。)により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択で表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

電話等サート	ビス契約約款
旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)
1	

新(2023年11月1日~)

24 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X

			1									
Þ	<u>z</u>	分				F	勺		容			
(1) 定	5. 義等	÷	テーラ	割成す表極のい極用係限にか(別さ。)に割月て割をるりつわ)の選れ(お引極当引受通まいら、択るつい(割社をけ話すてず(イー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	到到し、 のの方しこに とう次	泉泉て「)の承いこりは角表群群、割通適諾まとの下2に(をこ引話用がすに規このご	こいの選料をあ。つ定の2現のい月個別けこ下でよに料するといいに表	駆け割りに場がの社こいを料割。引し規場がの社こい額金引以をと定合必表のので) 額の下選いする 変に 要は話月じま	選ニ択ゝるそとい若亟こ見適択のすす他のないが割と定用す表(る)。の)の)。 同るのましず	るこ利 月用当じるのでより利お用で極を社じ割対すり用い回あ割したと引象(ほ	て線っ引す削い選とこ出じ以、うこ定す。回るすたりにまれな関しているすたののではいまれな関しなりにはいいますが、はいいのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	りしこ定、こるの詳活料に構まの月こつ月適にに金か
				区分	٠,	-	* 1				m) /RE	
				通話に関する料金	きれ	(土曜と超え	日・日 ¹ るものi 間の100	濯日・祝 並びに夜♬	日を除 間及びニ	きます 上曜日	円)(昼 。) の60k ・日曜日 ・ては8.2F	cm
						隣接 通話	区域内	昼間	間、夜間	<u> </u>	深夜•早朝	-
							1			90秒	2分	
						区域外通話	通話地 域間距 離					
						苗	20km まで			90秒	2分	
							30km "	昼	間 土日 田 日 田 日 祝日	夜間	深夜・早朝	
								60秒	60秒	60秒	75秒	
							60km	45秒	60秒	60秒	75秒	
							100km	30秒	45秒	45秒	60秒	
							100km を超え るもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒	
				(イ) 同一	-0	D都道	府県の区	区域に終め	台するも	の		

24 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X

区分		Į.	内		容			
(1) 定義等	ア割成す表極のい極用係限にか (通す「引さ。に割月て割をるりつわ) 区 話る距選れにお引極当引受通まいら 分 に料離択るつい(割社をけ話すてず イ 関金	図別いての回りいる(以第次以 次(を群群、割通適諾まとの下2ま 外 の土超(をこ引話用がすに規このごの 分曜え	こいの選料をあ。つ定の2別も 数日るのい月田銀金受る以いに表(定 の 又・も月ま極縞表々とこ当りおうる は日の	ナ割りに場がの社こい館料料数日び以をい定に要は承月にのなって、ままいでは、ままに下選いする。	選ニ択ゝるそとい若亟に見適 金 ご日間択のすす他のないが割と定用 とを及す表る。)の貭≦ 同のほりにす 電 に除び	るこ利・月用当了るのまたる [頃]のき上利お用で極を社じ割対すりこ [一円ま曜用い回あ割じがと引象)算と [二11す日	回て線っ引ナ削っ選とこ出を 円。・線同(てのるにま択な関しい (の曜にじ以、うこ定す。回るすたい (の曜よと下特ちとめ)線通る額は 昼60k	りしこ定、こるの詳話料にす 間無・構まの月こつ月適にに金かす。
		(9. 02F	9)) 区域内	kmを超え 昼間	るもの 聞、夜間		では8.21 深夜・ 早朝	
						90秒	2分	
		区域外通話	通話地 域間距 離 20km まで			90秒	2分	
			30km ,,	昼	間 土日日日祝 田・曜・日	夜間	深夜・早朝	
				60秒	60秒	60秒	75秒	1
			60km	45秒	60秒	60秒	75秒	
			100km	30秒	45秒	45秒	60秒	
			100km を超え るもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒	
	(イ) 同一	-の都道	府県の区	区域に終め	台するも	の		

料 金 額

通話に関 区域内通話については、次の分数又は秒数までする料金 ごとに8.5円(9.35円)。区域外通話については、

区分

	する料金	ごとに 次の分 (土曜 までの	8.5円(9 数又は和 日・日間 もの並で]の60km	.35円)。 少数までこ 曜日・祝 ドに夜間』	区域外 ごとに1 日を除 ひび土服	通話に 0円(11 きます 瞿日・F	は秒数まで ついて昼間 円)(昼間 。)の20k 日曜日・花 ては8.2P	、 罰 m 兄
		区域	内通話	昼間	引、夜間	1	深夜 • 早朝	
		Date 14-				180秒	4分	
		隣接 通話	区域内					
		区域外通話	通話地域間距離 20km					
			まで			90秒	2分	
			30km "	昼	間 土日日日 田 祀 ・曜 ・日	夜間	深夜· 早朝	
				60秒	75秒	75秒	90秒	
			60km "	60秒	75秒	75秒	90秒	
			60km を超え るもの	45秒	60秒	60秒	90秒	
	イ この月極水ます。 ウ この月でといいている こう	の取扱 割引の ジタル ます。)	いについ 対象とな 通信モー のうちか	ヽては、特 よる通話に - ドに限り ロ入電話等	寺定月村 は、一船 ります。 等設備1	極割引の 登通話 以下で	の規定によ (ダイヤル この表によ	レ通い
	(ア) 当社 (イ) 携帯 他社通話 (ウ) 公衆 (エ) IP 規則第10 に限りま	電話設 に伴っ 電話設 電話設 条第2	備等当れ て行う通 備から行 備(当れ 号に規定	せが別に 通話。 テラフリー せに係るも Eする電気	を める 配	電気通信 マル通言 あって電 番号を利	言設備に係 哲 電気通信番	<u>等号</u>
(2) 承諾	ア この月極 は、1の割 きます。こ	割引を 引選択	選択する	る割引選技 を指定して	R回線の て、当れ	の電話等	し出ていた	こだ

まで 日昼	曜日・日曜 のもの並び 間の60km? 2円))。	に夜間ス	及び土即	濯日・日	日曜日・礼
区	域内通話	昼間	引、夜間	튁	深夜• 早朝
				180秒	4分
	接区域内 話				
区域外通訊					
	20km まで			90秒	2分
	30km "	昼	間 土日日日 田 祀 ・曜 ・日	夜間	深夜 · 早朝
		60秒	75秒	75秒	90秒
	60km	60秒	75秒	75秒	90秒
	60km を超え るもの	45秒	60秒	60秒	90秒

- イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定により ます。
- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。)のうち加入電話等設備に係る一般通話<u>(フリーダイヤル通話を除きます。)</u>であって、次に該当しないものに限ります。
- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話。
- (ウ) 削除
- (エ) 削除

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群

雷話等サー	ビフ	却幼	幺与丰尔
由 a h 辛 リ ―	Γ	= 2- π \	ボリモル

新(2023年11月1日~)

を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、 当社に申し出ていただきます。

- イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該 当するものである場合に限り、これを承諾します。
- (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細 内訳が記録されているとき。
- (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、 民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定 める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、 この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定 めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りでは ありません。)
- (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると き。
- (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割 引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な 関係を有することについて当社の基準に適合する者に係る ものであるときを含みます。)
- (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適 用を受けている又は受けることとなるとき。
- (カ) (1) 欄の工の規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に 怠り又は怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。

- (3) 月極割引の適 | ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止 します。
 - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し があったとき。
 - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ

を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、 当社に申し出ていただきます。

- イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該 当するものである場合に限り、これを承諾します。
 - (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細 内訳が記録されているとき。
 - (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が 民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定 める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、 この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定 めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りでは ありません。)
 - (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると き。
 - (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割 引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な 関係を有することについて当社の基準に適合する者に係る ものであるときを含みます。)
 - (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適 用を受けている又は受けることとなるとき。
 - (カ) (1) 欄の工の規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に 怠り又は怠るおそれがないとき。
 - (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。

- (3) 月極割引の適 | ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止 します。
 - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し があったとき。
 - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ

たとき。

- (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
- (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

り 棟の尻とによるものと	- C & 9 °
区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき(4) に規定する場合を除 きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又 は第12条(電話加入 権等の譲渡に伴う電 話等利用契約の取扱 い)に規定する電話 等利用契約の解除に より、月極割引の廃 止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む 料金月の前料金月の末日までの通 話に関する料金について、この月 極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ) の規定により、月極 割引の廃止があった とき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

- オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときの その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通 話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定に よります。
- キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

新(2023年11月1日~)

- たとき。
- (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
- (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止 があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき(4) に規定する場合を除 きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を 適用します。
3 ウの(ウ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又 は第12条(電話加入 権等の譲渡に伴う電 話等利用契約の取扱 い)に規定する電話 等利用契約の解除に より、月極割引の廃 止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む 料金月の前料金月の末日までの通 話に関する料金について、この月 極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ) の規定により、月極 割引の廃止があった とき	その廃止日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用し ます。
6 ウの(カ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料 金についてこの月極割引を適用し ます。

- オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。
- キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

新(2023年11月1日~)

(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

年間累計額の算出対象 期間内の各料金月にお

最低基準額 = けるこの月極割引の適 × 2,000円 × 12

用を受けた割引選択回

線の数の累計

12 (この月極割引を利 用期間満了前に廃止し

÷ たときは、年間累計額 の算出対象期間内に利 用した月数とします。)

(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。

この月極割引適用前

この月極割引適用 割引相当額 = の割引選択回線群に _ 後の割引選択回線

係る通話に関する料 群に係る通話に関

する料金の額 金の額

(4) 割引選択回線 群に係る月極割 引の契約期間等

ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月 極割引の適用を開始した日から1年間とします。

割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後 も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引 の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了 日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。

ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引 選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきま す。

イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群 に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間 内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群 ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括し て支払っていただきます。(この月極割引を廃止した日を含む 料金月の翌料金月から当社が別に定める月極割引の適用を受 ける場合はこの限りではありません。)この場合、解約金はこ の月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月から アに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数 (以下この表において「残余月数」といいます。) により算出 します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割 引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の 通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただ きます。

解約金 = 250万円 × 残余月数

(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

年間累計額の算出対象

期間内の各料金月にお

最低基準額 = けるこの月極割引の適 × 2,000円 × 12

用を受けた割引選択回

線の数の累計

12 (この月極割引を利 用期間満了前に廃止し

÷ たときは、年間累計額 の算出対象期間内に利 用した月数とします。)

(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。

この月極割引適用前

この月極割引適用

割引相当額 = 係る通話に関する料

の割引選択回線群に _ 後の割引選択回線 群に係る通話に関

金の額

する料金の額

群に係る月極割 引の契約期間等

(4) 割引選択回線 | ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月 極割引の適用を開始した日から1年間とします。

> 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後 も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引 の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了 日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。

ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引 選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきま す。

イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群 に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間 内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群 ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括し て支払っていただきます。(この月極割引を廃止した日を含む 料金月の翌料金月から当社が別に定める月極割引の適用を受 ける場合はこの限りではありません。)この場合、解約金はこ の月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月から アに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数 (以下この表において「残余月数」といいます。) により算出 します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割 引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の 通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただ きます。

解約金 = 250万円 × 残余月数

新(2023年11月1日~)

25 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X I

区分			Į.	内		——— 容		
(1) 定義等	割成す表極こつ月適にに金別れにい(極当引のい極用係限にお引月で割を多りつてきまるりのであるりのでは、	回回してこ削土をナ舌トでド 紛紛い 1の弓のしる 。、、	ஓ泉て「コパコいら(群群、割通の承いこウ以第次 (をこ引話適諾まとの下2表	こいの選料用がすに規このにのい月択金をあ。つ定の2規月ま極紛別ける下でよに実す	駆け割り しょくさい 割り いうと 見場がの社 こい額料引以を 見場がの社 こい額料を下選い定合 必表のので)金	選こ訳いすに要こ承月司の額択のすまるそとお諾極じ規をす表してのないが割と定適	るこ利)の適るこあ別して利お用で月用当同るのまよ用い回あ極を社じ割対すり回て紛っ割受がと引象)算	XI線同りで引け別し選とに出と」にじ以、のるにま択な関しをとよと下特うこ定す回るすたいはりしこ定ちとめ)線通る額い、構まの月、にるの群話料にま
	通話に関	'n	ア の分	数又は利				35円)
	する料金			区域内		は間、夜		深夜· 早朝
							180秒	180秒
			区域外通話	通話地 域間距 離 20km まで			180秒	180秒
					昼	間 土曜日 ・日曜 日・祝 日	夜間	深夜・早朝
				30km	180秒	180秒	180秒	180秒
				60km	180秒	180秒	180秒	180秒
				100km	180秒	180秒	180秒	180秒
				100km を超え るもの	180秒	180秒	180秒	180秒
	(イ) 同一	- σ.)都道	府県の区	区域に終	始するも	の	
	区分				料	金 客	頁	
	通話に関	カ	での分	数又は秒	少数まで	ごとに8	. 5円(9.	35円)

25 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X I

区 分		ŗ	内		容		
(1)定義等	割成す表極こつ月適にに金かす引さ)に割のい極用係限にか。選れにお引月て割をるりつわのででである。	回別いて二削土をナ話してげ線線で「の引のいる(。 、、群群 、割通の承いこウ以第次(をこ引話途諾まとの下2表	(こいの選料用がすに規このにのい月便別のであるので表して) にまで 見いにま (定する) にいま (できる) にいまる (できる) かいにん (できる) また (できる) にんしょう (できん)	変け割泉長ナニュではこれ割。引」にるとこ当りお金引以をと規場がの社こい額を下選い定合必表のので)	選こ択いすに要に承月司の択まるそとお諾極じ規である。)の近るでは割と定	るこり)の適るにあり、これお用で月用当同るのまよ用い回あ極を社じ割対すり回て紡っ割受がと引象)算	同いのはいいのでは、このでは、いののでは、いのないでは、いな関しというのでは、いいでは、いい
	区分	(ア) (イ)以外のもの 区分 料 金 額					
	通話に関	次の分	·数又は和				35円)
	する料金	隣接	隣接区域内 通話		昼間、夜間		
						180秒	180秒
		区域外通話	通話地 域間距 離 20km まで			180秒	1907/
			* C	昼	間 土曜日 ・日曜 日・祝日	夜間	深夜 · 早朝
			30km	180秒	180秒	180秒	180秒
			60km	180秒	180秒	180秒	180秒
			100km	180秒	180秒	180秒	180秒
			100km を超え るもの	180秒	180秒	180秒	180秒
	(イ) 同一	∟ −の都道	府県の国	区域に終	始するも	 の	
	区分			料	金 客	 頁	
	通話に関	次の分	数又は利	少数まで	ごとに8	. 5円 (9.	35円)

- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通 話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表におい て同じとします。)のうち加入電話等設備に係る一般通話であ って、次に該当しないものに限ります。
- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話。
- (ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話
- (エ) I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号 規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの に限ります。)から行うフリーダイヤル通話
- (オ) I P電話設備 (電気通信番号規則第10条第2号に規定 する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社 通話に伴って行うフリーダイヤル通話
- (注) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適 用を受けることについて当社の承諾があることが必要とな る当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。
- ・長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ10)
- (2) 承諾 ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。)のうち加入電話等設備に係る一般通話<u>(フリーダイヤル通話を除きます。)</u>であって、次に該当しないものに限ります。
- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話。
- (ウ) 削除
- (工) 削除
- (才) 削除
- (注) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適 用を受けることについて当社の承諾があることが必要とな る当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。
- ・長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ10)
- (2) 承諾 ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者 は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群 を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。
 - イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該 当するものである場合に限り、これを承諾します。

雷話等サー	ビフ	主刀 幺/	幺与生作
番詰幸サー	Γ	 **\	エボリモル

新(2023年11月1日~)

- (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細 内訳が記録されているとき。
- (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者 が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別 に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線 が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別 に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限り ではありません。)
- (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると
- (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割 引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な 関係を有することについて当社の基準に適合する者に係る ものであるときを含みます。)
- (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適 用を受けている又は受けることとなるとき。
- (カ) (1) 欄の工の規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に 怠りまたは怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。
- (3) 月極割引の適 | ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止 します。
 - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し があったとき。
 - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ たとき。
 - (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
 - (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ なくなったとき。

- (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細 内訳が記録されているとき。
- (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者 が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別 に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線 が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別 に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限り ではありません。)
- (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると き。
- (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割 引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な 関係を有することについて当社の基準に適合する者に係る ものであるときを含みます。)
- (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適 用を受けている又は受けることとなるとき。
- (カ) (1) 欄の工の規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に 怠りまたは怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。
- (3) 月極割引の適
 - ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止 します。
 - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し があったとき。
 - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ たとき。
 - (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
 - (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ なくなったとき。

	電話等サービス	契約約款		
旧(~2023年10月31日)			新(2023年11月1日~)	
いて、次表の1欄の規定による	この場合、同一料金月内におる月極割引の廃止後2欄から6 こたときは、それぞれ2欄から		いて、次表の1欄の規定による	この場合、同一料金月内におる月極割引の廃止後2欄から6 じたときは、それぞれ2欄から
区分	月極割引の適用		区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料 金月の末日までの通話に関 する料金について、この月 極割引を適用します。			月極割引の廃止日を含む料 金月の末日までの通話に関 する料金について、この月 極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、 月極割引の廃止があったと き(4)に規定する場合を除 きます。)	に関する料金について、こ		2 ウの(イ)の規定により、 月極割引の廃止があったと き(4)に規定する場合を除 きます。)	
3 ウの(ウ)の規定により、 月極割引の廃止があったと き	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。		3 ウの(ウ)の規定により、 月極割引の廃止があったと き	
	を含む料金月の前料金月の 末日までの通話に関する料 金について、この月極割引			を含む料金月の前料金月の 末日までの通話に関する料 金について、この月極割引
5 ウの(オ)又は(キ)の規定 により、月極割引の廃止が あったとき	その廃止日を含む料金月の 前料金月の末日までの通話 に関する料金について、こ の月極割引を適用します。		5 ウの(オ)又は(キ)の規定 により、月極割引の廃止が あったとき	
6 ウの(カ)の規定により、 月極割引の廃止があったと き。	その廃止日までの通話に関 する料金についてこの月極 割引を適用します。		6 ウの(カ)の規定により、 月極割引の廃止があったと き。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極 割引を適用します。
	区還します。			区還します 。

群に係る月極割

引の契約期間等

極割引の規定によります。

群に係る月極割

引の契約期間等

極割引の規定によります。

内

容

新(2023年11月1日~)

26 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 XⅡ

区 分

			,				
(1) 定義等	割さにい(割社をけ話す別れつてこ引のいる(のの承いこウ以のの承にとの下ののがありません。	線群こ選料をあ。つ定の2(だい月回別けこ下てよに金	こい亟線表るとこ当りお額月す引と規合必表ののてのでのでのでのでありません。	割以選いすことは関いまたといまるのないが割とにをこすす他適るであ引しよ	択表利)月日当月るのでりすに用で極を社じ割対す。出るお回あ割しりし引象)し	利い線つ引ナ削し選とにた用て(てのるにま択な関額回同以、うこ定す回るす額に	XII は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
	(ア) (イ)						
	区分			料 会	全	頁	
	通話に関する料金	及び土 もの並	曜日・日びに昼間	曜日・祝	.日昼間 日・日曜	の100k 醒日・神	円)(夜間 mを超える R日を除き
		隣接 通話	区域内	昼間、夜間			深夜 · 早朝
						180秒	2分
		区域外通話	通話地域間距離				
			20km まで			90秒	2分
			30km "	昼	間 土日日日 田 田 田 田	夜間	深夜· 早朝
				60秒	60秒	60秒	75秒
			60km	45秒	60秒	60秒	75秒
			100km	30秒	45秒	45秒	60秒
			100km を超え るもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒
			るもの				
	(イ) 同一	-の都道		区域に終始	l 台するも	<u>.</u>	

26 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 XⅡ

		ŗ	———— 为		——— 容		
(1)定義等	割引さにいく割社をけ話すのの承いこう以下のの承によりの下でののではいるがある。	階線群こ選料をあ。つ定の2す別群をの択金受る以いに表料るのいに表料料	時こい亟線表るとこ当りお額金間のま割」に場がの社こい)額帯月す引と規合必表ののてのを別極。をい定に導に対策	割以選いすことに、関リア択まるのないが割とにをこすす他適るであ引しに選のる。のが、	会状表利)月当司るのほりのすに用で極受がと割対。月日のお回の割受がと引象。日間の割します。日間のは、日間の割します。日間のお回の割します。	極利い線つ引ナ削し選とにた割用て(てのるにま択な関額引回同以、うこ定す回るすぼ	IX II にとこで、は、 「は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
	区分			料 3	金 客	湏	
	通話に関する料金	及び土 もの並	曜日・日びに昼間	曜日・初	日昼間 ヨ・日間	の100k 翟日・神	円)(夜間 mを超える 呪日を除き
		隣接 通話	区域内	昼間、夜間			深夜 • 早朝
						180秒	2分
			区域外通話	通話地 域間距 離 20km まで			90秒
			30km	昼	出日日日祝	夜間	深夜・早朝
				60秒	60秒	60秒	75秒
			60km	45秒	60秒	60秒	75秒
			100km	30秒	45秒	45秒	60秒
			100km を超え るもの	22. 5秒	26秒	26秒	45秒
	(イ) 同-	- の都道	府県のほ	区域に終め	 台する#		_
	区分	HI-VE				 項	

新(2023年11月1日~)

通話に関[|]次の分数又は秒数までごとに区域内通話につい する料金 ては8.5円(9.35円)、それ以外については10円 (11円) (夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の 60kmを超えるもの並びに昼間(土曜日・日曜日・ 祝日を除きます。) については7.2円(7.92円))。

区域	内通話	昼間	深夜 • 早朝		
				180秒	4分
隣接 通話	区域内				
区域外通話	通話地 域間距 離				
話	20km まで			90秒	2分
	30km	昼	間 土日日日日 日代日 日代日	夜間	深夜 • 早朝
		60秒	75秒	75秒	90秒
	60km "	60秒	75秒	75秒	90秒
	60km を超え るもの	45秒	60秒	60秒	90秒

- イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定により ます。
- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通 話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表におい て同じとします。) のうち加入電話等設備に係る一般通話であ って、次に該当しないものに限ります。
- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話。
- (ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話
- (エ) IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号 規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの に限ります。) から行うフリーダイヤル通話
- (オ) I P電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定 する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社 通話に伴って行うフリーダイヤル通話

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者 は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただ きます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群 を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、 当社に申し出ていただきます。

通話に関[|]次の分数又は秒数までごとに区域内通話につい する料金 | ては8.5円(9.35円)、それ以外については10円 (11円) (夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の 60kmを超えるもの並びに昼間(土曜日・日曜日・ | 祝日を除きます。) については7.2円(7.92円))。

区域	内通話	昼間	『、夜 間	引	深夜 • 早朝
				180秒	4分
隣接 通話	区域内				
区域外通話	通話地 域間距 離				
話	20km まで			90秒	2分
	30km ,,	昼	間 土日日日祝	夜間	深夜· 早朝
		60秒	75秒	75秒	90秒
	60km "	60秒	75秒	75秒	90秒
	60km を超え るもの	45秒	60秒	60秒	90秒

- イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定により ます。
- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通 話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表におい て同じとします。) のうち加入電話等設備に係る一般通話(フ リーダイヤル通話を除きます。)であって、次に該当しないも のに限ります。
- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話。
- (ウ) 削除
- (工) 削除
- <u>(オ) 削除</u>

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者 は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただ きます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群 を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、

雷話等サー	ビフ	却幼	幺与丰尔
由 a h 辛 リ 一	Γ	= 2- π \	ボリモル

- イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該 当するものである場合に限り、これを承諾します。
 - (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細 内訳が記録されているとき。
- (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者 が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別 に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線 が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別 に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限り ではありません。)
- (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると き。
- (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割 引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な 関係を有することについて当社の基準に適合する者に係る ものであるときを含みます。)
- (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適 用を受けている又は受けることとなるとき。
- (カ)(1)欄の工の規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に 怠り又は怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。

- (3) 月極割引の適 ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止 1.ます。
 - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し があったとき。
 - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ
 - (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。

新(2023年11月1日~)

当社に申し出ていただきます。

- イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該 当するものである場合に限り、これを承諾します。
 - (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細 内訳が記録されているとき。
 - (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者 が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別 に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線 が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別 に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限り ではありません。)
 - (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると
 - (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割 引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な 関係を有することについて当社の基準に適合する者に係る ものであるときを含みます。)
 - (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適 用を受けている又は受けることとなるとき。
 - (カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に 怠り又は怠るおそれがないとき。
 - (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。

(3) 月極割引の適

- ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
- イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
- ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止
- (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し があったとき。
- (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
- (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
- (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
- (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
- (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。
- (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ たとき。

新(2023年11月1日~)

- (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

6 禰の規定によるものとします。						
区 分	月極割引の適用					
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。					
2 ウの(イ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき(4) に規定する場合を除 きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。					
3 ウの(ウ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用 します。					
4 ウの(エ)の規定又 は第12条(電話加入 権等の譲渡に伴う電 話等利用契約の取扱 い)に規定する電話 等利用契約の解除に より、月極割引の廃 止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む 料金月の前料金月の末日までの通 話に関する料金について、この月 極割引を適用します。					
5 ウの(オ)又は(キ) の規定により、月極 割引の廃止があった とき	その廃止日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用し ます。					
6 ウの(カ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。					

- オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときの その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定に よります。
- (4)割引選択回線 群に係る月極割 引の契約期間等
- ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月極割引の規定によります。

- (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
- (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

り欄の尻足によるものとしより。						
区 分	月極割引の適用					
1 2から6以外により、月極割引の廃止 があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。					
2 ウの(イ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき(4) に規定する場合を除 きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を 適用します。					
3 ウの(ウ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。					
4 ウの(エ)の規定又 は第12条(電話加入 権等の譲渡に伴う電 話等利用契約の取扱 い)に規定する電話 等利用契約の解除に より、月極割引の廃 止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む 料金月の前料金月の末日までの通 話に関する料金について、この月 極割引を適用します。					
5 ウの(オ)又は(キ) の規定により、月極 割引の廃止があった とき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。					
6 ウの(カ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料 金についてこの月極割引を適用し ます。					

- オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときの その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定に よります。
- (4) 割引選択回線 群に係る月極割 引の契約期間等
- ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月 極割引の規定によります。

新(2023年11月1日~)

27 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引XⅢ

区 分			Þ	7		容				
(1)定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引XⅢ」とは割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線により構される回線群をいいます。以下この表において同じとしますについて、この月極割引を選択する利用回線(以下この表にいて「割引選択回線」といいます。)であって、特定月極割(この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割をいいます。以下この表において同じとします。)の適用をけることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る話(ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りす。以下この表において同じとします。)に関する料金につて、第2の2(料金額)の規定により算出した額にかかわらず次表に規定する料金額を適用することをいいます。(ア)(イ)以外のもの									
	通話に関する料金	次の	分	数又は利	料 <u> </u>			. 5円)	_	
		' '	雄接 通話	区域内	昼間、夜間			深夜· 早朝		
					180秒			180分		
		[] 大 六 記	区域外通話	通話地 域間距 離 20km まで			180秒	180分		
				30km	昼	間	夜間	深夜•		
				"		土日日日日 日 日 日 日		早朝		
					180秒	180 秒	180 秒	180秒		
				60km ″	180秒	180 秒	180 秒	180秒		
				100km ″	180秒	180 秒	180 秒	180秒		
				100km を超え るもの	180秒	180 秒	180 秒	180秒		
	(イ) 同一	- の者	7道	毎県の区	返域に終始	当するも	 の		_	
	区分				料 並		頂			

27 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 X Ⅲ

区 分		Ţ.	内		容			
1)定義等	割さにい(割社をけ話すて次(別別のでは、引きにい(割かいのでは、までののでは、ののでは、ののでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	階別・時間帯別の通話料金の月極割引XⅢ」とは、線群(この月極割引を選択する利用回線により構成群をいいます。以下この表において同じとします。)この月極割引を選択する利用回線(以下この表にお選択回線」といいます。)であって、特定月極割引を受ける場合にその適用を受けることにの月極割引のうち、この月極割引のうち、この月極割引のうち、この月極割引に定める月極割引に定める月極割引に定める月極割引の対象となる通話に限りこの表において同じとします。)に関する料金によりこの月極割引の対象となる通話に限りで表において同じとします。)に関する料金にの表において同じとします。)に関する料金にないないます。)以外のもの						
	区分			料 会	き 客	頁		4
	通話に関する料金	次の分	数又は利)数までこ	ごとに2	5円 (27	. 5円)	
	7 047 11	隣接 通話	区域内	昼間	引、夜 間	<u> </u>	深夜· 早朝	
				180秒			180分	
		区域外通話	通話地 域間距 離 20km まで			180秒	180分	
			30km	昼	間	夜間	深夜•	
			"		土日 日日 日 代 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		早朝	
				180秒	180 秒	180 秒	180秒	
			60km	180秒	180 秒	180 秒	180秒	
			100km	180秒	180 秒	180 秒	180秒	
			100km を超え るもの	180秒	180 秒	180 秒	180秒	
	(イ)同一	の都道	府県の区	区域に終始	ーーー aするも	 - - の		_
	区分					 頁		

新(2023年11月1日~)

通話に関[|]次の分数又は秒数までごとに区域内通話につい する料金 ては8.5円(9.35円)、それ以外については11.2 円 (12.32円)

	. 021 1/				
区域	内通話	昼間	深夜 • 早朝		
				180秒	24分
隣接 通話	区域内				
区域外通話	通話地 域間距 離				
話	20km まで			180秒	180秒
	30km "	昼	間 土日日日祝 田・曜・日	夜間	深夜 • 早朝
	60km	180秒 180秒	180秒 180秒	180秒 180秒	180秒 180秒
	"				
	60km を超え るもの	180秒	180秒	180秒	180秒

- イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定により
- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通 話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表におい て同じとします。) のうち加入電話等設備に係る一般通話であ って、次に該当しないものに限ります。
- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話。
- (ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話
- (エ) IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号 規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの に限ります。)から行うフリーダイヤル通話
- (オ) IP電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定 する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社 通話に伴って行うフリーダイヤル通話
- (2) 承諾
- ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者 は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただ きます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群 を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、 当社に申し出ていただきます。
- イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該 当するものである場合に限り、これを承諾します。

通話に関[|]次の分数又は秒数までごとに区域内通話につい する料金 ては8.5円(9.35円)、それ以外については11.2 円(12.32円)

区域内通話		昼間、夜間			深夜 • 早朝
				180秒	24分
隣接 通話	区域内				
区域外通話	通話地 域間距 離				
話	20km まで			180秒	180秒
	30km "	昼	土日日日祝	夜間	深夜· 早朝
	60km	180秒 180秒	180秒	180秒 180秒	180秒 180秒
	が 60km を超え るもの	180秒	180秒	180秒	180秒

- イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定により
- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通 話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表におい て同じとします。) のうち加入電話等設備に係る一般通話(フ リーダイヤル通話を除きます。)であって、次に該当しないも のに限ります。
- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話。

(ウ) 削除

(エ) 削除

(才) 削除

- (2)承諾
- ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者 は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただ きます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群 を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、 当社に申し出ていただきます。
- イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該 当するものである場合に限り、これを承諾します。
- (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細

新(2023年11月1日~)

- (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細 内訳が記録されているとき。
- (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者 が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別 に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線 が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別 に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限り ではありません。)
- (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると
- (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割 引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な 関係を有することについて当社の基準に適合する者に係る ものであるときを含みます。)
- (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適 用を受けている又は受けることとなるとき。
- (カ)(1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に 怠り又は怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。

適用

- (3) 月極割引の | ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止 します。
 - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し があったとき。
 - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ たとき。
 - (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
 - (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ なくなったとき。

- 内訳が記録されているとき。
- (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者 が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別 に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線 が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別 に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限り ではありません。)
- (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると き。
- (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割 引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な 関係を有することについて当社の基準に適合する者に係る ものであるときを含みます。)
- (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適 用を受けている又は受けることとなるとき。
- (カ)(1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に 怠り又は怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。

適用

- (3) 月極割引の | ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止 します。
 - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し
 - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ たとき。
 - (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
 - (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ なくなったとき。
 - エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

り 傾の 放走によるものと	- 0 4 9 0
区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止 があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき(4) に規定する場合を除 きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を 適用します。
3 ウの(ウ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又 は第12条(電話加入 権等の譲渡に伴う電 話等利用契約の取扱 い)に規定する電話 等利用契約の解除に より、月極割引の廃 止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む 料金月の前料金月の末日までの通 話に関する料金について、この月 極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ) の規定により、月極 割引の廃止があった とき	その廃止日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用し ます。
6 ウの(カ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料 金についてこの月極割引を適用し ます。

- オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときの その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通 話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定に よります。
- (4)割引選択回 線群に係る月極 割引の契約期間 等
- (4)割引選択回 ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月線群に係る月極 極割引の規定によります。

表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止 があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき(4) に規定する場合を除 きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又 は第12条(電話加入 権等の譲渡に伴う電 話等利用契約の取扱 い)に規定する電話 等利用契約の解除に より、月極割引の廃 止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む 料金月の前料金月の末日までの通 話に関する料金について、この月 極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ) の規定により、月極 割引の廃止があった とき	その廃止日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用し ます。
6 ウの(カ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料 金についてこの月極割引を適用し ます。

- オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときの その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通 話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定に よります。
- (4)割引選択回線群に係る月極 割引の契約期間
- ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月 極割引の規定によります。

電話等サービス契約約款						
	旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)				
28 削除		28 削除				

新(2023年11月1日~)

29 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引XV

区 分 容 (1) 定義等 ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引XV」とは、 (ア)の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続 して利用し、割引選択回線群(この月極割引を選択する利用 回線により構成される回線群をいいます。以下この表におい て同じとします。)に係るこの月極割引適用後の通話に関する 料金の年間累計額(当該割引選択回線群がこの月極割引の適 用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計 とします。以下この表において同じとします。)が(ア)の表に 定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合であって、 当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した 場合に、特定月極割引(この通話料金別表に規定する他の月 極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用 を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当 社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同 じとします。)の適用を受けることについて当社の承諾がある 割引選択回線群に係る通話(ウの規定によりこの月極割引の 対象となる通話に限ります。以下この表において同じとしま す。) に関する料金が200万円(220万円)以上である場合((2) 欄のアの規定により割引選択回線群を代表する回線を1以上 指定する場合は、その割引選択回線群単位毎とします)につ いて、第2の2(料金額)の規定により算出した額にかかわ らず、(イ)の表に規定する料金額を適用することをいいます。 (ア) 利用期間及び約定金額 利用期間 約定金額 12料金月 5億円(5.5億円) (イ) 料金額 ① 本月極割引の対象となる通話のうち②以外のもの 区分 料 金額

する料金		日・日曜 月(7.92円		を除き	ます。)	について
			昼間	『、夜 『	1	深夜 • 早朝
	隣接 通話	区域内			90秒	2分
	区域外通話	通話地 域間距 離				
	話	20km まで			90秒	2分
		30km "	昼	間土日日日祝	夜間	深夜 · 早朝
			60秒	60秒	60秒	75秒

通話に関 次の分数又は秒数までごとに10円(11円)(昼間

29 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 X V

29	距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引XV								
	区 分 内 容								
(1)	定義等	F -	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引XV」とは、(ア)の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続して利用し、割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。)に係るこの月極割引適用後の通話に関すの適用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計とします。以下この表において同じとします。)が(ア)の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合であって、当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、特定月極割引の適用を受ける場合にその適とはの外であるによりの適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があるといのはます。)の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話(ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。)に関する料金が200万円(220万円)以上である場合((2)欄のアの規定により割引選択回線群を代表する回線を1以上指定する場合は、その割引選択回線群単位毎とします)にて、第2の2(料金額)の規定により算出した額にかかわらず、(イ)の表に規定する料金額を適用することをいいます。						
			7	利用期間		約定金額	§		
			1	2料金月	5	5億円(5.5億	(円)		
	(イ) 料金額 ① 本月極割引の対象となる通話のうち②以外のもの								
	区分 料 金 額								
	通話に関 次の分数又は秒数までごとに10円(11円)(昼間する料金 (土曜日・日曜日・祝日を除きます。)については7.2円(7.92円)。)								
					昼間、	夜間	深夜・		

la	は7. 2円 (7. 92円)。)							
			昼間	深夜 • 早朝				
	隣接区域内 通話				90秒	2分		
	区域外通話	通話地 域間距 離						
	話	20km まで			90秒	2分		
		30km ,,	昼	間 土日日日祝 曜・曜・日	夜間	深夜 • 早朝		
			60秒	60秒	60秒	75秒		

新(2023年11月1日~)

60km	45秒	60秒	60秒	75秒
100km	30秒	45秒	45秒	60秒
100km を超え るもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分		料 3	金 客	頁			
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)(昼(土曜日・日曜日・祝日を除きます。)についは7.2円(7.92円)。)						
		昼	間、夜間	1	深夜 · 早朝		
	隣接区域内 通話			90秒	2分		
	区 通話地域 域間別外 離 300㎞						
	話 20km まで			90秒	2分		
	60km	昼	土田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	夜間	深夜· 早朝		
		60秒	75秒	75秒	90秒		
	60km を超え るもの		60秒	60秒	90秒		

- イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定により ます。
- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。)のうち加入電話等設備に係る一般通話(区域内通話を除きます。)であって、次に該当しないものに限ります。
- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話
- (ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話
- (エ) 削除

(オ) I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号 規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの に限ります。)から行うフリーダイヤル通話

60km	45秒	60秒	60秒	75秒
100km	30秒	45秒	45秒	60秒
100km を超え るもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分			料 🕏	È 客	頁			
通話に関する料金	(土曜	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)(昼間 (土曜日・日曜日・祝日を除きます。)について は7.2円(7.92円)。)						
			昼間	『、夜 『	1	深夜• 早朝		
	隣接 通記	区域内			90秒	2分		
	区域外通話	通話地 域間距離						
	話	20km まで			90秒	2分		
		60km "	昼	間 土日日日日 祝 日日日祝	夜間	深夜· 早朝		
			60秒	75秒	75秒	90秒		
		60km を超え るもの	45秒	60秒	60秒	90秒		

- イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定により ます。
- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。)のうち加入電話等設備に係る一般通話(区域内通話並びにフリーダイヤル通話を除きます。)を除きます。)であって、次に該当しないものに限ります。
- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話
- (ウ) 削除
- (エ) 削除
- (才) 削除

	電話等サー	ビス契約約款	
	旧(~2023年10月31日)		新(2023年11月1日~)
	(力) I P電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話 エ ア又は中の規定中同一の都道府県の区域に終始する通話に関する部分については、特定月極割引のうち当社が別に定めるものを選択する場合であって、割引選択回線の契約者から申出があったときに適用します。 (注 1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2) 欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。 (注 2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとします。(「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1) 欄のアに規定するプラン1ー4の適用を受けている場合に限ります。) ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引I ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引II (注 3) 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。		(力) 削除 エ ア又はウの規定中同一の都道府県の区域に終始する通話に関する部分については、特定月極割引のうち当社が別に定めるものを選択する場合であって、割引選択回線の契約者から申出があったときに適用します。 (注 1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2) 欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。 (注 2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとします。(「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1) 欄のアに規定するプラン1ー4の適用を受けている場合に限ります。) ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引I ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料をの月極割引I ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料をの月極割引I ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料をの月極割引II
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線(割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。)の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。	(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線(割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。)の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。

電話等サー	- ビス契約約款		
旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)		
(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線	(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線		
の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(こ	の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(こ		
の申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定	の申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定		
する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の	する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の		
適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電	適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電		
話等利用契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務	話等利用契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務		
上密接な関係を有することについて当社の基準に適合する	上密接な関係を有することについて当社の基準に適合する		
ときはこの限りではありません。)	ときはこの限りではありません。)		
(オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受	(オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受		
けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成	けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成		
される回線群(以下この表において「特定割引回線群」と	される回線群(以下この表において「特定割引回線群」と		
いいます。)と割引選択回線群が同一であるとき。(特定割	いいます。)と割引選択回線群が同一であるとき。(特定割		
引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により	引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により		
構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。)	構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。)		
(カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選	(カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選		
択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利	択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利		
用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に	用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に		
怠り又は怠るおそれがないとき。	怠り又は怠るおそれがないとき。		
(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業	(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業		
務の遂行上著しい支障がないとき。	務の遂行上著しい支障がないとき。		
ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ	ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ		
った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引	った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引		
(当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき	(当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき		
は、その申出を承諾しません。	は、その申出を承諾しません。		
月極割引の適 ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料	(3) 月極割引の適 ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料		
月 金月単位で行います。	用金月単位で行います。		
イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含	イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含		
む料金月の翌料金月からとします。	む料金月の翌料金月からとします。		
ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい	ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい		
て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止	て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止		
します。	します。		
(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し	(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し		
があったとき。	があったとき。		
(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。	(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。		
(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。		
(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。	(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。		
(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変	(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変		
更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があります。	更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ		
ったとき又は当社がその事実を知ったとき。	ったとき又は当社がその事実を知ったとき。		
(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ	(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジャル (大学) はいる こうかん (大学) はいま		
タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ	タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話策利思報約者から民場があった。またもればながる		
て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ	て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ		
の事実を知ったとき。	の事実を知ったとき。		
(キ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選	(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選		
択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利	択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利		
用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。	用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。		
- 一端してまたな一味してもなかだけとき	- 出してまたこれしてまりな <i>た</i> として		

(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ

(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ

(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。

なくなったとき。

(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ

(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ

(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。

たとき。

なくなったとき。

新(2023年11月1日~)

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次 表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から 6欄の規定によるものとします。

り傾の規定によるものと	- C & 9 °
区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止 があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき(4 に規定する場合を除 きます。)。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を 適用します。
3 ウの(ウ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料 金について、この月極割引を適用 します。
4 ウの(エ)の規定又 は第12条(電話加入 権等の譲渡に伴う電 話等利用契約の取扱 い)に規定する電話 等利用契約の解除に より、月極割引の廃 止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む 料金月の前料金月の末日までの通 話に関する料金について、この月 極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ) の規定により、月極 割引の廃止があった とき。	その廃止日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用し ます。
6 ウの(カ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料 金についてこの月極割引を適用し ます。

- オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払わ れているときは、その料金を返還します。
- カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときの その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通 話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定に よります。
- キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけ るこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累 計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算 出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加 算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていた だきます。

この月極割引適用前 割引相当額 = の割引選択回線群に _ 係る通話に関する料

金の額

この月極割引適用 後の割引選択回線 群に係る通話に関 する料金の額

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次 表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から 6欄の規定によるものとします。

E /	口控制引命等用
区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止 があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき(4 に規定する場合を除 きます。)。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を 適用します。
3 ウの(ウ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又 は第12条(電話加入 権等の譲渡に伴う電 話等利用契約の取扱 い)に規定する電話 等利用契約の解除に より、月極割引の廃 止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む 料金月の前料金月の末日までの通 話に関する料金について、この月 極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ) の規定により、月極 割引の廃止があった とき。	その廃止日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用し ます。
6 ウの(カ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料 金についてこの月極割引を適用し ます。

- オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払わ れているときは、その料金を返還します。
- カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときの その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通 話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定に よります。
- キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけ るこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累 計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算 出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加 算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていた だきます。

この月極割引適用前 割引相当額 = の割引選択回線群に _ 係る通話に関する料

金の額

この月極割引適用 後の割引選択回線 群に係る通話に関 する料金の額

新(2023年11月1日~)

ク 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけ るこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累 計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えな いときは、キに定める方法により算出した割引相当額に当社 が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定め る期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割 引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る 割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年 間累計額に応じた額を支払っていただきます。

ただし、キの適用を受けるときはこの限りでありません。

年間累計額の算出対象 期間内の各料金月にお

最低基準額 = けるこの月極割引の適 × 2,000円 × 12 用を受けた割引選択回

線の数の累計

12 (この月極割引を利 用期間満了前に廃止し

÷ たときは、年間累計額 の算出対象期間内に利 用した月数とします。)

(4) 割引選択回線 群に係る月極割 引の契約期間等

ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月 極割引の適用を開始した日から(1)欄のアの表中に規定する 利用期間とします。

割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後 も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引 の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了 日の10日前までに、当社に申出ていただきます。

ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引 選択代表回線の契約者の同意を得た上で申出ていただきま す。

イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群 に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間 内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群 ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括し て支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の 適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する 利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数(以下この表 において「残余月数」といいます。)により算出します。この 場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回 線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する 料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

解約金 = 200万円 × 残余月数

ク 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけ るこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累 計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えな いときは、キに定める方法により算出した割引相当額に当社 が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定め る期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割 引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る 割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年 間累計額に応じた額を支払っていただきます。

ただし、キの適用を受けるときはこの限りでありません。

年間累計額の算出対象 期間内の各料金月にお

最低基準額 = けるこの月極割引の適 × 2,000円 × 12 用を受けた割引選択回

線の数の累計

12 (この月極割引を利 用期間満了前に廃止し ÷ たときは、年間累計額 の算出対象期間内に利 用した月数とします。)

群に係る月極割 引の契約期間等

(4) 割引選択回線 | ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月 極割引の適用を開始した日から(1)欄のアの表中に規定する 利用期間とします。

> 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後 も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引 の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了 日の10日前までに、当社に申出ていただきます。

ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引 選択代表回線の契約者の同意を得た上で申出ていただきま す。

イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群 に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間 内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群 ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括し て支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の 適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する 利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数(以下この表 において「残余月数」といいます。)により算出します。この 場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回 線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する 料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

解約金 = 200万円 × 残余月数

		電話等サービス契約約款
	旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)
30 削除		30 削除

新(2023年11月1日~)

31 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X 🚾

	寸间市 办 00) 迪丽							
区分		Ţ.	内		容			
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X皿」とは、割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。)について、この月極割引を選択する利用回線(以下この表において「割引選択回線」といいます。)であって、特定月極割引(この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾がある当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。)の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話(ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。)に関する料金について、第2の2(料金額)の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。 (ア) (イ)以外のもの 区分 料金額 通話に関次の分数又は秒数までごとに10円(11円)(夜間する料金 及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超える							
		ます。)	につい 区域内	ては7.1P		円))。	祝日を除き 深夜・ 早朝	<u> </u>
						180秒	2分	
		区域外通話	通話地域間距離 20km					
			まで			90秒	2分	
			30km "	昼	土 日 日 日 祝 日 祝	夜間	深夜· 早朝	
				60秒	60秒	60秒	75秒	
			60km	45秒	60秒	60秒	75秒	
			100km	30秒	45秒	45秒	60秒	
			100km を超え るもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒	
	(イ)同一	-の都道	府県の区	区域に終始	_ 台するも			
	区分				D			$\neg \mid$
	/1			11 2	_ =			

31 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 X 🚾

31 距	離段	(階別・時 	時間帯別の通話料金の月極割引X呱 							
区	:	分			内		容			
(1) 定	義等		ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X畑」とは、割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。)について、この月極割引を選択する利用回線(以下この表において「割引選択回線」といいます。)であって、特定月極割引(この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。)の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話(ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。)に関する料金について、第2の2(料金額)の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。							リンこごう 泉通ら頂構まの月、にるの群話料に
)以外の 	もの	14:1 A	<u></u>	·E		\neg
			区分 料 金 額 通話に関 次の分数又は秒数までごとに10円(11円)(夜間 する料金 及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間(土曜日・日曜日・祝日を除るます。)については7.1円(7.81円))。					mを超える	5	
			隣接区域内 昼間、夜間 深夜・ 通話 早朝					1		
								180秒	2分	
				区域外通話	通話地域間距離 20km			0071		
					まで 30km	昼	間	90秒	2分 深夜・	
					//	中	i ta i	以间	早朝	
							土日 日田 日 祝日			
						60秒	60秒	60秒	75秒	
					60km	45秒	60秒	60秒	75秒	
					100km	30秒	45秒	45秒	60秒	
					100km を超え るもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒	
			(イ) 同-	-の都道	府県の図	区域に終始	 台するも			
			区分			料 会	金 客	頁		

新(2023年11月1日~)

通話に関[|]次の分数又は秒数までごとに区域内通話につい する料金 | ては8.5円(9.35円)、それ以外については10円 (11円) (夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の 60kmを超えるもの並びに昼間(土曜日・日曜日・ 祝日を除きます。) については6.7円(7.37円))

ルロを	(日を除さます。) については6.7円(7.37円))。				
区域内通話		昼間	深夜 · 早朝		
				180秒	4分
隣接 通話	区域内			90秒	2分
区域外通話	通話地 域間距 離				
話	20km まで	90秒			2分
	30km "	昼	土日日日祝	夜間	深夜 • 早朝
		60秒	75秒	75秒	90秒
	60km	60秒	75秒	75秒	90秒
	60km を超え るもの	45秒	60秒	60秒	90秒

- イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定により ます。
- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通 話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表におい て同じとします。) のうち加入電話等設備に係る一般通話であ って、次に該当しないものに限ります。
- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話
- (ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話
- (エ) IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号 規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの <u>に限ります。)から行うフリーダイヤル通話</u>

(2) 承諾

- ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者 は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただ きます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群 を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、 当社に申し出ていただきます。
- イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該 当するものである場合に限り、これを承諾します。
- (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細

通話に関[|]次の分数又は秒数までごとに区域内通話につい する料金 | ては8.5円(9.35円)、それ以外については10円 (11円) (夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の 60kmを超えるもの並びに昼間(土曜日・日曜日・ 祝日を除きます。) については6.7円(7.37円))。

区域	内通話	昼間	深夜•			
			早朝			
				180秒	4分	
隣接 通話	区域内			90秒	2分	ĺ
区域外通話	通話地 域間距 離					Ī
話	20km					
	まで			90秒	2分	
	30km	昼	間	夜間	深夜・	
	"		土曜		早朝	
			日·日曜			
			日•			
			祝日			
		60秒	75秒	75秒	90秒	
	60km	60秒	75秒	75秒	90秒	
	60km	45秒	60秒	60秒	90秒	
	を超え るもの					
	S T U					l

- イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定により ます。
- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通 話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表におい て同じとします。)のうち加入電話等設備に係る一般通話(フ リーダイヤル通話を除きます。)であって、次に該当しないも のに限ります。
- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話
- (ウ) 削除
- (工) 削除
- (2) 承諾
- ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者 は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただ きます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群 を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、 当社に申し出ていただきます。
- イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該 当するものである場合に限り、これを承諾します。
- (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細 内訳が記録されているとき。

内訳が記録されているとき。

- (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者 が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別 に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線 が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別 に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限り ではありません。)
- (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると
- (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割 引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な 関係を有することについて当社の基準に適合する者に係る ものであるときを含みます。)
- (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適 用を受けている又は受けることとなるとき。
- (カ) (1) 欄の工の規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に 怠り又は怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。

- (3) 月極割引の適 | ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止 します。
 - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し があったとき。
 - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ たとき。
 - (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
 - (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ なくなったとき。
 - エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次 表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から

新(2023年11月1日~)

- (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者 が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別 に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線 が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別 に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限り ではありません。)
- (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると き。
- (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割 引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な 関係を有することについて当社の基準に適合する者に係る ものであるときを含みます。)
- (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適 用を受けている又は受けることとなるとき。
- (カ) (1) 欄の工の規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に 怠り又は怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。

用

- (3) 月極割引の適 │ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止 します。
 - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し があったとき。
 - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変 更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ ったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利 用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経 過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ たとき。
 - (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
 - (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ なくなったとき。
 - エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次 表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から 6欄の規定によるものとします。

 旧(~2023年10月		- ビス契約約款 	新(2023年11月	1日 ~)
6欄の規定によるものと	: します。		区 分	月極割引の適用
	月極割引の適用 月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。		り、月極割引の廃止 があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 その契約解除日までの通話に関す
より、月極割引の廃 止があったとき((4) に規定する場合を除	その契約解除日までの通話に関す る料金について、この月極割引を			る料金について、この月極割引を
きます。) 3 ウの(ウ)の規定に その廃止日までの通話に関する料 より、月極割引の廃 金について、この月極割引を適用		より、月極割引の廃 止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	
は第12条(電話加入 権等の譲渡に伴う電 話等利用契約の取扱 い)に規定する電話 等利用契約の解除に より、月極割引の廃	します。 又 その承認日又は契約解除日を含む 入 料金月の前料金月の末日までの通 電 話に関する料金について、この月 扱 極割引を適用します。 話 に		は第12条(電話加入 権等の譲渡に伴う電	その承認日又は契約解除日を含む 料金月の前料金月の末日までの通 話に関する料金について、この月 極割引を適用します。
の規定により、月極	その廃止日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用し		の規定により、月極	その廃止日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用し ます。
	ます。 その廃止日までの通話に関する料 金についてこの月極割引を適用し			その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときの

その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通

話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定に

(4) 割引選択回線 ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月

極割引の規定によります。

よります。

群に係る月極割

引の契約期間等

カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときの

その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通

話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定に

れているときは、その料金を返還します。

(4) 割引選択回線 ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月

極割引の規定によります。

よります。

群に係る月極割

引の契約期間等

c0105 9	94/140
---------	--------

電話等サービス契約約款			
旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)		

35 回線群を単位とする通話料金の月極割引(タイプ2)

区 分	内容
(1)定義等	ア 「回線群を単位とする通話料金の月極割引(タイプ2)」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この回線群を代表する利用回線(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)の電話等利用契約者を電気通信事業者(この表においては、事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。)とするものをいいます。以下この表において同じとします。)に係る通話(ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。)に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。1割引選択回線群ごとに
	定額料割引額
	月額 600,000円 1 の割引選択回線群に係る通話に関する (660,000円) 料金に0.25を乗じて得た額
(a) 7 - **	イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群ごとに一括して割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求します。 ただし、その割引選択回線群が総合ディジタル通信設備に係る利用回線のみで構成されている場合は、その利用回線に係る料金その他の債務(「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」の適用を受けている利用回線に係るフリーダイヤル通話の通話料金を除きます。) について、割引選択回線群ごとに一括して請求します。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。) のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はディジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。 (ア) フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話(イ)携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話(ウ)削除
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する利用回線(以下この表において「割引選択回線」といいます。)の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が(4)欄のイの規定に該当する電気通信事業者であるとき。 (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。
	ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けると

35 回線群を単位とする通話料金の月極割引(タイプ2)

区 分		内	容
(1)定義等	は、次表に規定す 群(この月極割引 群であって、この おいて「割引選択 者を電気通信事業 出をしたよりこの の規定によりこの 下この表において	「る定額料を支払っ」 「を選択する利用回 の根表回線群を代表いい で表(この以いている) ではおいての対象においての対象 ではいての対象とと では、このではいるがある。 では、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	月極割引(タイプ2)」とのた場合に、割引選択回線のた場合に、割引選択回線の制度により構成されるの表にがある。の事業法第16条のをいいます。)に係る通話に限ります。となる通話に限ります。はなるの月間累計の場所である。とをいいます。1割引選択回線群ごとにもある。1割引選択回線群ごとに
	定額料	割	引額
	月額 600,000円 (660,000円)		。群に係る通話に関する にて得た額
	る通話に関する* 選択代表回線の電 ただし、その害 係る利用回線の <i>み</i>	料金は、割引選択回 記話等利用契約者に 削引選択回線群が約 いで構成されている	さめた割引選択回線群に係回線群ごとに一括して割引語 まなします。 会合ディジタル通信設備に の場合は、その利用回線に 別引選択回線群ごとに一括
	府県の区域に終め のうち、区域内道 モードであって、 (ア) フリーダィ 等を利用して行	台する利用回線等相 M話を除くダイヤル 次に該当しないも イヤル通話その他当 Tう通話 V備等当社が別に定	は、一般通話(同一の都道 国互間の通話を含みます。) 近話又はディジタル通信 のに限ります。 首社が別に定める付加機能 Eめる電気通信設備に係る
(2) 承諾	引選択回線」とい 選択回線群を指定 イ 当社は、アに規 当するものである (ア) その申出の 内訳が記録され (イ) 割引選択付 規定に該当する (ウ) 割引選択付 き。 (エ) その他この	います。)の電話等 見して、当社に申し 見定する申出があった 場合に限り、選択 いるかとと いるのでは いるので は表回線の電話等を は表回線の電話等を は表回線の電話等を は表回線の電話等を は表回線の電話等を は表回線の電話等を は表回線の電話等を	回線に係る通話の料金明細 利用契約者が(4)欄のイの あるとき。 J用契約者の承諾があると ることについて当社の業
	ウ イの規定にかかった割引選択回線	泉が、この通話料金	÷。 亟割引を選択する申出のあ ∂別表に規定する他の月極 ます。)の適用を受けると

電話等サービス契約約款					
	旧(~2023年10月			新(2023年11月	1日~)
	きは、その申出を承諾し	ません。		きは、その申出を承諾し	しません。
(3) 月極割引の適用	アーイ ウ	の通話に関する料金の月間累計は、料 は、その時間累計は、料 は、その申しを当社が承諾した日をも は、次のいに該当する。 は、の月極語等利用に該当する。 は、のの電話等利用のでは要認があるである。 ががあるで、事では要認がある。 は、でののでは、は、要があるをは、またがからのであるで、事ででは、ながからのである。 は、でのであるでは、でででは、なががありた。 は、でのであるがあるがない。 は、でのであるがある。 は、でのであるがある。 は、でのであるがある。 は、でのであるがある。 は、でのであるがある。 は、でのであるがある。 は、でいるのである。 は、でいるのである。 は、でいるのである。 は、でいるのである。 は、でいるのである。 は、でいるのである。 は、でいるのである。 は、でいるのである。 は、でいるのである。 は、でいるのである。 は、でいるのである。 は、でいるのである。 は、でいるのである。 は、でいるのである。 は、でいるのでは、でいる。 は、でいるのでは、でいるのでは、でいる。 は、でいるのでは、でいるのでは、でいる。 は、でいるのでは、でいるのでは、でいるのでは、でいるのでは、でいる。 は、でいるのでは、でいるでいるでは、でいるでは、でいるでいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでいるでは、でいるでいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでいるでは、でいるでいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでいるでは、でいるでは、でいるでいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、	用	アイ・ウ (((((、)))) がり、するがり、ののののでは、関連を対し、対して、	る 通話に関する 当時 では、 本 き ら は 、 本 き ら は 、 本 き ら は に 財 す の ま と い の の の は れ か す ま の の の に 関す の ま で が れ か す 。 ま と に つ の 極 に 新 の の に と い の の に ま の の の に か が の か の か と い の の の に か が の の の に か が の の の か が の か と の の で な が の か か か と も あ か と い の の で れ か す し い で れ か す 。 ま は い の の の に な が の の の か が か と り ま い か た と は の の の い と は の の の い と は い の と な が な と な い の と な が な と な い か な と な い か な と な い か な と な い か な と な い か な と な い か な と な い か な と な い か な と な い な と な な い な と な な い な か が か と と な が な と な い な が な と な い な が な と な い な い な か が な と な い な い な い な い な い な い な い な い な い
		ミによる月極割引の廃止後2欄から6 り場合が生じたときはそれぞれ2欄か りものとします。			定による月極割引の廃止後2欄から6 る場合が生じたときはそれぞれ2欄か るものとします。
	区分	月極割引の適用		区 分	月極割引の適用
	り、月極割引の廃止	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。			月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。
	解除があったとき	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。		解除があったとき	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

権等の譲渡に伴う電 料金月の前料金月の末日までの通 話等利用契約の取扱 話に関する料金について、この月

い)に規定する電話 極割引を適用します。

等利用契約の解除又

は電話等利用権の譲

権等の譲渡に伴う電 料金月の前料金月の末日までの通

話等利用契約の取扱 話に関する料金について、この月

い)に規定する電話 極割引を適用します。

等利用契約の解除又

は電話等利用権の譲

	渡があったとき。			
	4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。		
	5 ウの(カ)又は(キ) の規定により、月極 割引の廃止があった とき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。		
	6 ウの(ク)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用し ます。		
_	ナ 割引選択同組の電話空利用契約者は この日極割引が適			

オ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用 される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する 利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等 サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又 は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場 合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択 回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由によ り、1料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービス を全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によ るすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態 と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、こ の限りでありません。

- カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払わ れているときは、その料金を返還します。
- キ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったとき は、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごと の通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等 利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(ク) に規定する支払期日とします。
- (注1) 定額料については、日割は行いません。
- (注2) 割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗 じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規 定に関わらず、その端数を切り上げます。
- 回線に係るその 他の適用
- (4) 割引選択代表 | ア 割引選択代表回線の電話等利用契約者となる者は、当社が 別に定める書類を添付して、当社指定の書面により当社に申 し出ていただきます。
 - イ 当社は、アに規定する申出があったときは、その電話等利 用契約者が電気通信事業者であって、次に定めるすべての基 準に適合する者である場合に限りこれを承諾します。
 - (ア) 商法(明治32年法律第48号)第52条に規定する会社又 は有限会社法(昭和13年法律第74号)第1条に規定する有 限会社であること。
 - (イ) 一定の経理的基礎を有している者であること。
 - (ウ) この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群 に係る通話に関する料金について一括して支払うことを現 に怠っていない者又は怠るおそれがない者であること。
 - ウ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、この月極割引の 適用開始に先立って保証金を預け入れていただきます。 ただし、保証金に代わる銀行(銀行法(昭和56年法律59号)

渡があったとき。	
4 ウの(オ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用し ます。
5 ウの(カ)又は(キ) の規定により、月極 割引の廃止があった とき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用 します。
6 ウの(ク)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用し ます。

オ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用 される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する 利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等 サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又 は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場 合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択 回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由によ り、1料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービス を全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によ るすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態 と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、こ の限りでありません。

- カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払わ れているときは、その料金を返還します。
- キ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったとき は、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごと の通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等 利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(ク) に規定する支払期日とします。
- (注1) 定額料については、日割は行いません。
- (注2) 割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗 じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規 定に関わらず、その端数を切り上げます。

回線に係るその 他の適用

- (4) 割引選択代表 | ア 割引選択代表回線の電話等利用契約者となる者は、当社が 別に定める書類を添付して、当社指定の書面により当社に申 し出ていただきます。
 - イ 当社は、アに規定する申出があったときは、その電話等利 用契約者が電気通信事業者であって、次に定めるすべての基 準に適合する者である場合に限りこれを承諾します。
 - (ア) 商法(明治32年法律第48号)第52条に規定する会社又 は有限会社法 (昭和13年法律第74号) 第1条に規定する有 限会社であること。
 - (イ) 一定の経理的基礎を有している者であること。
 - (ウ) この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群 に係る通話に関する料金について一括して支払うことを現 に怠っていない者又は怠るおそれがない者であること。
 - ウ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、この月極割引の 適用開始に先立って保証金を預け入れていただきます。 ただし、保証金に代わる銀行(銀行法(昭和56年法律59号)

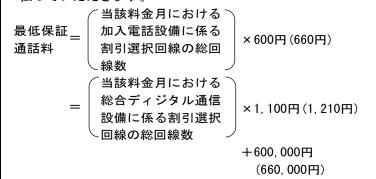
新(2023年11月1日~)

第2条に規定する銀行をいいます。以下同じとします。) 又は 当社が指定する金融機関の保証がある場合には、この限りで ありません。

- エ 保証金の額は1,000万円(1,080万円)とし、預入期間は1年間とします。
- オ 保証金については、無利息とします。
- カ 当社は、保証金の預入期間が終了したとき又は割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったときは、割引選択代表回線の電話等利用契約者に保証金を返還します。この場合、割引選択代表回線の電話等利用契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

ただし、(1) 欄のイの規定及び(6) 欄のアの規定により割引 選択代表回線の電話等利用契約者に請求する料金のうち、そ の割引選択代表回線の電話等利用契約者以外の者が支払うべ き料金については、返還額を充当しません。

- キ エからカの規定は、銀行又は当社が指定する金融機関の保証による場合について、準用します。
- ク 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。以下クにおいて同じとします。)が次に定める方法により算出した最低保証通話料の額を超えないときは、その最低保証通話料の額から当該料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額を差し引いて得た額に消費税相当額を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。



ケ 割引選択代表回線について、この月極割引を適用する期間 は、この月極割引の適用開始日から1年間とします。

ただし、割引選択代表回線の電話等利用契約者から適用期間終了日の3カ月前までに書面による適用廃止の申出がない場合には、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。

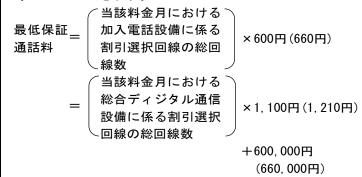
- コ 当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当 する場合には、この月極割引を廃止します。
- (ア) 割引選択代表回線について、(3)欄のウの(イ)から(ク) のいずれかに該当する場合が生じたとき。
- (イ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、イに規定する基準に適合する者でなくなったとき。
- (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、クに規定する額について当社が定める期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
- サ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択代表回線についてケに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、次に定める方法により算出した解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

第2条に規定する銀行をいいます。以下同じとします。) 又は 当社が指定する金融機関の保証がある場合には、この限りで ありません。

- エ 保証金の額は1,000万円(1,080万円)とし、預入期間は1年間とします。
- オ 保証金については、無利息とします。
- カ 当社は、保証金の預入期間が終了したとき又は割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったときは、割引選択代表回線の電話等利用契約者に保証金を返還します。この場合、割引選択代表回線の電話等利用契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

ただし、(1) 欄のイの規定及び(6) 欄のアの規定により割引 選択代表回線の電話等利用契約者に請求する料金のうち、そ の割引選択代表回線の電話等利用契約者以外の者が支払うべ き料金については、返還額を充当しません。

- キ エからカの規定は、銀行又は当社が指定する金融機関の保 証による場合について、準用します。
- ク 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。以下クにおいて同じとします。)が次に定める方法により算出した最低保証通話料の額を超えないときは、その最低保証通話料の額から当該料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額を差し引いて得た額に消費税相当額を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。



ケ 割引選択代表回線について、この月極割引を適用する期間 は、この月極割引の適用開始日から1年間とします。

ただし、割引選択代表回線の電話等利用契約者から適用期間終了日の3カ月前までに書面による適用廃止の申出がない場合には、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。

- コ 当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当 する場合には、この月極割引を廃止します。
- (ア) 割引選択代表回線について、(3)欄のウの(イ)から(ク) のいずれかに該当する場合が生じたとき。
- (イ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、イに規定する基準に適合する者でなくなったとき。
- (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、クに規定する額について当社が定める期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
- サ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択代表回線についてケに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、次に定める方法により算出した解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

電話等サービ	ス契約約款		
旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)		
解約金=300,000円× この月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からケに 規定する適用期間の終了日を含む 料金月までの料金月数	解約金=300,000円× この月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からケに規定する適用期間の終了日を含む料金月までの料金月数		
(5) 1割引選択回	(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算 ア 当社は、(3) 欄のキの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1) 欄のウに規定する通話に関ります。以下同じとします。) に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。 (ア) (イ) 以外のとき。 1割引選択回線当たりの通話に関する料金 (イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金 (イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金 (イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金 イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線の総回線数 イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控制し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代割回線に係る通話に関する料金に加算します。		
(6) その他の適用 ア 当社は、割引選択代表回線の電話等利用契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、その申出に係る割引選択回線の電話等利用契約者に請求すべき料金その他の債務のうち、(1) 欄のイの規定に基づき割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求される料金以外の料金その他の債務について、その請求先を割引選択代表回線の電話等利用契約者に変更する取扱いを行います。 (ア) その割引選択回線の電話等利用契約者の同意がないとき。 (イ) 当社の業務の遂行上支障があるとき。 イ アの規定により割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求した料金その他の債務について、その割引選択代表回線の電話等利用契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、アに規定する請求先の変更の取扱いは廃止するものとし、割引選択回線の電話等利用契約者に当社から請求しなおします。 ウ イの規定により、割引選択回線の電話等利用契約者に請求しなおすときの支払期日は、イに規定する支払期日とします。	(6) その他の適用 ア 当社は、割引選択代表回線の電話等利用契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、その申出に係る割引選択回線の電話等利用契約者に請求すべき料金その他の債務のである。(1) 欄のイの規定に基づき割引選択代表回線の電話等利用契約者に変更であ取扱いを行います。 (ア) その割引選択回線の電話等利用契約者の同意がないき。 (イ) 当社の業務の遂行上支障があるとき。 イ アの規定により割引選択代表回線の電話等利用契約者に該求した料金その他の債務について、その割引選択代表回線の電話等利用契約者に該求した料金その他の債務について、その割引選択代表回線の電話等利用契約者が当社が定める支払期日を経過してもなる支払わないときは、アに規定する請求先の変更の取扱いは設止するものとし、割引選択回線の電話等利用契約者に当社がら請求しなおします。 ウ イの規定により、割引選択回線の電話等利用契約者に請求		

電話等サービス契約約款 旧(~2023年10月31日) 新(2023年11月1日~)

37 回線群を単位とする国**科通常を単位に除通続政治動作及び通知結構をの**角極割引Ⅱ

区 分		内	容		区 分		内	容
1)定義等	通引成す対すての規制引怒話をさい象のい表定	回線群を単位とする国内通話及び料金の月極割引 II 」とは、割引選選択する利用回線又は他社直収電れる回線群をいいます。以下このに係る通話(ウ、エ及びオの規定となる通話に限ります。以下このに関する料金(当社が別に定めるる場合はその月極割引の適用後のにおいて同じとします。)の月間質する額の割引を行うことをいいますの割引選択回線群に係る通話等累計額に、次表の(ア)、(イ)に	選択回線群(この月極害 選話等利用回線にと割りによりましたのの目極地といいの目を を表によりいの同のでは、 を表においいののでは、 を表においいのでは、 をおいいのでは、 をおいいのでは、 をおいいのでは、 をおいいのでは、 をはいいでは、 をはいでは、 をはいいでは、 をはいいでは、 をはいいでは、 をはいいでは、 をはいいでは、 をはいいでは、 をはいいでは	割構まのまけった。	E 義等	通引成す対すての	「回線群を単位とする国内通話及で話料金の月極割引工」とは、割引送を選択する利用回線又は他社直収管される回線群をいいます。以下この)に係る通話(ウ、エ及びオの規定となる通話に限ります。以下この)に関する料金(当社が別に定めらいる場合はその月極割引の適用後の表において同じとします。)の月間でする額の割引を行うことをいいませる額の割引を行うことをいいませる額の割引を行うことをいいませば、次表に規定する割引を開発に、次表に規定する割引を行うにはなる割引を行うにはなる割引を行うことをいいませば、	選択回線群(この月極割 電話等利用回線によりに の表によりこの月極と で表において同じと割り る月極割引の適用とと受い る月極割引のです。 次 ま計額について、次表に ます。 等に関する料金の月間
		(ア) この月極割引の対象となる 規定する通話を除いたもの					1 割	引選択回線群ごとに
		(イ)に規定する携帯フリーダ イヤル通話を除いた割引選択	川選択回線群ごとに				割引選択回線群に係る通話 (区域内通話を含みます。)に 関する料金の月間累計額	割引率
		回線群に係る通話(区域内通話を含みます。)に関する料金の月間累計額	割引率					
		1 万円 (1.1万円) 以上 3 万円 (3.3万円) 未満の場合	26%				1 万円 (1.1万円)以上3万円 (3.3万円)未満の場合	26%
		3 万円 (3.3万円) 以上20万円 (22万円)未満の場合	28%				3 万円 (3.3万円) 以上20万円 (22万円) 未満の場合	28%
		20万円(22万円)以上の場合	30%				20万円(22万円)以上の場合	30%
		(イ) フリーダイヤル通話のうち フリーダイヤル通話(以下この リーダイヤル通話」といいます 1割引)表において「携帯フ					
		割引選択回線群に係る携帯フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額	割引率					
		10,000円 (11,000円) 以上の場 合	<u>5 %</u>					
	料話ま表当す をドこの	の月極割引適用後の割引選択回総は、割引選択回線群を構成する利用回線(以下この表において。)のうちその割引選択回線群を作おいて「割引選択代表回線」といが別に定めるところによりその契割引選択回線の契約者に請求しまの月極割引の対象となる通話は、きます。)のうちのダイヤル通話が国際通話(ディジタル通信モー表において同じとします。)であった。	川用回線又は他社直収電「割引選択回線」といい 代表する回線(以下この います。)の契約者又は の対名があらかじめ指定 です。 一般通話(区域内通語 てはディジタル通信モー ・ド等を除きます。以下	電いのはまでは、活ート		料話ま表当す。並話モウ	この月極割引適用後の割引選択回線 は、割引選択回線群を構成する 等利用回線(以下この表においてす。)のうちその割引選択回線群を において「割引選択代表回線」といまが別に定めるところによりその いる割引選択回線の契約者に請求して この 大にフリーダイヤル通話を除きます はディジタル通信モード及び国際 しゃく ないまないまった。	利用回線又は他社直収電「割引選択回線」といい代表する回線(以下このいます。)の契約者があらかじめ指す。 一般通話(区域内通話ける)のうちのダイヤル通信のがあるがあるがあるがあらからがあるがあるがあるがでいる。
	のに	限ります。					って、次に該当しないものに限りる) 当社が別に定める付加機能等る	

	電話等サービス契約約款				
	旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)			
	(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話 <u>(携帯フリーダイヤル通話を除</u> きます。)	(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話			
	(ウ) I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行うフリーダイヤル通話(エ) I P電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定	(ウ) 削除 (エ) 削除			
	する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社 通話に伴って行うフリーダイヤル通話 エ この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契 約者が、特定携帯電話番号(電話等利用契約者があらかじめ指 定した電気通信電話番号(電話通信番号規則9条第3号に規 定する電気通信番号に限ります。)をいいます。以下この表に おいて同じとします。)に係るフリーダイヤル通話(コミュニ ケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話(ディジタル通信モードを除きます。)に限り ます。)を利用することとなるときは、ウの(イ)の規定にかか わらず特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に関する 料金の月額累計額について、同表に規定する額の割引を行い	エ この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定携帯電話番号(電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信電話番号(電話通信番号規則9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。)をいいます。以下この表において同じとします。)に係るフリーダイヤル通話(コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話(ディジタル通信モードを除きます。)に限ります。)を利用することとなるときは、特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額について、同表に規定する額の割引を行います。			
	ます。 種類 割引額 コミュニケーションズ・チョイス発 月間累計額に0.462 信者番号識別接続機能に係るものを乗じて得た額 オア又はウの規定中、フリーダイヤル通話に関する部分につ	種 類 割 引 額 コミュニケーションズ・チョイス発 月間累計額に0.462 信者番号識別接続機能に係るもの を乗じて得た額			
	いては、割引選択回線の契約者から申出があったときに適用します。 カ エの規定にかかわらず、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けることとなるフリーダイヤル通話については、この月極割引の対象となりません。 + 削除	オ 削除 力 削除			
(2) 承諾	ク 削除 ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (ウ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (エ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。	(2) 承諾 ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (ウ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (エ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。			

新(2023年11月1日~)

出かめつたとしても、この甲出を承諾しませ	$\boldsymbol{\sim}$
----------------------	---------------------

- エ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割 引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。
- (3) 月極割引の適 ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する 場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。
 - (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあった
 - (イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約 の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号 の変更があった場合であって、契約者から届出があったと き又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デ ィジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又 は他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総 合ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があっ た場合であって、契約者から届出があったとき又は当社が その事実を知ったとき。
 - (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者 が、その料金について当社が定める支払期日を経過しても なお一括して支払わないとき。
 - (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ
 - (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ なくなったとき。
 - エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次 表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6 欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄か ら6欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月 の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用 します。
2 電話等利用契約若し くは他社直収電話等付 加機能利用契約の解除 があったとき(3に規 定する場合を除きま す。)又は一般電話等サ	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

- ウ 当社は、(1) のエの割引の適用を受けることについての申 出があったとしても、この申出を承諾しません。
- エ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割 引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。

用

- (3) 月極割引の適 │ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する 場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。
 - (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあった とき。
 - (イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約 の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号 の変更があった場合であって、契約者から届出があったと き又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デ ィジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又 は他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総 合ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があっ た場合であって、契約者から届出があったとき又は当社が その事実を知ったとき。
 - (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であっ て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ の事実を知ったとき。
 - (ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選 択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者 が、その料金について当社が定める支払期日を経過しても なお一括して支払わないとき。
 - (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ たとき。
 - (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ なくなったとき。
 - エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次 表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6 欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄か ら6欄までの規定によるものとします。

区分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月 の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用 します。
2 電話等利用契約若し くは他社直収電話等付 加機能利用契約の解除 があったとき (3に規 定する場合を除きま す。)又は一般電話等サ	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

断があったとき。	
3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴うの譲渡に伴う取扱利用契約の取話に対して、 規定する電話して、 規定する電話して、 規定する電話して、 規定するでは、 の47(他社直収電がの解話等付加、 契約の解話等付加、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の市料金について、の通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料 金月の末日までの通話に関する 料金について、この月極割引を 適用します。
5 ウの(カ)又は(キ)の 規定により、月極割引 の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する 料金について、この月極割引を 適用します。
6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料 金月の末日までの通話に関する 料金について、この月極割引を 適用します。

- オ フリーダイヤル通話についてこの月極割引の適用を開始する場合の適用開始日及びフリーダイヤル通話についてこの月極割引を廃止する場合の廃止日については、この月極割引の適用対象となるフリーダイヤル通話以外の通話の場合に準じて取り扱います。
- カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- キ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。

ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。

- ク (1) 欄のキに規定する契約者からの申出があった場合において、この月極割引の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
- ケ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極 割引を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金 の額の月間累計額(消費税相当額を加算しない額とします。) が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないとき は、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定 める期日までに一括して支払っていただきます。
- (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

	1
ービスの利用の一時中	
断があったとき。	
3 第12条(電子の (電子の) 第12条(に伴うして) 第12条(に) 第12条の (電子の) 第12年の (14年の) 第14年の (14年の	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料 金月の末日までの通話に関する 料金について、この月極割引を 適用します。
5 ウの(カ)又は(キ)の 規定により、月極割引 の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する 料金について、この月極割引を 適用します。
6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料 金月の末日までの通話に関する 料金について、この月極割引を 適用します。

才 削除

- カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- キ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。

ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。

- ク (1) 欄のキに規定する契約者からの申出があった場合において、この月極割引の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
- ケ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額の月間累計額(消費税相当額を加算しない額とします。)が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
- (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

電話等サービス契約約款				
旧(~2023年10月31日)		新(2023年11月1日~)		
	最低基準額 = 当該料金月における割引 × 600円 選択回線の総回線数	最低基準額 = 当該料金月における割引 × 600円 選択回線の総回線数		
	(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 この月極割引を適用する 割引相当額 = 前の割引選択回線群に係 × 割引率 る通話に関する料金の額	(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 この月極割引を適用する 割引相当額 = 前の割引選択回線群に係 × 割引率 る通話に関する料金の額		
	(注)割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。	(注)割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。		
(4) 1割引選択回 線当たりの通話 に関する料金の 計算	ア 当社は、(3) 欄のキの規定又は料金返還その他の場合において 1割引選択回線当たりの通話((1) 欄のウ、エ及び才に規定する通話に限ります。以下同じとします。) に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。	(4) 1割引選択回 ア 当社は、(3)欄のキの規定又は料金返還その他の場合におい 線当たりの通話 て1割引選択回線当たりの通話((1)欄のウ、エ及びオに規定 に関する料金の 計算 する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確 定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。		
	1割引選択 この月極割引適 コリス この月極割引適用後の割引 まままで まままで ままま この月極割引適用後の割引 まままで 割引選択回線群に係る 通話に関する料金 コリス は ままままで ままま この月極割引適用前の割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金	1割引選択 この月極割引適 コ割引選択 ロ線当たり の通話に関 選択回線に係る 通話に関する料金 金		
	イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線 群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成 するすべての割引選択回線についてアの規定により算出し た1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額 を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選 択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1) 欄のアの規定に基づきこの月極割 引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の 月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当 たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1割 引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。	イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線 群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成 するすべての割引選択回線についてアの規定により算出し た1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額 を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選 択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割 引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の 月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当 たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1割 引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。		
	この月極割引適用前の 1割引選択 割引選択回線に係る通 回線当たり = その月極割引の × 話に関する料金 の定額料相 定額料 この月極割引適用前の 割引選択回線群に係る 通話に関する料金	この月極割引適用前の 1割引選択 割引選択回線に係る通 回線当たり = その月極割引の × 話に関する料金 の定額料相 定額料 この月極割引適用前の 当額 割引選択回線群に係る 通話に関する料金		

ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、そ

(2) 承諾

電話等サービス契約約款					
旧(~2023年10)	月31日)	新(2023年11月1日~)			
合に限り、これを承諾し (ア) 削除 (イ) 料金の支払いを到等利用契約者に係る利等利用契約者に係る利(ウ) その他この月極調務の遂行上著しい支限イアの規定にかかわらずった利用回線が、回線利通話料金の月極割引又に対してリーダイヤル通過を対し、その申出を対するときは、その申出を対す。	見に怠り、又は怠るおそれがない電話 利用回線 引引を適用することについて当社の業 章がない利用回線 ず、この月極割引を選択する申出のあ 样を単位とするフリーダイヤル通話の は回線群を単位とする区域内通話を含 舌の通話料金の月極割引の適用を受け				
定する適用の単位ごと (3) 月極割引の適用 ア フリーダイヤル通話ので行います。 イ この月極割引の開始し	に1,000円(1,100円)とします。 D通話料金の月間累計は、料金月単位 は、その申出を当社が承諾した日を含				
て、次のいずれかに該 します。 <u>(ア)</u> 地域指定着信課金	は、この月極割引を廃止 は、この月極割引を廃止 は、この月極割引を廃止 は、この月極割引を廃止 は、この月極割引を廃止 は、この月極割引を廃止				
タル通信設備に係る = て、電話等利用契約 = の事実を知ったとき。	らのとの間の変更があった場合であっ 皆から届出があったとき又は当社がそ				
エ この月極割引の廃止が 表に規定するとおりとし いて、次表の1 欄の規類	があった場合の取扱いについては、次 します。この場合、同一料金月内にお 定による月極割引の廃止後2欄の規定 とときは、2欄の規定によるものとし				
区 分 1 2以外により、月	月極割引の適用 月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までのフリーダイヤル通話の 通話料金について、この月極割引 を適用します。				
機能の廃止又はウの	その廃止日までのフリーダイヤル 通話の通話料金について、この月 極割引を適用します。				
更となる場合であって、 者からの通知)に規定する その変更の前後でそれる カ この月極割引の適用を	している利用回線に係る電話番号が変 あらかじめ第45条(電話等利用契約 する通知があったときは、月極割引は ごれ累計して行います。 を受けている電話等利用契約者は、こ る料金月において、協定事業者の契約				
	の一時中断又は利用停止があったとき				

<u>電話等サービス契約約款</u>				
旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)			
その他一般電話等サービスを利用することができなかった期				
間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期				
間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。				
ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、				
ー般電話等サービスを全く利用できない状態 (その契約に係				
る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全				
く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)				
が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月				
に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そ				
のことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月				
_(1料金月の倍数である部分に限ります。)について、料金月				
ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料に				
ついては、その支払いを要しません。				
<u>キ</u> 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払わ				
れているときは、その料金を返還します。				
(注1) 定額料については、日割は行いません。				
(注2) フリーダイヤル通話の通話料金の累計額に割引率を乗				
じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規				
定にかかわらず、その端数を切り上げます。				

電話等サービス契約約款				
	旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)		
44 回線群を単位 スーパー割引も	なとするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引 (フリーダイヤル ナービス)			
区分	内容			
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月			
<u> </u>	極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引			
	選択回線群(この月極割引を選択する利用回線により構成さ			
	れる回線群をいいます。以下この表において同じとします。)			
	に係るフリーダイヤル通話(区域内通話を除きます。以下この			
	表において同じとします。)に関する料金(当社が別に定める			
	月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の 料金とします。以下この表において同じとします。)の月間累			
	計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいま			
	す。この場合、回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通			
	<u>話料金の月極割引には同表の8種類があり、あらかじめいず</u>			
	<u>れか1つを選択していただきます。</u>			
	1割引選択回線群ごとに			
	種類 定額料 割引額			
	(ア) プラン1 月額 10,000円 1の割引選択回線群に			
	(11,000円) 係るフリーダイヤル通			
	話(フリーダイヤル通			
	話のうち携帯電話設備 又はPHS設備に係る			
	他社通話に伴って行わ			
	れる通話、IP電話設			
	備(当社に係るもので			
	<u>あって電気通信番号規</u> 則第10条第2号に規定			
	する電気通信番号を利			
	用するものに限りま			
	す。) から行う通話及び			
	I P電話設備(電気通			
	信番号規則第10条第2 号に規定する電気通信			
	番号を利用するものに			
	限ります。)に係る他社			
	通話に伴って行われる			
	<u>通話を除いたものをい</u> います。以下この表に			
	おいて「一般フリーダ			
	イヤル通話」といいま			
	す。) の通話料金に0.15			
	<u>を乗じて得た額</u>			
	(イ) プラン2 <u>月額 30,000円</u> 1の割引選択回線群に			
	(33,000円) 係る一般フリーダイヤ			
	ル通話の通話料金に0.20を乗じて得た額			
	(ウ)プラン3月額90,000円1の割引選択回線群に(99,000円)係る一般フリーダイヤ			
	ル通話の通話料金に			
	0. 25を乗じて得た額			
	(エ) プラン4 月額 270,000円 1の割引選択回線群に			
	(297,600円) 係る一般フリーダイヤ			
•				

電話等サービス契約約款				
旧(~2023年10月31日)		新(2023年11月1日~)		
	ル通話の通話料金に 0.30を乗じて得た額			
(オ) プラン5 月額 20,000円 (22,000円)	1の割引選択回線群に 係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に 0.15を乗じて得た額と 1の割引選択回線群に 係るフリーダイヤル通 話(携帯電話設備又は PHS設備に係る他社 通話に伴って行われる 通話に伴って行われる 通話に限ります。以下 この表において「携 帯・PHSフリーダイヤル通話」といいま す。)の通話料金に0.05 を乗じて得た額を合計			
(カ) プラン6 月額 40,000円 (44,000円)	して得た額1の割引選択回線群に 係る一般フリーダイヤ ル通話の通話料金に 0.20を乗じて得た額と 1の割引選択回線群に 係る携帯・PHSフリーダイヤル通話の通話 料金に0.05を乗じて得た額を合計して得た額			
(キ) プラン7 月額100,000円 (110,000円)	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に0.25を乗じて得た額と1の割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話の通話料金に0.05を乗じて得た額を合計して得た額			
(ク) プラン8 月額280,000円 (308,000円)	1の割引選択回線群に 係る一般フリーダイヤ ル通話の通話料金に 0.30を乗じて得た額と 1の割引選択回線群に 係る携帯・PHSフリ ーダイヤル通話の通話 料金に0.05を乗じて得 た額を合計して得た額			
イ この月極割引は、加入電話設備は ダイヤル通話ごと、総合ディジタル への通話モードによるフリーダイヤル ル通信モードによるフリーダイヤル とし、契約者は1の割引選択回線器 かを選択していただきます。この場 によるフリーダイヤル通話ごと又は よるフリーダイヤル通話ごと又は よるフリーダイヤル通話ごとのそれ 引を同時に選択するときは、当社は	→通信設備に係る利用回線 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			

電話等サ-	ービス契約約款
旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)
線群の構成が同一である場合に限りこの月極割引を適用しま	
<u>す。</u>	
ウ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係	
る通話に関する料金は、割引選択回線群を代表する利用回線	
(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)の	
契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があら	
かじめ指定する利用回線 (その割引選択回線群を構成するも のに限ります。)の契約者に請求します。	
(2) 承諾 ア この月極割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を	
指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、	
その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき は、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただき	
ます。	
イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該	
当する場合に限り、これを承諾します。	
(ア) その申出のあった割引選択回線群が、加入電話設備に	
係る利用回線のみ又は総合ディジタル通信設備に係る利用	
回線で構成されているとき。	
(イ) その申出のあった利用回線に係る通話の料金明細内訳	
が記録されているとき。 (ウ) その申出のあった利用回線が、割引選択代表回線に係	
る契約者と同一の者に係るものであるとき。	
(エ) (1) 欄のウの規定によりこの月極割引適用後の定額料	
を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先	
となる契約者が、その料金について一括して支払うことを	
現に怠り又は怠るおそれがないとき。	
(オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業	
<u>務の遂行上著しい支障がないとき。</u> ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ	
った割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割	
引(当社が別に定めるものを除きます。)又は回線群を単位と	
する区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月	
極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。	
(3) 月極割引の適 ア 割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金の月	
<u>用</u> 間累計は、料金月単位で行います。	
イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した 日本会社は10年 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	
日を含む料金月の翌料金月からとします。	
ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい て、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃	
止します。	
(ア) 地域指定着信課金機能の廃止があったとき。	
(イ) 電話等利用権の譲渡があったとき。	
(ウ) その利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号	
の変更があった場合であって、契約者から届出があったと	
き又は当社がその事実を知ったとき。	
(エ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジ タル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であっ	
て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ	
の事実を知ったとき。	
(オ) (1) 欄のウの規定によりこの月極割引適用後の定額料	
を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先	
となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日	
を経過してもなお一括して支払わないとき。	
(カ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ	

電話等サービス契約約款		
旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)	
<u>たとき。</u>		
(キ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ		
<u>なくなったとき。</u>		
<u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次</u>		
表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお		
いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4		
<u>欄までの規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄</u> から4欄までの規定によるものとします。		
区分りの通用の適用		
1 2から4以外によ 月極割引の廃止日を含む料金月の		
り、月極割引の廃止 末日までのフリーダイヤル通話の		
があったとき。 通話料金について、この月極割引		
を適用します。		
2 地域指定着信課金 その廃止日までのフリーダイヤル		
機能の廃止があった 通話の通話料金について、この月		
とき(3に規定する)極割引を適用します。		
場合を除きます。)。		
3 第12条(電話加入 その契約解除日又は承認日を含む		
本等の譲渡に伴う電 料金月の前料金月の末日までのフ		
話等利用契約の取扱 リーダイヤル通話の通話料金につ		
い)に規定する電話にて、この月極割引を適用します。		
等利用契約の解除又		
は電話等利用権の譲		
渡があったとき。		
4 ウの(ウ)又は(オ) その廃止日を含む料金月の前料金		
<u>の規定により、月極</u> 月の末日までのフリーダイヤル通		
割引の廃止があった 話に関する料金について、この月		
<u> とき。</u> <u>極割引を適用します。</u>		
オ 当社は、割引選択代表回線の契約者から申出があったとき		
は、この月極割引の種類を変更します。この場合、その変更		
の承諾日を含む料金月の翌料金月以降のフリーダイヤル通話		
の通話料金について、変更後の種類の月極割引を適用します。		
カ この月極割引の適用を受けている契約者は、この月極割引 が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規		
定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話		
等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合		
又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった		
場合でも、定額料の支払いを要します。		
ただし、その割引選択回線群を構成するすべての利用回線		
について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の		
すべての日にわたって、電話等サービスを全く利用できない		
状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態とな		
<u>しい文陣が生し、主く利用できない状態と同程度の状態とな</u> る場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありませ		
<u>δ.</u>		
<u>キ</u> 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払わ		
れているときは、その料金を返還します。		
ク ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったとき		
は、1利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を算		
出して、その利用回線の契約者に請求します。この場合の支		
<u>払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。</u> ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別		
ににし、この月型可りの適用で支げた後にこの運品科並別		

電話等サービス契約約款			
	旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)	
	す。)の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定に		
	<u>よります。</u>		
(4) 1利用回線当	á ア 当社は、(3) 欄のクの規定又は料金返還その他の場合におい		
たりのフリーダ			
イヤル通話の通			
話料金の計算	(ア) (イ)以外のとき。		
	1利用回線 当たりのフ リーダイヤニ ル通話の通 話料金 この月極割引適 用前のその利用 回線に係るフリ ーダイヤル通話 の通話料金 エの月極割引適 所の割引選択 回線群に係るフ リーダイヤル通 三の月極割引適 用前の割引選択 回線群に係るフ リーダイヤル通		
I	(イ) この日極割引達用前の割引選出回線群に係るフリーダイ		
	(イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係るフリーダイセル通話の通話料金が○円のとき。		
	1 利用回線当たりのフ 定額料		
	<u>リーダイヤル通話の通</u> 三 割引選択回線群を構成する <u> </u>		
	イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金からその割引選択回線群を構成するすべての利用回線についてアに規定する算式により算出した1利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係るフリーダイヤル通話の通		
1	話料金に加算します。 ・		
	ウ イに規定するほか、(1) 欄のアの規定に基づきこの月極割引 の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極		
	割引があったときは、アに規定する1利用回線当たり又は1		
	他社接続契約者回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金		
	に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相		
	当額を加算します。		
	1割引選択 この月極割引適 回線当たりの定額料相 本の定額料 当額 この月極割引適 用前の割引選択 回線に係る通話 に関する料金		
	<u>この月極割引適用前の割引選択</u> <u>一・回線群に係る通話に関する料金</u>		

	電話等サービス契約約款					
	旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)				
	とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極イヤルボリューム割引サービス)					
区分	<u>内</u> 容					
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル 通話の通話料金の月極割引」とは、割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。)に係るフリーダイヤル通話に関する料金(当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。)の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。					
	ダイヤル通話」といいます。) 割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額					
	5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未満 の場合 1の割引選択回線群に係る 一般フリーダイヤル通話に 関する料金の月間累計額に 0.25を乗じて得た額					
	30,000円(33,000円)以上 200,000円(220,000円)未 満の場合 1 の割引選択回線群に係る 一般フリーダイヤル通話に 関する料金の月間累計額に 0.28を乗じて得た額					
	200,000円(220,000円)以 上の場合 1の割引選択回線群に係る 一般フリーダイヤル通話に 関する料金の月間累計額に 0.30を乗じて得た額					
	(イ) 削除 (ウ) フリーダイヤル通話のうち携帯電話設備又はPHS 設備に係る他社通話に伴って行われる通話(以下この表 において「携帯・PHSフリーダイヤル通話」といいま す。)					
	割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額					

		等サービス契約約款
	旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)
	5,000円(5,500円)以上の 場合 1の割引選択回線群に係る 携帯・PHSフリーダイヤ ル通話に関する料金の月間 累計額に0.05を乗じて得た 額 (エ) 削除	
	イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金は、割引選択回線群を代表する利用回線又は他社直収電 話等利用回線(以下この表において「割引選択代表回線」と いいます。)の契約者又は当社が別に定めるところによりその 契約者があらかじめ指定する利用回線又は他社直収電話等利	
	用回線(その割引選択回線群を構成するものに限ります。)の 契約者に請求します。	
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して申し出ていただきます。	
(3) 月極割引の適 用	その申出を承諾しません。 ア 割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。 (ア) 地域指定着信課金機能の廃止があったとき。 (イ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (ウ) その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。	

	電話等	 等サービス契約約款		
IE (~2023年10月31日	3)		新(2023年11月1日~)	
(エ) その利用回線が加入電タル通信設備に係るものとの他社直収電話等利用回紹合ディジタル通信サービスた場合であって、契約者が、その事実を知ったとき。 (オ) (1) 欄のイの規定により、一般では、大きの料金について当れないとのでは、なお一括して支払わないとのが、その料金について当れなお一括して支払わないとのが、まに担定するとおりとします。 エ この月極割引の廃止があっまに規定するとおりとします。いて、次表の1欄の規定によるもから4欄までの規定に該当する場合から4欄までの規定によるも	国話設備に係るものと総合ディジーの間の変更があった場合又はそれのとの間の変更があった場合又はそれでは、に係るものとの間の変更があった。 この月極割引適用後の割引選する料金の請求先となる契約者はが定める支払期日を経過してもまた。 この月極割引の廃止があった。この月極割引の廃止があったとき。 このは、次け、この場合、同一料金月内におきる月極割引の廃止後2欄から4合が生じたときは、それぞれ2欄ものとします。	等サービス契約約款	新(2023年11月1日~)	
1 2から4以外により、 月極割引の廃止があった とき。 2 地域指定着信課金機能	ル通話の通話料金について、 この月極割引を適用します。 その廃止日までのフリーダイ			
の廃止があったとき(3) に規定する場合を除きます。)。 3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用	て、この月極割引を適用します。			
契約の取扱い)に規定す	までのフリーダイヤル通話の 通話料金について、この月極			
渡があったとき。 4 ウの(ウ)又は(オ)の規 定により、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までのフリーダイヤル通話に関する料金について、この月極割引を適用します。			
合において、この月極割引の 出を当社が承諾した日を含む 止の申出があったときは、原 通話に関する料金について、	る契約者からの申出があった場 D適用の開始については、その申 ご料金月の翌料金月からとし、廃 廃止日を含む料金月の末日までの この月極割引を適用します。 いこととされた料金が既に支払わ 下返還します。			

電話等サービス契約約款	
旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)
キ ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1利用回線又は1他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を算出して、その利用回線又は他社直収電話等利用回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。 ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。 (注)割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金に	
割引率を乗じて得た額に、1円未満の端数が生じた場合は、 通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。	
1利用回線当 ア 当社は、(3) 欄の力の規定又は料金返還その他の場合において1利用回線当たり又は1他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。 1人一ダイヤル通話の通話料金の計算 この月極割引適用後の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金 1利用回線当たりのフリーダイヤ 回線に係るフリーダイヤル通話の通話料金 1人用回線 当たりのフリーダイヤ ロ線に係るフリーダイヤル通話の通話料金 1人可能到引適用前の表面により算出します。 コリーダイヤル通話の通話料金 20月極割引適用前の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金 コリーダイヤル通話の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の調子 1日本の通話料金 1日本の通話料金	
イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金からその割引選択回線群を構成するすべての利用回線又は他社直収電話等利用回線についてアに規定する算式により算出した1利用回線当たり又は1他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係るフリーダイヤル通話の通話料金に加算します。	

	電話等サービス契約約款				
	旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)			
46 回線群を単位 (タイプ1)_	立とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割 <u>引</u>				
区分	<u>内 容</u>				
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引(タイプ1)」とは、割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。)に係るフリーダイヤル通話の通話料金について、次表に規定する額の割引を適用することをいいます。 1割引選択回線群ごとに				
	(ア) フリーダイヤル通話のうち区域内通話、公衆電話設備、携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話、IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行う通話及びIP電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社通話に伴って行われる通話を除いたもの(以下この表において「一般フリーダイヤル通話」といいます。)については、通話時間を料金月単位に累積し、その累積した通話時間(以下この表において「一般フリーダイヤル通話の月間累積時間」といいます。)について、一定時間(以下この表において「基準時間」といいます。)までの場合に一定の料金額(以下この表において「定額料金」といいます。)を適用することとします。 定額料金 基準時間 加算額(1分までごとに) 100,000円 250時間 7円(7.7円)				
	(110,000円)				
	10,000円(11,000円)以 上の場合1の割引選択回線群に係る携 帯・PHSフリーダイヤル通				

	電話等	等サービス契約約款
	旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)
	活に関する料金の月額累計額 に0.1を乗じて得た額 に0.1を乗じて得た額 での 割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話のうち公 衆電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話(以下 この表において「公衆フリーダイヤル通話」といいます。) については、第2の2(料金額)の規定により算出した 額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用すること とします。 区 分	新(2023年11月1日~)
	選択代表回線」といいます。)の契約者又はその契約者があらかじめ指定する利用回線又は他社直収電話等利用回線(その割引選択回線群を構成するものに限ります。)の契約者に請求します。	
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を 指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、 その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき は、割引選択代表回線を指定して申し出ていただきます。 イ 割引選択回線群について、この月極割引には最低利用期間 があり、この月極割引の適用開始日から起算して12ヶ月とし ます。	
	ウ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、割引選択代表回線に係る契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者	
	に係るものであるときを含みます。) (ウ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は	
	は他社直収電話等利用回線により構成される回線群であるとき。 エ ウの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。	
(3) 月極割引の適 用	ア 割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の月間累計 時間等の算出は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した 日を含む料金月の翌料金月からとします。	

	電話等サービス契約約款				
		旧(~2023年10月31日	1)	新(2023年11月1日~)	
		4 40/4/70/1/04	7.0.jc 1. 1. 2. 4. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.		
			その廃止日を含む料金月の前		
			料金月の末日までのフリーダ		
		<u>止があったとき。</u>	イヤル通話に関する料金につ		
			いて、この月極割引を適用し		
			<u>ます。</u>		
		オー当社は「支払いを要した」	いこととされた料金が既に支払わ		
		れているときは、その料金を			
			<u>の月極割引の廃止があったとき</u>		
			収電話等利用回線当たりのフリ		
			算出して、その利用回線又は他		
			日本に請求します。この場合の支		
		払期日は、ウの(オ)に規定す			
			回用を受けた後にこの通話料金別		
			(当社が別に定めるものに限りま		
			きは、その月極割引の表の規定に		
		よります。			
			けている利用回線又は他社直収電		
			料金月を通じて一般フリーダイ		
		ヤル通話の月額累積時間が、	(1) 欄のアの(ア) に規定する基準		
		時間に満たなかった場合又は	t全く利用がなかった場合におい		
		ても、その料金月における定	- 額料金を支払っていただきます。		
		ク この月極割引の適用を受け	けている契約者は、この月極割引		
		が適用される料金月において	、協定事業者の契約約款等に規		
		定する利用の一時中断又は利	用停止があったときその他電話		
	等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合				
	又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった				
	場合でも、定額料の支払いを要します。				
	ただし、その割引選択回線群を構成するすべての利用回線				
	又は他社直収電話等利用回線について、契約者の責めによら				
		ない理由により、1料金月の	すべての日にわたって、電話等		
		サービスを全く利用できない	い状態(その契約に係る電気通信		
		設備によるすべての通話に著	らい支障が生じ、全く利用でき		
		ない状態と同程度の状態とな	る場合を含みます。) が生じたと		
		<u>きは、この限りではありませ</u>	<u> </u>		
		(注1) 定額料金については、	日割は行いません。		
		(注2) 割引選択回線群に係る	フリーダイヤル通話の通話料金		
			二、1円未満の端数が生じた場合		
		<u>は、通則7の規定に関わら</u>	ず、その端数を切り上げます。		
(4	4) その他の適用	割引選択代表回線の契約者は、	割引選択回線群を構成する全て		
	7 6 30 10 30 70 71		穿利用回線について(2)のイに規		
			月極割引の廃止があった場合に		
			次表に定める解約金を当社が定		
			つていただきます。(この月極割引		
			型料金月から当社が別に定める月		
			契約者の責めによらない理由によ		
			:きはこの限りではありません。)		
			引の適用を終了した日を含む料		
			規定する最低利用期間の終了日		
			以下この表において「残余月数」		
		といいます。)により算出しま			
		解約金 = 100,000円 ×			
		7			

電話等サービス契約約款			
	旧(~2023年10月31日)		新(2023年11月1日~)
(5) 1利用回線当 たり又は1他社 直収電話等利用 回線当たりのフ リーダイヤル通 話の通話料金の 計算	利用回線当たり又は1他社直収電話等利用 ダイヤル通話の通話料金を確定する必要が 算式により算出します。	回線当たりのフリー (生じたときは、次の この月極割 引適用後の 割引選択回 線群に係る フリーダイ ヤル通話の 通話料金 この月極割 引適用前の 割引選択回 線群に係る	

電話等サービス契約約款 旧(~2023年10月31日) 新(2023年11月1日~)

48 フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引

48 フリーダイヤル	ル通詁の通詁料金	<u>:の月極割引</u>
区分		<u>内</u> 容
(1) 定義等	ア 「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」とは、割引 選択回線群(この月極割引を選択する利用回線又は他社直収 電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下こ の表において同じとします。)に係るフリーダイヤル通話に関 する料金について、料金表第1表第2の2(料金額)の規定 により算出した額にかかわらず、この欄の表に規定する料金 額を適用することをいいます。 イ この月極割引の対象となる通話は、フリーダイヤル通話の うち、次に該当するものを除きます。 (ア) IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号 規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するも の)に係るもの (イ) 携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話に 係るもの(ディジタル通信モードに係るものに限ります。) (ウ) 衛星自動車電話又は船舶電話若しくはそれに相当する 電話に係るもの (エ) IP電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定 する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社 通話に伴って行われる通話に係るもの ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金は、割引選択回線群を代表する契約回線(以下この表に おいて「割引選択代表回線」といいます。)の契約者又は当社 が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する 利用回線又は他社直収電話等利用回線(その割引選択回線群 を構成するものに限ります。)の契約者に請求します。	
	① ②以外	<u>1割引選択回線群ごとに</u> (ウ)、(エ)以外のもの のもの 数までごとに15円 (16.5円)
	区分	料 金 額
	通話に関する料金	<u>昼間・夜間・深夜・早朝</u> 3分
		都道府県の区域に終始するもの 数までごとに8円 (8.8円)
	区分	料 金 額
	通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝
		3分
	<u> </u>	話設備に係る通話 までごとに16.0円(17.6円)
	区分	料 金 額
	通話に関	昼間・夜間・深夜・早朝
	<u>する料金</u>	1分
		<u>設備に係る他社通話に伴って行われる通話</u> までごとに10円 (11円)
	区分	料 金 額

48 削除

電話等サービス契約約款		
旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)	
4 ウの(ウ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。 その廃止日までのフリーダイヤル通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。カウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1利用回線又は1他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を算出して、その利用回線又は他社直収電話等利用回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。		

52 長期高額利用による通話料金の月極割引 (タイプ1)

区分	内容
(1)定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引(以下この表に
	おいて「長期高額利用割引」といいます)。」とは、1の企業
	(民法 (明治29年法律第89号) 第33条に規定する法人又はそ
	れに準ずる当社が別に定める団体をいいます。以下この表に
	おいて同じとします。)又は1の企業群(複数の企業が業務上
	緊密な関係を有することについて当社の基準に適合するもの
	をいいます。以下この表において同じとします。) に係る割引
	選択回線群(この月極割引を選択する利用回線又は他社直収
	電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下こ
	の表において同じとします。)に係る通話 (カの規定によりこ
	の月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表におい
	て同じとします。) に関する料金(当社が別に定める月極割引
	の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とし
	ます。以下この表において同じとします。)の月間累計額につ
	いて、(ア)の表及び(イ)の表に定める長期高額利用期間にお
	いて、この月極割引を継続利用し、長期高額利用回線群(そ
	の割引選択回線群並びに当社が別に定める電気通信サービス
	の契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を受けてい
	る割引適用回線群であって契約者が合算対象として指定した
	ものをいいます((ア)の表の種類を選択する場合は割引選択
	回線群のみとします。)。以下この表において同じとします。)
	に係るこの表並びに当社が別に定める電気通信サービスの契
	約約款等に規定する長期高額利用割引適用後の通話に関する
	料金等の年間累計額(当該長期高額利用回線群がこの表並び
	に当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定す
	る長期高額利用割引の適用を開始した日に係る料金月の起算
	日から12料金月毎の累計額とします。以下この表において同
	じとします。)が(ア)の表及び(イ)の表に定める約定金額以上
	の利用を行う申出をした場合に(ア)の表及び(イ)の表に規定
	する額の割引((ア)の(4)について、当社が別に定める場合
	は、申出のあった割引選択代表回線に係る割引選択回線群に
	係る通話に関する料金の割引額の算出について、割引額の欄
	の算出式の数値に0.06を加算することとします。)を行うこと
	をいいます。この場合、この月極割引には同表の11種類があ
	り、あらかじめいずれか1つ(長期高額利用回線群に当社が
	別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する割引適
	用回線群が含まれる場合、その割引選択回線群に適用される
	種類は、割引適用回線群に適用される種類の長期継続利用期 関系が約号の額トローのものに関リます。 た窓根していただ
	間及び約定金額と同一のものに限ります。)を選択していただ きます。
1	(ア) 長期高額利用期間が12料金月のもの

(ア) 長期高額利用期間が12料金月のもの

1割引選択回線群ごとに

種類	約定金額	割引額
(1) プラン 1-1	1,000万円 (1,100万円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.04を乗じて得 た額
(2) プラン 1-2	1 億円 (1. 1億円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.06を乗じて得 た額

52 長期高額利用による通話料金の月極割引 (タイプ1)

区	分	内容
)定義	等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引(以下この表に
	-	おいて「長期高額利用割引」といいます)。」とは、1の企業
		(民法(明治29年法律第89号)第33条に規定する法人又はそ
		れに準ずる当社が別に定める団体をいいます。以下この表に
		おいて同じとします。)又は1の企業群(複数の企業が業務上
		緊密な関係を有することについて当社の基準に適合するもの
		をいいます。以下この表において同じとします。)に係る割引
		選択回線群(この月極割引を選択する利用回線又は他社直収
		電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下こ
		の表において同じとします。)に係る通話(カの規定によりこ
		の月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表におい
		て同じとします。)に関する料金(当社が別に定める月極割引
		の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とし
		ます。以下この表において同じとします。)の月間累計額につ
		いて、(ア)の表及び(イ)の表に定める長期高額利用期間にお
		いて、この月極割引を継続利用し、長期高額利用回線群(そ
		の割引選択回線群並びに当社が別に定める電気通信サービス
		の契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を受けてい
		る割引適用回線群であって契約者が合算対象として指定した
		ものをいいます((ア)の表の種類を選択する場合は割引選択
		回線群のみとします。)。以下この表において同じとします。)
		に係るこの表並びに当社が別に定める電気通信サービスの契
		約約款等に規定する長期高額利用割引適用後の通話に関する
		料金等の年間累計額(当該長期高額利用回線群がこの表並び
		に当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定す
		る長期高額利用割引の適用を開始した日に係る料金月の起算
		日から12料金月毎の累計額とします。以下この表において同
		じとします。)が(ア)の表及び(イ)の表に定める約定金額以上
		の利用を行う申出をした場合に(ア)の表及び(イ)の表に規定
		する額の割引((ア)の(4)について、当社が別に定める場合
		は、申出のあった割引選択代表回線に係る割引選択回線群に
		係る通話に関する料金の割引額の算出について、割引額の欄
		の算出式の数値に0.06を加算することとします。)を行うこと
		をいいます。この場合、この月極割引には同表の11種類があ
		り、あらかじめいずれか1つ(長期高額利用回線群に当社が
		別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する割引適
		用回線群が含まれる場合、その割引選択回線群に適用される
		種類は、割引適用回線群に適用される種類の長期継続利用期
		情及び約定金額と同一のものに限ります。) を選択していたた
		「間及び利定並領と同一のものに限ります。)を選択していただ。 きます。
		さまり。 (ア) 長期高額利用期間が12料金月のもの
		1割引選択回線群ごとに
		種類 約定金額 割 引 額
		(1) プラン 1,000万円 1の割引選択回線群に係る通話
		1-1 (1,100万円) に関する料金に0.04を乗じて得
		た額
		(2) プラン 1億円 1の割引選択回線群に係る通話
		1 2 (1 1倍四) に関する場合に0.06を乗じて得

1 - 2

(1.1億円) に関する料金に0.06を乗じて得

た額

新(2023年11月1日~)

(3) プラン1-3	3億円 (3.3億円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.08を乗じて得 た額
(4) プラン 1-4	5億円 (5.5億円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.105を乗じて 得た額

(イ) 長期高額利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

		「女別高額利用凹稼矸ことに
種類	約定金額	割引額
(1) プラン 2-1	1,000万円 (1,100万円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.05を乗じて得 た額
(2) プラン2-2	5,000万円 (5,500万円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.06を乗じて得 た額
(3) プラン2-3	1 億円 (1. 1億円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.07を乗じて得 た額
(4) プラン 2-4	2億円 (2.2億円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.08を乗じて得 た額
(5) プラン 2-5	3 億円 (3. 3億円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.09を乗じて得 た額
(6) プラン2-6	4 億円 (4. 4億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.1を乗じて得た額
(7) プラン 2-7	5 億円 (5. 5億円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.11を乗じて得 た額

イ アの規定にかかわらず、「回線群を単位とする国内通話及び 国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」又は「回線群 を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の 月極割引Ⅱ」の適用を受けている場合であって、その適用を 受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者 の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契 約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に 係る県内市外通話、県間市外通話、国際通話の各通話区分又 は県内市外通信、県間市外通信、国際通信の各通信区分(以 下この表において「各固定区分」といいます。)について当社 の事業者識別番号(電気通信番号規則第5条に規定する電気 通信番号をいいます。以下この表において同じとします。)を 指定しており、その回線の指定した区分の割引選択回線群に 係る通話に関する料金(当社が別に定める月極割引を適用し ている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下こ の表において同じとします。)の月間累計額の合計が1万円 (1.1万円)以上の場合(アに規定する当社が別に定める場合を 除きます。)、その回線の指定した区分の割引選択回線群に係 る通話に関する料金の割引額算出について、アにおいて選択 したこの月極割引の種類ごとに、下記の(ア)の表及び(イ)の

(3) プラン1-3	3億円 (3.3億円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.08を乗じて得 た額
(4) プラン 1-4	5億円 (5.5億円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.105を乗じて 得た額

(イ) 長期高額利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

種類	約定金額	割 引 額
(1) プラン 2-1	1,000万円 (1,100万円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.05を乗じて得 た額
(2) プラン2-2	5,000万円 (5,500万円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.06を乗じて得 た額
(3) プラン2-3	1 億円 (1. 1億円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.07を乗じて得 た額
(4) プラン 2-4	2億円 (2.2億円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.08を乗じて得 た額
(5) プラン2-5	3億円 (3.3億円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.09を乗じて得 た額
(6) プラン2-6	4 億円 (4. 4億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.1を乗じて得た額
(7) プラン 2-7	5億円 (5.5億円)	1の割引選択回線群に係る通話 に関する料金に0.11を乗じて得 た額

イ アの規定にかかわらず、「回線群を単位とする国内通話及び 国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」又は「回線群 を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の 月極割引Ⅱ」の適用を受けている場合であって、その適用を 受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者 の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契 約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に 係る県内市外通話、県間市外通話、国際通話の各通話区分又 は県内市外通信、県間市外通信、国際通信の各通信区分(以 下この表において「各固定区分」といいます。)について当社 の事業者識別番号(電気通信番号規則第5条に規定する電気 通信番号をいいます。以下この表において同じとします。)を 指定しており、その回線の指定した区分の割引選択回線群に 係る通話に関する料金(当社が別に定める月極割引を適用し ている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下こ の表において同じとします。)の月間累計額の合計が1万円 (1.1万円)以上の場合(アに規定する当社が別に定める場合を 除きます。)、その回線の指定した区分の割引選択回線群に係 る通話に関する料金の割引額算出について、アにおいて選択 したこの月極割引の種類ごとに、下記の(ア)の表及び(イ)の

新(2023年11月1日~)

表に規定する額の割引を行います。(以下この表において「固定優先接続特別割引」といいます。)

ただし、当社が別に定める場合には、割引選択代表回線に係る割引選択回線群のそれぞれの回線の指定した区分に係る通話に関する料金の割引額算出について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に0.05を加算することとします。

(ア) 長期高額利用期間が12料金月のもの

1割引選択回線群ごとに

種類	割 引 額
(1) プラン1-1	1 の割引選択回線群に係る通話に関す る料金に0.09を乗じて得た額
(2) プラン1-2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.11を乗じて得た額
(3) プラン1-3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.12を乗じて得た額
(4) プラン1-4	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.12を乗じて得た額

(イ) 長期高額利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

種 類	割引額
(1) プラン2-1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.1を乗じて得た額
(2) プラン2-2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.11を乗じて得た額
(3) プラン2-3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.12を乗じて得た額
(4) プラン2-4	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.13を乗じて得た額
(5) プラン2-5	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.13を乗じて得た額
(6) プラン2-6	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.13を乗じて得た額
(7) プラン2-7	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.13を乗じて得た額

- ウ アの規定にかかわらず、「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引皿」の適用を受けている場合は、アにおいて選択したこの月極割引の種類ごとに、その対象となる通話(公衆電話設備から加入電話等設備又は他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話を含みます。)について下記の(ア)の表及び(イ)の表に規定する額の割引を行います。
- (ア) 長期高額利用期間が12料金月のもの

1割引選択回線群ごとに

種類	割引額
(1) プラン1-1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得た額
(2) プラン1-2	1の割引選択回線群に係る通話に関す る料金に0.06を乗じて得た額

表に規定する額の割引を行います。(以下この表において「固定優先接続特別割引」といいます。)

ただし、当社が別に定める場合には、割引選択代表回線に係る割引選択回線群のそれぞれの回線の指定した区分に係る通話に関する料金の割引額算出について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に0.05を加算することとします。

(ア) 長期高額利用期間が12料金月のもの

1割引選択回線群ごとに

種類	割 引 額
(1) プラン1-1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.09を乗じて得た額
(2) プラン1-2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.11を乗じて得た額
(3) プラン1-3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.12を乗じて得た額
(4) プラン1-4	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.12を乗じて得た額

(イ) 長期高額利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

種類	割 引 額
(1) プラン2-1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.1を乗じて得た額
(2) プラン2-2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.11を乗じて得た額
(3) プラン2-3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.12を乗じて得た額
(4) プラン2-4	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.13を乗じて得た額
(5) プラン2-5	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.13を乗じて得た額
(6) プラン2-6	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.13を乗じて得た額
(7) プラン2ー7	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.13を乗じて得た額

ウ 削除

(ア) 長期高額利用期間が12料金月のもの

1割引選択回線群ごとに

種 類	割引額
(1) プラン1-1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得た額
(2) プラン1-2	1の割引選択回線群に係る通話に関す る料金に0.06を乗じて得た額

(3) プラン1-3	1の割引選択回線群に係る通話に関す る料金に0.069を乗じて得た額
(4) プラン1-4	1の割引選択回線群に係る通話に関す る料金に0.069を乗じて得た額

(イ) 長期高額利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

種類	割 引 額
(1) プラン2-1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額
(2) プラン2-2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.06を乗じて得た額
(3) プラン2-3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.07を乗じて得た額
(4) プラン2-4	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.08を乗じて得た額
(5) プラン2-5	1の割引選択回線群に係る通話に関す る料金に0.081を乗じて得た額
(6) プラン2-6	1の割引選択回線群に係る通話に関す る料金に0.081を乗じて得た額
(7) プラン2ー7	1の割引選択回線群に係る通話に関す る料金に0.081を乗じて得た額

工 削除

- オ この月極割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金等は、割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線(以下この表において「割引選択回線」といいます。)のうちその割引選択回線群を代表する回線(アの(ア)の表の種類を選択する場合は1以上の回線とします。以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。
- カ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。)のうち、加入電話等設備に係る一般通話(フリーダイヤル通話並びに区域内通話を除きます。)、フリーダイヤル通話(区域内通話を除きます。)又は国際通話(ディジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。)であって、次に該当しないものに限ります。
 - (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
 - (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 (加入電話等設備へのフリーダイヤル通話であって「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」の適用を受ける通話を除きます。)
 - (ウ) IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号 規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの に限ります。)からのフリーダイヤル通話
 - (エ) I P電話設備 (電気通信番号規則第10条第2号に規定 する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社 通話に伴って行うフリーダイヤル通話
- キ カの規定にかかわらず、当社が別に定める場合で、ア(ア) の(4)の適用を受けている割引選択代表回線に係る割引選択

新(2023年11月1日~)

(3) プラン1-3	1の割引選択回線群に係る通話に関す る料金に0.069を乗じて得た額
(4) プラン1-4	1の割引選択回線群に係る通話に関す る料金に0.069を乗じて得た額

(イ) 長期高額利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

種 類	割引額
(1) プラン2-1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額
(2) プラン2-2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.06を乗じて得た額
(3) プラン2-3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.07を乗じて得た額
(4) プラン2-4	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.08を乗じて得た額
(5) プラン2-5	1の割引選択回線群に係る通話に関す る料金に0.081を乗じて得た額
(6) プラン2-6	1の割引選択回線群に係る通話に関す る料金に0.081を乗じて得た額
(7) プラン2-7	1の割引選択回線群に係る通話に関す る料金に0.081を乗じて得た額

工 削除

- オ この月極割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金等は、割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線(以下この表において「割引選択回線」といいます。)のうちその割引選択回線群を代表する回線(アの(ア)の表の種類を選択する場合は1以上の回線とします。以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。
- カ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。)のうち、加入電話等設備に係る一般通話(フリーダイヤル通話並びに区域内通話を除きます。)、フリーダイヤル通話又は国際通話(ディジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。)であって、次に該当しないものに限ります。
- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る 他社通話に伴って行う通話

(ウ) 削除

(エ) 削除

キ カの規定にかかわらず、当社が別に定める場合で、ア(ア) の(4)の適用を受けている割引選択代表回線に係る割引選択

新(2023年11月1日~)

回線群について、その割引選択代表回線に係る割引選択回線 群に係る区域内通話に関する年間累計額が2,500万円(2,750万円)以上の利用を行う申出を行った場合に申出のあった割引 選択代表回線に係る割引選択回線群に係る区域内通話に関す る料金の月間累計額についてア(ア)の(4)の割引額の欄の算 出式の数値に0.095を加算して割引を適用することとします。

- ク カの規定にかかわらず、この月極割引の対象となる通話の うち加入電話等設備に係る一般通話(同一の都道府県の区域 に終始する利用回線等相互間の通話であってフリーダイヤル 通話を除いたものに限ります。)の部分は、割引選択回線の契 約者がその割引選択回線について当社が別に定める月極割引 の適用を受けることについて当社の承諾がない場合はこの月 極割引の対象となりません。
- ケ カ又はクの規定にかかわらず、(2) 欄のイ(エ)及び(オ)に規 定する他の月極割引の適用を受けており、割引選択代表回線 と契約者が異なる割引選択回線については、当該割引選択回 線が適用を受けている他の月極割引の割引対象通話に限り、 この月極割引を適用します。
- (注1) アの「当社が別に定める電気通信サービス」は次のとおりとします。
- 専用サービス
- データ伝送サービス
- IP通信網サービス
- (注2) ア又はキに規定する当社が別に定める場合とは、割引選択代表回線の契約者から申出のあった場合であって、その割引選択代表回線を含む長期高額利用回線群のそれぞれの割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったことを当社が確認した場合とします。

ただし、当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及び I P通信網サービス契約約款に規定する 長期高額利用割引の適用を受けている場合を除きます。

(注3) イに規定する当社が別に定める場合とは、割引選択代表回線の契約者から申出のあった場合であって、その割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が、当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額並びにその電気通信回線に係る当社のパケット交換サービス契約約款に定める料金額(第1表(料金)第1(基本料金)2(料金額)に定める料金に限ります。)の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において10億円(11億円)以上であったことを当社が確認した場合とします。ただし、当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する

(注4) 約定金額等に表示する税込価格については、料金の累 計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありま せん。

長期高額利用割引の適用を受けている場合を除きます。

ア この月極割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を 指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、 回線群について、その割引選択代表回線に係る割引選択回線 群に係る区域内通話に関する年間累計額が2,500万円(2,750万円)以上の利用を行う申出を行った場合に申出のあった割引 選択代表回線に係る割引選択回線群に係る区域内通話に関す る料金の月間累計額についてア(ア)の(4)の割引額の欄の算 出式の数値に0.095を加算して割引を適用することとします。

- ク カの規定にかかわらず、この月極割引の対象となる通話の うち加入電話等設備に係る一般通話(同一の都道府県の区域 に終始する利用回線等相互間の通話であってフリーダイヤル 通話を除いたものに限ります。)の部分は、割引選択回線の契 約者がその割引選択回線について当社が別に定める月極割引 の適用を受けることについて当社の承諾がない場合はこの月 極割引の対象となりません。
- ケ カ又はクの規定にかかわらず、(2) 欄のイ(エ)及び(オ)に規 定する他の月極割引の適用を受けており、割引選択代表回線 と契約者が異なる割引選択回線については、当該割引選択回 線が適用を受けている他の月極割引の割引対象通話に限り、 この月極割引を適用します。
- (注1) アの「当社が別に定める電気通信サービス」は次のと おりとします。
- ・ 専用サービス
- データ伝送サービス
- IP通信網サービス
- (注2) ア又はキに規定する当社が別に定める場合とは、割引選択代表回線の契約者から申出のあった場合であって、その割引選択代表回線を含む長期高額利用回線群のそれぞれの割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったことを当社が確認した場合とします。

ただし、当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及び I P通信網サービス契約約款に規定する 長期高額利用割引の適用を受けている場合を除きます。

- (注3) イに規定する当社が別に定める場合とは、割引選択代 表回線の契約者から申出のあった場合であって、その割引 選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信 回線が、当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービ ス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長 期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその 適用の対象となる料金額並びにその電気通信回線に係る当 社のパケット交換サービス契約約款に定める料金額(第1 表(料金)第1(基本料金)2(料金額)2-1(回線使 用料(基本額))に定める料金及び第2(通信料金)2(料 金額)に定める料金に限ります。)の合計が、申出のあった 日を含む料金月の前料金月から前12料金月において10億円 (11億円)以上であったことを当社が確認した場合とします。 ただし、当社の専用サービス契約約款、データ伝送サー ビス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する 長期高額利用割引の適用を受けている場合を除きます。
- (注4) 約定金額等に表示する税込価格については、料金の累 計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありま せん。

(2) 承諾 ア この月極割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を 指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、

新(2023年11月1日~)

その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき は、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただき

- イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該 当するものである場合に限り、これを承諾します。
- (ア) その申し出のあった割引選択回線に係る通話の料金明 細内訳が記録されているとき。
- (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33 条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体 であるとき。(この申し出のあった割引選択回線が、この通 話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるも のに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありま せん。)
- (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。
- (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申し出の あった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の 月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受 けるとき又は(1)欄のアの(ア)の表の種類を選択する場合 であって、この申出のあった割引選択回線の契約者と他の 割引選択回線の契約者が相互に業務上緊密な関係を有する ことについて当社の基準に適合するときはこの限りではあ りません。)
- (オ) その申出のあった割引選択回線が、当社が別に定める 電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割 引の適用を受けている回線群であって契約者が合算対象と して指定した回線群の契約者と同一の者に係るものである とき(この申出のあった割引選択回線(割引選択代表回線 となるものを除きます。)が、この通話料金別表に規定する 他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用 を受けるときは、この限りでありません。)。
- (カ) (1) 欄の才の規定によりこの月極割引適用後の長期高 額利用回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約 者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又 は怠るおそれがないとき。
- (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金 別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除き ます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。

用

- (3) 月極割引の適 | ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他 社直収電話等利用回線について当社が別に定める付加機能の 提供の開始があったときであってその契約者から申出があっ たときは、その付加機能に係る通話についてその付加機能の 提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用 します。
 - エ (1) 欄のアに規定する当社が別に定める場合は割引選択代 表回線の契約者から申出のあった日を含む料金月の翌料金月 から適用するものとし、廃止の申出があった場合は申出のあ った日を含む料金月の末日まで適用します。
 - オ 固定優先接続特別割引は、各固定区分について当社の事業

その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき は、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただき

- イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該 当するものである場合に限り、これを承諾します。
 - (ア) その申し出のあった割引選択回線に係る通話の料金明 細内訳が記録されているとき。
 - (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33 条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体 であるとき。(この申し出のあった割引選択回線が、この通 話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるも のに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありま せん。)
 - (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。
 - (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申し出の あった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の 月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受 けるとき又は(1)欄のアの(ア)の表の種類を選択する場合 であって、この申出のあった割引選択回線の契約者と他の 割引選択回線の契約者が相互に業務上緊密な関係を有する ことについて当社の基準に適合するときはこの限りではあ りません。)
 - (オ) その申出のあった割引選択回線が、当社が別に定める 電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割 引の適用を受けている回線群であって契約者が合算対象と して指定した回線群の契約者と同一の者に係るものである とき(この申出のあった割引選択回線(割引選択代表回線 となるものを除きます。)が、この通話料金別表に規定する 他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用 を受けるときは、この限りでありません。)。
 - (カ) (1) 欄の才の規定によりこの月極割引適用後の長期高 額利用回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約 者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又 は怠るおそれがないとき。
 - (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。
- ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金 別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除き ます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。

- (3) 月極割引の適 | ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料 金月単位で行います。
 - イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含 む料金月の翌料金月からとします。
 - ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他 社直収電話等利用回線について当社が別に定める付加機能の 提供の開始があったときであってその契約者から申出があっ たときは、その付加機能に係る通話についてその付加機能の 提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用 1.ます.
 - エ (1) 欄のアに規定する当社が別に定める場合は割引選択代 表回線の契約者から申出のあった日を含む料金月の翌料金月 から適用するものとし、廃止の申出があった場合は申出のあ った日を含む料金月の末日まで適用します。
 - オ 固定優先接続特別割引は、各固定区分について当社の事業

新(2023年11月1日~)

者識別番号を指定していることを特定協定事業者からの通知により当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。(1) 欄のイに定める当社が別に定める場合は割引選択代表回線の契約者から申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用するものとし、廃止の申出があった場合は申出のあった日を含む料金月の末日まで適用します。

- カ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他 社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場 合には、この月極割引を廃止します。
- (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。
- (イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約 の解除があったとき。
- (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
- (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
- (オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る 電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であっ て、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知 ったとき。
- (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、 電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事 実を知ったとき。
- (ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
- (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
- (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- キ この月極割引の適用を受けている利用回線について、付加機能の廃止又はその利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)若しくは第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

区 分	月極割引の適用
1 削除	削除
2 この月極割引の適	その変更日を含む料金月からこの
用を受けている利用	利用回線又は他社直収電話等利用
回線又は他社直収電	回線に係る一般通話及び国際通話
話等利用回線に係る	について、この月極割引を適用し
電話番号又は契約者	ません。
回線番号の変更とな	ただし、その利用回線又は他社
る場合であって、第	直収電話等利用回線に係る一般通
45条(電話等利用契	話又は国際通話について契約者か
約者からの通知)又	らこの月極割引の適用の申出があ
は第45条の5(他社	るときは、その申出を当社が承諾

者識別番号を指定していることを特定協定事業者からの通知により当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。(1) 欄のイに定める当社が別に定める場合は割引選択代表回線の契約者から申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用するものとし、廃止の申出があった場合は申出のあった日を含む料金月の末日まで適用します。

- カ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他 社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場 合には、この月極割引を廃止します。
- (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。
- (イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約 の解除があったとき。
- (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
- (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
- (オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る 電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であっ て、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知 ったとき。
- (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合ディジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって 電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事 実を知ったとき。
- (ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
- (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
- (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- キ この月極割引の適用を受けている利用回線について、付加機能の廃止又はその利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)若しくは第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

わらず、火表に規定する	うとおりとします。
区 分	月極割引の適用
1 削除	削除
2 この月極割引の適 用を受けている利用 回線又は他社直収電 話等利用回線に係る 電話番号又は契約者 回線番号の変更とな	その変更日を含む料金月からこの 利用回線又は他社直収電話等利用 回線に係る一般通話及び国際通話 について、この月極割引を適用し ません。 ただし、その利用回線又は他社
る場合であって、第 45条(電話等利用契 約者からの通知)又 は第45条の5(他社	直収電話等利用回線に係る一般通 話又は国際通話について契約者か らこの月極割引の適用の申出があ るときは、その申出を当社が承諾

新(2023年11月1日~)

直収電話等付加機能 した日を含む料金月の翌料金月か 利用契約者からの通しこの月極割引を適用します。 知)に規定する事前 通知があったとき。

ク この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次 表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から 6欄の規定によるものとします。

り触り気をによるものと	
区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止 があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。
2 カの(イ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき(4 に規定する場合を除 きます。)。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を 適用します。
3 カの(ウ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料 金について、この月極割引適用し ます。
4 カの(エ)の規定、 第12条(電話等の課度に伴うの規定を 等の譲渡に伴うのを 等利用契定がのの が、)に規契的の解的 が、)に規契の45 は第14条の45 は取電影響を が、が、が、が、が、は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 カの(オ)又は(キ) の規定により、月極 割引の廃止があった とき。	その廃止日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用し ます。
6 カの(カ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	① 削除
	② 一般通話及び国際通話については、その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

ケ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払わ れているときは、その料金を返還します。

知)に規定する事前 通知があったとき。

直収電話等付加機能した日を含む料金月の翌料金月か 利用契約者からの通しこの月極割引を適用します。

ク この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次 表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から 6欄の規定によるものとします。

6欄の規定によるものと	こします。
区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止 があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。
2 カの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4に規定する場合を除きます。)。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を 適用します。
3 カの(ウ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料 金について、この月極割引適用し ます。
4 第12条 第12条 第12条 第12条 第12条 第12条 第12条 第12 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 カの(オ)又は(キ) の規定により、月極 割引の廃止があった とき。	その廃止日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用し ます。
6 カの(カ)の規定に より、月極割引の廃 止があったとき。	① 削除 ② 一般通話及び国際通話については、その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

ケ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払わ れているときは、その料金を返還します。

- コ カ及びキに規定するほか、当社は各固定区分について当社 の事業者識別番号の指定が解除されたことを特定協定事業者 からの通知により確認できたときは、固定優先接続特別割引 を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月 の末日までの通話に関する料金について、固定優先接続特別 割引の適用を行います。
- サ カの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択代表回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はカの(ク)に規定する支払期日とします。
- シ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの表並びに当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金等の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額の累計額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、特定協定事業者が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

年間累計額の

算出対象期間

内の各料金月

におけるこの

割引相当額 = 月極割引適用 × 割引率

前の割引選択

回線群に係る

通話に関する

料金

ス 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、シに定める方法により算出した割引相当額に規定損害金を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただききます。

ただし、シの適用を受けるときはこの限りでありません。

年間累計額の算

出対象期間内の

各料金月におけ

最低基準額 = るこの月極割引 × 2,000円 × 12

の適用を受けた 割引選択回線の

数の累計

- ÷ 12 (この月極割引を長期高額利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。)
- セ 割引選択代表回線の契約者は、この月極割引の種類の変更 (約定金額の増額(長期高額利用期間の短縮を伴う場合を除 きます。)又は長期高額利用期間の延長を伴う場合(約定金額 の減少を伴う場合を除きます。)に限ります。)を行うことが できます。この場合において、変更後の長期高額利用割引の

新(2023年11月1日~)

- コ カ及びキに規定するほか、当社は各固定区分について当社 の事業者識別番号の指定が解除されたことを特定協定事業者 からの通知により確認できたときは、固定優先接続特別割引 を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月 の末日までの通話に関する料金について、固定優先接続特別 割引の適用を行います。
- サ カの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択代表回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はカの(ク)に規定する支払期日とします。
- シ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの表並びに当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金等の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額の累計額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、特定協定事業者が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

年間累計額の 算出対象期間 内の各料金月 におけるこの

割引相当額 = 月極割引適用 × 割引率

前の割引選択 回線群に係る 通話に関する

料金

ス 割引選択代表回線の契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、シに定める方法により算出した割引相当額に規定損害金を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただききます。

ただし、シの適用を受けるときはこの限りでありません。

年間累計額の算 出対象期間内の

各料金月におけ

最低基準額 = るこの月極割引 × 2,000円 × 12 の適用を受けた

割引選択回線の 数の累計

- ÷ 12 (この月極割引を長期高額利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。)
- セ 割引選択代表回線の契約者は、この月極割引の種類の変更 (約定金額の増額(長期高額利用期間の短縮を伴う場合を除きます。)又は長期高額利用期間の延長を伴う場合(約定金額の減少を伴う場合を除きます。)に限ります。)を行うことができます。この場合において、変更後の長期高額利用割引の

新(2023年11月1日~)

開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金 月からとします。

ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引 選択代表回線の契約者の同意を得た上で変更を申し出ていた

- (注) 割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じ て得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定 に関わらず、その端数を切り上げます。
- (4) 長期高額利用 回線群に係る月 極割引の長期高 額利用期間等
- ア 長期高額利用回線群に係る長期高額利用期間は、この表又 は当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規 定する長期高額利用割引の適用を開始した日又はその開始し た日以降最初に到来する料金月の起算日から(1)欄のアの表 中に規定する長期高額利用期間とします。

割引選択代表回線の契約者は、長期高額利用期間終了後も、 この月極割引を継続しようとするときは、この表又は当社が 別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長 期高額利用割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線 又は電気通信回線の長期高額利用期間満了日の10日前まで に、新たにこの月極割引の種類を選択して当社に申し出てい ただきます。

ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選 択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。

- イ 割引選択代表回線の契約者は、長期高額利用回線群に係る 全ての割引選択回線及び電気通信回線について、アに規定す る長期高額利用期間内にこの表又は当社が別に定める電気通 信サービスの契約約款及等に規定する長期高額利用割引の廃 止があった場合は、(ア)の表及び(イ)の表に定める解約金を、 当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。こ の場合、解約金は長期高額利用回線群に係る全ての割引選択 回線及び電気通信回線について、この表又は当社が別に定め る他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利 用割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに 規定する長期高額利用期間の終了日を含む料金月までの料金 月数(以下この表において「残余月数」といいます。)により 算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、 割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後 の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていた だきます。
- (ア) 利用期間が12料金月のもの

1割引選択回線群ごとに

種類	解約金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	40万円×残余月数
プラン1-3	200万円×残余月数
プラン1-4	440万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

種類	解約金
プラン2-1	5 万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	60万円×残余月数

開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金 月からとします。

ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引 選択代表回線の契約者の同意を得た上で変更を申し出ていた

- (注) 割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じ て得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定 に関わらず、その端数を切り上げます。
- 回線群に係る月 極割引の長期高 額利用期間等

(4) 長期高額利用 ア 長期高額利用回線群に係る長期高額利用期間は、この表又 は当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規 定する長期高額利用割引の適用を開始した日又はその開始し た日以降最初に到来する料金月の起算日から(1)欄のアの表 中に規定する長期高額利用期間とします。

> 割引選択代表回線の契約者は、長期高額利用期間終了後も、 この月極割引を継続しようとするときは、この表又は当社が 別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長 期高額利用割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線 又は電気通信回線の長期高額利用期間満了日の10日前まで に、新たにこの月極割引の種類を選択して当社に申し出てい ただきます。

> ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選 択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。

- イ 割引選択代表回線の契約者は、長期高額利用回線群に係る 全ての割引選択回線及び電気通信回線について、アに規定す る長期高額利用期間内にこの表又は当社が別に定める電気通 信サービスの契約約款及等に規定する長期高額利用割引の廃 止があった場合は、(ア)の表及び(イ)の表に定める解約金を、 当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。こ の場合、解約金は長期高額利用回線群に係る全ての割引選択 回線及び電気通信回線について、この表又は当社が別に定め る他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利 用割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに 規定する長期高額利用期間の終了日を含む料金月までの料金 月数(以下この表において「残余月数」といいます。)により 算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、 割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後 の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていた だきます。
- (ア) 利用期間が12料金月のもの

1割引選択回線群ごとに

種類	解約金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	40万円×残余月数
プラン1-3	200万円×残余月数
プラン1-4	440万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

種類	解約金
プラン2-1	5 万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	60万円×残余月数

新(2023年11月1日~)

プラン2-4	130万円×残余月数
プラン2-5	230万円×残余月数
プラン2-6	330万円×残余月数
プラン2-7	460万円×残余月数

ウ イの規定にかかわらず、(1) 欄のイに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む割引選択回線群の割引選択代表回線の契約者は、イに規定する長期高額利用割引の廃止があった場合は、下記の(ア)の表及び(イ)の表((1) 欄のアに規定する当社が別に定める場合はイの(ア)の表とし、(1) 欄のイに規定する当社が別に定める場合はイの(ア)の表及び(イ)の表とします。)に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合の解約金に係るその他の取扱いについてはイの規定に準じます。

ただし、(1) 欄のウまたは(1) 欄のエに規定する額の割引の 適用を受けている割引選択回線を含む場合は、エ、オ又は以 下の表に定める解約金のうち(1) 欄のアで選択したこの月極割 引の種類に係る解約金の中で最も低額の解約金を適用します。 (ア) 利用期間が12料金月のもの

1割引選択回線群ごとに

種類	解約金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	40万円×残余月数
プラン1-3	40万円×残余月数
プラン1-4	40万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

種類	解約金
プラン2-1	5 万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	60万円×残余月数
プラン2ー4	130万円×残余月数
プラン2-5	130万円×残余月数
プラン2-6	130万円×残余月数
プラン2-7	130万円×残余月数

エ イの規定にかかわらず、(1) 欄のウに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む割引選択回線群の割引選択代表回線の契約者は、イに規定する長期高額利用割引の廃止があった場合は、下記の(ア)の表及び(イ)の表(1) 欄のアに規定する当社が別に定める場合は、イの(ア)の表とします。)に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合の解約金に係るその他の取扱いについてはイの規定に準じます。

ただし、(1) 欄のイ又は(1) 欄のエに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む場合は、ウ、オ又は以下の表に定める解約金のうち(1) 欄のアで選択したこの月極割引の種類に係る解約金の中で最も低額の解約金を適用します。

(ア) 利用期間が12料金月のもの

プラン2-4	130万円×残余月数
プラン2-5	230万円×残余月数
プラン2-6	330万円×残余月数
プラン2-7	460万円×残余月数

ウ イの規定にかかわらず、(1) 欄のイに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む割引選択回線群の割引選択代表回線の契約者は、イに規定する長期高額利用割引の廃止があった場合は、下記の(ア)の表及び(イ)の表((1) 欄のアに規定する当社が別に定める場合はイの(ア)の表とし、(1) 欄のイに規定する当社が別に定める場合はイの(ア)の表及び(イ)の表とします。)に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合の解約金に係るその他の取扱いについてはイの規定に準じます。

ただし、(1) 欄のウまたは(1) 欄のエに規定する額の割引の 適用を受けている割引選択回線を含む場合は、エ、オ又は以 下の表に定める解約金のうち(1) 欄のアで選択したこの月極割 引の種類に係る解約金の中で最も低額の解約金を適用します。 (ア) 利用期間が12料金月のもの

1割引選択回線群ごとに

種類	解約金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	40万円×残余月数
プラン1-3	40万円×残余月数
プラン1ー4	40万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

種類	解約金
プラン2-1	5 万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	60万円×残余月数
プラン2-4	130万円×残余月数
プラン2-5	130万円×残余月数
プラン2-6	130万円×残余月数
プラン2-7	130万円×残余月数

エ イの規定にかかわらず、(1) 欄のウに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む割引選択回線群の割引選択代表回線の契約者は、イに規定する長期高額利用割引の廃止があった場合は、下記の(ア)の表及び(イ)の表(1) 欄のアに規定する当社が別に定める場合は、イの(ア)の表とします。)に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合の解約金に係るその他の取扱いについてはイの規定に準じます。

ただし、(1) 欄のイ又は(1) 欄のエに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む場合は、ウ、オ又は以下の表に定める解約金のうち(1) 欄のアで選択したこの月極割引の種類に係る解約金の中で最も低額の解約金を適用します。

(ア) 利用期間が12料金月のもの

1割引選択回線群ごとに

種類	解約金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	40万円×残余月数
プラン1-3	40万円×残余月数
プラン1ー4	40万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

種類	解約金
プラン2-1	5 万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	60万円×残余月数
プラン2ー4	130万円×残余月数
プラン2-5	130万円×残余月数
プラン2-6	130万円×残余月数
プラン2-7	130万円×残余月数

オ イの規定にかかわらず、(1) 欄のエに規定する額の割引の適 用を受けている割引選択回線を含む割引選択回線群の割引選 択代表回線の契約者は、イに規定する長期高額利用割引の廃 止があった場合は、下記の(ア)の表及び(イ)の表((1) 欄のア に規定する当社が別に定める場合は、イの(ア)の表としま す。)に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支 払っていただきます。この場合の解約金に係るその他の取扱 いについてはイの規定に準じます。

ただし、(1) 欄のイ又は(1) 欄のウに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む場合は、ウ、エ又は以下の表に定める解約金のうち(1) 欄のアで選択したこの月極割引の種類に係る解約金の中で最も低額の解約金を適用します。

(ア) 利用期間が12料金月のもの

1割引選択回線群ごとに

種類	解約金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	3万円×残余月数
プラン1-3	3万円×残余月数
プラン1-4	3万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

種類	解約金
プラン2-1	5 万円 × 残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	30万円×残余月数
プラン2-4	30万円×残余月数
プラン2-5	30万円×残余月数

1割引選択回線群ごとに

種類	解約金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	40万円×残余月数
プラン1-3	40万円×残余月数
プラン1-4	40万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

種類	解約金
プラン2-1	5 万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	60万円×残余月数
プラン2-4	130万円×残余月数
プラン2-5	130万円×残余月数
プラン2-6	130万円×残余月数
プラン2-7	130万円×残余月数

オ イの規定にかかわらず、(1) 欄のエに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む割引選択回線群の割引選択代表回線の契約者は、イに規定する長期高額利用割引の廃止があった場合は、下記の(ア)の表及び(イ)の表((1)欄のアに規定する当社が別に定める場合は、イの(ア)の表とします。)に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合の解約金に係るその他の取扱いについてはイの規定に準じます。

ただし、(1) 欄のイ又は(1) 欄のウに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む場合は、ウ、エ又は以下の表に定める解約金のうち(1) 欄のアで選択したこの月極割引の種類に係る解約金の中で最も低額の解約金を適用します。

(ア) 利用期間が12料金月のもの

1割引選択回線群ごとに

種類	解約金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	3 万円×残余月数
プラン1-3	3万円×残余月数
プラン1-4	3 万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

種類	解約金
プラン2-1	5 万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	30万円×残余月数
プラン2-4	30万円×残余月数
プラン2-5	30万円×残余月数

	旧(~2023年1		ビス契約約款	新(2023:	年11月1日~)	
	プラン2-6	30万円×残余月数		プラン2-6	30万円:	×残余月数
	プラン2-7	30万円×残余月数		プラン2-7	30万円:	×残余月数
	た場合、変更後の月根	上よりこの月極割引の種類の変更を行っ 極割引を適用する長期高額利用期間は変 用を開始した料金月から起算して算出し		た場合、変更後の	定によりこの月極割引 D月極割引を適用する D適用を開始した料金	長期高額利用期間は変
(5) 1割引選択回 線当たりの通話 に関する料金の 計算	ア 1 3 (3) 欄の 4 (3) 欄の 4 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (の規定は料金返還その他の場合においに規定の通話((1)欄の力に規定する)に関する料金を確定する。 1割引選択回線当時の日間の定題では、1割引選択の月のでは、1ののでは、1ののでは、1ののでは、1ののでは、1のでは、1のでは、1の	(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3) 欄の 1 1 割ますた 1 割ますた 1 割線 1 割線 1 割線 1 割線 1 割線 1 割線 1 割線 1 割線	の サート では では では では では では では では では では	のカに規定する通話に る料金を確定する必要 します。 1割引選択回線 当たりのこの月 極割引(固定優 先接続特別割引
	用選通金 用選通金 用選通金 こ 用回	この月極割引 (固定優先接続 特別割引のうち (1)欄のアに規 前のその割引 定する同一との 記に関する料 ※ 差分を除きした 後の割引選択 線群に係る割引 額 の月極割引選択 線群に係る料 に関する料		1回の割優別ちアるンと除を割割線こ引先割(に同ののき適引引当の(接引)規一割差ま用額選た月固続の欄定プ引分すし、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	この月極割引適 用前のその線引引 選話に関する料 通の原と のののの がでいる ののの ののの ののの ののの ののの ののの ののの ののの ののの の	この月優別の日本の日間別欄の目別側の日子の日間別欄の割のの分のののののののののののののののののでは、これの

<u>電話等サービス契約</u> 旧(~2023年10月31日)	約款 新(2023年11月1日~)
1割引選択 回線当たり の固定優先 接続特別割引のうち (1) 欄のアに規定する 同一プランの割引率との差分を適用した時の割引額	1割引選択 回線当たり の固定優先 接続特別割 引のうち (1) 欄のア に規定する 同一プラン の割引率と の差分を適 用した時の 割引額
この月極割引適 用前の割引選択 回線群に係る通 : 話に関する料金 のうち固定優先 接続特別割引の 適用を受ける通 話に関する料金 イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群	この月極割引適 用前の割引選択 回線群に係る通 話に関する料金 のうち固定優先 接続特別割引の 適用を受ける通 話に関する料金 イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群
に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。ウイに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。この場合、その月極割引が複数あるときは、それぞれの1割引選択回線当たりの定額料相当額の和をアに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に加算します。	に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。ウイに規定するほか、(1) 欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。この場合、その月極割引が複数あるときは、それぞれの1割引選択回線当たりの定額料相当額の和をアに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に加算します。
1割引選択 その月極割引適 回線当たり 日本の日極割引 大田 日本の日極割引 大田 日本の日極割引 大田 日本の日極割引達 大田 日本の日極割引適 日本の日極割引適 日本の日極割引適 日本の日極割引適 日本の日極割引適 日本の日極割引適 日本の日極割引適 日本の目極割引適 日本の目を開発している。 日本の日極割引適 日本の目が表現している。 日本の日極割引適 日本の目が表現している。 日本の日極割引適 日本の目が表現している。 日本の日極割引適 日本の目が表現している。 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	1割引選択 回線当たり の定額料相 当額 その月極割引適 用前の割引選択 回線に係る通話 に関する料金 その月極割引適 ・ 一 の割引選択 回線群に係る通 話に関する料金

電話等サービス契約約款		
旧(~2023年10月31日)	新(2023年11月1日~)	
	附 則 (令和5年9月21日 CAS1サ第000400001867-01号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和5年11月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の割引サービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のプランとみなして取り扱います。 通話料金別表の「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」のうち、料金表第1表(料金)第1(基本料金)2(料金額)2-2(付加機能使用料)地域指定着信課金機能(フリーダイヤル)の備考欄63に規定する条件に係るもの 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。	